



平成 2 9 年 第 3 回
本別町議会定例会会議録

自 平成 2 9 年 1 0 月 3 日
至 平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

本 別 町 議 会

平成29年本別町議会第3回定例会会議録(第1号)

平成29年10月3日(火曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		(産業厚生常任委員会委員長報告) 陳情第2号 町道上押帯西18号道路(通称上押帯神社通り)の改良工事に向けての早期取組みの陳情
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算(第9回)〕
日程第 8	承認第 3号	専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕
日程第 9	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第10		施政方針説明

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		(産業厚生常任委員会委員長報告) 陳情第2号 町道上押帯西18号道路(通称上押帯神社通り)の改良工事に向けての早期取組みの陳情
日程第 5		諸般の報告
日程第 6		行政報告
日程第 7	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算(第9回)〕
日程第 8	承認第 3号	専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕
日程第 9	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件
日程第10		施政方針説明

出席議員（11名）

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

欠席議員（1名）

9番 林 武 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高橋正夫君	副町長	砂原勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田収君
農林課長	菊地敦君	保健福祉課長	村本信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住民課長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総務課主幹	小坂祐司君
総務課長補佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出勝栄君
教育長	中野博文君	教育次長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡弘幸君	代表監査委員	畑山一洋君
選管事務局長	大和田収君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷲巣正樹君 総務担当副主査 塚谷直人君

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成29年第3回本別町議会定例会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、高橋利勝君、山西二三夫君、及び藤田直美君を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第2 議会運営委員長報告から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

平成29年6月15日第2回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、10月3日から10月16日までの14日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、10月5日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに、3件の提出がありました。

まず一つ、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める意見書提出の陳情、同文書2件。全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、議会運営基準138運用例1によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第3 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、10月3日から10月16日までの14日間とすることにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日10月3日から10月16日までの14日間とすることに決定いたしました。

休会の議決

議長(方川一郎君) お諮りします。

議事の都合により、10月4日から10日及び14、15日の計9日間を休会にしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、10月4日から10日及び14、15日の計9日間は、休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 陳情第2号

議長(方川一郎君) 日程第4 陳情第2号町道上押帯西18号道路(通称上押帯神社通り)の改良工事に向けての早期取組みの陳情についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長山西二三夫君、御登壇ください。

産業厚生常任委員長(山西二三夫君)[登壇] 陳情審査結果報告書。

平成29年6月6日第2回定例会において審査付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告いたします。

1、事件、陳情第2号町道上押帯西18号道路(通称上押帯神社通り)の改良工事に向けての早期取組みの陳情。

2、陳情者の住所氏名、本別町上押帯自治会会長、今野薫、住民一同。

3、委員会開催日、平成29年6月14日から9月22日までの計9日間。

4、現地調査日、平成29年6月16日から8月17日までの計8日間。

5、審査結果、趣旨採択。

6、少数意見の留保、なし。

7、陳情書の内容は次のページに記載してあります。

8、審査の概要。

(1) 主な協議・取り組み事項は下記の から の4点の事項を中心に協議いたしました。

3ページの上段、 の道路状況等の確認及び車両通行量、通行人調査では延べ8日の現地調査を行った結果をまとめておりますので御参照ください。

下段の 町からの聞き取り、町道の整備計画等の状況把握では、町としての道路整備の考え、道路予算の状況などを調査する必要があるとの意見から、6月27日に町建設水道課より聞き取りを行い、その中で、総合計画、実施計画の中には改良工事未完了路線が6路線あること、総合計画未掲載の改良工事計画路線が多数あることなどの説明を受けました。

また、国の国土強靱化政策で道路事業から橋梁長寿命化、橋の延命事業へ重点が移ったことにより、一般道路事業の補助予算額が減少していることや、舗装化にかかる経費として、1億3,000万円から1億5,000万円がかかるなどの説明を受けました。

の地域住民との意見交換を6月29日に行い、陳情に対する地域の思いや考えなどについて意見を交換いたしました。以下、記載のとおりになっていますのでお読み取りください。

次に5ページに移ります。道路整備、改良工事の必要性の検証では、道路の利用状況、道路に面した住宅の張付き状況、スクールバスやへき地患者バスなどの公共交通の利用状況、現在の道路状況においての通行時における問題点の有無、次のページをお願いします。道路整備計画に伴う地域と地権者の協力と同意の有無、救急車両がどのルートを通るか、また、エリアは。上士幌町、また、士幌町から朝陽地区を通るルートの状況について検証を行いました。

ここまで行ってきたことを踏まえて(2)自由討議を実施しましたが、自由討議については本別町議会基本条例第9条に基づき行っております。

次に、産業厚生常任委員会での採決結果は、採択2人、趣旨採択2人と同数のため委員長が採決を行い趣旨採択としました。

趣旨採択であります。これは陳情の願意は十分に理解できるが、本町の財政事情等から当分の間は願意を実現することが不可能である場合等に、陳情書の趣旨には賛成であるという意味で、その趣旨のみ取り上げることから趣旨採択と呼んでおり、どちらかということ採択に近いものであります。

7ページ、9、委員会のまとめ、意見でございますが、ここまで報告した内容と同趣旨のまとめ、意見については省略しますが、委員会での協議や自由討議の中の意見としては、地域からの長年の要望事項であること、トラクターなどの農作業車の利用度が増すこと、幹線と幹線が交差する道路として、地域住民の利用度が高まることが考えられること、土

幌町朝陽地区の町道の改良工事が行われていることから、上士幌消防署の緊急車両が、西18号線を通行する可能性が高まることなどの意見が上げられました。

地域の総意として出された陳情の趣旨は理解できるものの、町の財政事情などから改良工事の早期着工の実現は難しいと考えられるが、陳情のすべてを不採択とすることは適当ではないと判断し、陳情全体の趣旨は賛成であることから趣旨採択としました。

なお、陳情書にある早期の工事着工は現時点では難しいと考えますが、長年の地域の要望、また、幹線と幹線が交差する道路としての位置付けから利用度の増加、さらに、緊急車両が通行する可能性などの点から、次期の総合計画に当該路線の改良工事計画を盛り込むことを望むものであります。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第2号町道上押帯西18号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情について採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択です。

陳情第2号町道上押帯西18号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情を趣旨採択とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（方川一郎君） 賛成、趣旨採択とする起立者10人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、陳情第2号町道上押帯西18号道路（通称上押帯神社通り）の改良工事に向けての早期取組みの陳情の提出を求める陳情は全会一致で趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第5 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第5 諸般の報告を行います。

報告第19号専決処分報告。

平成29年度本別町一般会計補正予算（第8回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第19号専決処分報告。

平成29年度本別町一般会計補正予算（第8回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,485万9,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

1、歳入であります。16款1項1目寄付金2節民生費寄付金30万円の増額補正は、発達支援センター物品購入費として、本別町柏木町にお住まいの 様からの指定寄付金でございます。

次の歳出であります。3款民生費3項児童福祉費4目発達支援センター費11節需用費5万6,000円の補正は、ティーバッティングセット、ボールプール用のボール等消耗品として、次の18節備品購入費24万4,000円は、室内用小型ジャングルジム1台21万2,000円、縄跳び用ポールスタンド1台3万2,000円を購入するもので、いずれも寄付者の意向により、それぞれ物品購入にあてるものでございます。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

次に、報告第20号専決処分報告。

平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第20号専決処分報告。

平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,009万円とするものであります。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳入であります。3款1項1目寄付金1節指定寄付金の2万円の補正は、本別町西仙美里 番地 にお住まいの 様から2万円の寄付をいただいております。

歳出であります。1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、18節備品購入費、施設等備品、加湿器1台の購入にあてるものでございます。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

次に、報告第21号平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第21号平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

1、健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっており該当はありません。

実質公債費比率8.7パーセント、将来負担比率20.1パーセント。

参考といたしまして、早期健全化基準として、実質赤字比率15.0パーセント、連結実質赤字比率20.0パーセント、実質公債費比率25.0パーセント、将来負担比率350.0パーセント。

財政再生基準として、実質赤字比率20.0パーセント、連結実質赤字比率30.0パーセント、実質公債費比率35.0パーセントでありまして、健全化判断比率のうちいずれかが基準以上の場合には、早期健全化計画並びに財政再生計画を定めなければなりません、本町はすべて基準以下であります。

次の2、資金不足比率。

水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計のいずれも資金不足額は生じておらず、該当はありません。

参考といたしまして、経営健全化基準の資金不足比率は20.0パーセントであり、全会計とも基準以下であります。

以上、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から平成29年7月分及び8月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成28年度本別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が教育長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務常任委員長及び産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議員派遣結果報告書が広報広聴常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成29年第2回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静の報告について、平成29年第2回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第6 行政報告

議長（方川一郎君） 日程第6 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 平成29年度の普通交付税の算定結果について、まず報告をさせていただきます。

7月25日に総務省から普通交付税の算定結果の通知が示されたところでありますが、本町は対前年比で5.0パーセント、1億4,117万2,000円減額の26億6,925万8,000円となったところであります。道内においては、交付団体であります178の市町村のうち168市町村で減額となっており、減額率は、対前年比、北海道町村では3.8パーセント、十勝の町村では4.1パーセントとなったところであります。

昨年度より大幅な減額となった主な要因は、全国共通の事項として、基準財政需要額の算定において、リーマンショック後の地方経済、雇用情勢の悪化を踏まえた緊急時の経済対策として導入されました、歳出の特別枠の削減による地域経済、雇用対策費の大幅な減少と、昨年度導入されましたトップランナー方式などによる各費目の単位費用改正に伴う減額に加え、本町独自の特殊要因として、常設保育所廃止に伴う社会福祉費の減少や、町民税所得割、法人税割などの基準財政収入額が増加となったことが挙げられます。

地方交付税の減収などによる一般財源の不足分を補います財政調整基金等の状況は、本年度の当初予算において、2億5千万円の取り崩しを計画しておりますが、今後の収支の見込から判断いたしますと、同額の積み戻しは困難な状況でもあります。年度末残高は昨年度と比較して減少する見通しとなっております。今後も地方交付税の増額は見込めない状況でありまして、税収の伸びも期待できないために、財政運営は一層厳しい状況となる

ことが予想されます。

これからの財政運営の方針としては、地方財政対策、地方交付税制度改正の動きに注視するとともに、基金依存度の縮小や経常経費の削減など、行財政改革の推進により確かな財政基盤の確立を図りつつ、地域の活性化や諸課題の解決に取り組むため、予算の重点化、効率化の徹底が不可欠であると認識しているところです。

今後も町民が夢と希望を持てる施策の展開を進める所存でありますので、町民の皆様をはじめ議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、本別町の元職員が在職中における行為により逮捕、起訴されました第1回公判以降の経緯について報告いたします。

7月10日に開廷いたしました第1回公判につきましては、地方税法に抵触する情報漏えい及びこれに起因する加重収賄の容疑が審理内容となっており、その起訴内容について認めておりました。

その後、9月4日に業務上横領の罪で追起訴され、9月11日に開廷されました第2回の公判及び9月25日に開廷されました第3回公判においては、平成22年10月から26年8月頃までの間、町内の住民から徴収した税金212万6,000円を自己の目的のために着服したとした検察側からの起訴状の読み上げ、冒頭陳述が行われ、元職員につきましては、追起訴された案件についても間違いのないものとして、その内容を認めております。

更に9月26日には、平成23年11月頃、町内の住民から徴収をした税金12万5,400円を着服したとして業務上横領の罪で追起訴をされております。

第4回の公判につきましては、10月24日火曜日、午前10時30分から開廷されることとなっており、町といたしましても公判の内容をしっかりと精査をしていきたいと考えております。

これらを踏まえました町の対応といたしましては、元職員が地方税法違反、加重収賄、横領の罪につきまして公判の中において、その罪を認めていることから、支給をされました退職手当の返納請求につきまして、北海道市町村職員退職手当組合と実務協議を開始しており、また、町の執るべき法的手段等につきましては弁護士とも協議をしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、9月18日の台風18号に伴う避難対応と被害状況について報告をいたします。

台風18号の影響により、9月18日午前5時7分、本別町に浸水害関連の大雨警報が発表され、防災担当者が役場に登庁し、情報収集を行い、その後、午前8時43分に土砂災害関連の大雨警報が発表されましたことから各課長が登庁し、午前9時15分に本別町災害対策本部を設置をして、朝日町、山手町など7自治会の土砂災害警戒区域内に居住する高齢者、体の不自由な方々に対し、いち早く避難を呼びかける避難準備情報を発令し、9時57分にはLアラートによるエリアメール及び職員が手分けをして対象となる各戸を訪問し避難を呼びかけたところです。

避難所は中央公民館、ふれあい交流館、本別生活館の3カ所を開設し、本別生活館を除

く2避難所と福祉避難所であります清流の里に最大で25名の方々が避難をされましたが、午後には天候が回復をしたことから徐々に帰宅をされ、午後2時には全員が帰宅をされました。

なお、この日のアメダスによる降雨量は48ミリ、最大瞬間風速は23.9メートルとなりましたが、午後2時42分には浸水害、土砂災害関連の大雨警報が解除をされたため、午後3時に災害対策本部を解散したところであります。

町内における被害では、倒木による高圧線の断線などにより、北3丁目、弥生町、西美里別の約80契約戸数で午前11時49分から午後1時40分まで、一部は最大午後6時18分まで、西美里別、チエトイ、押帯、西勇足、美蘭別、負籠の約450契約戸数で午後2時9分から午後2時53分までの間停電が発生をいたしました。

農業関連では勇足排水機場で明渠に土砂が堆積をしたため、土砂上げに関連する予算を本定例会で計上させていただいております。農作物では、デントコーン1,281ヘクタールのうち約3割が収穫済みとなっておりますが、残りの約900ヘクタールのうち205ヘクタールが倒伏、57ヘクタールがなびき状態となったところです。

町道では18路線20カ所におきまして、倒木や路面洗掘の被害を受けており、水道施設では上水道の第1取水施設の護岸の一部が崩壊いたしました。町道への倒木は直ちに復旧を済ませ、路面の洗掘は直営の機械により復旧をしたところであります。

次に、農作物の生育状況について報告を申し上げます。

本年の気象経過ですが、植え付け期の4月下旬から5月下旬頃までの気温は高温で経過をし、日照時間は平年を上回り、降水量については、6月下旬には平年の2倍以上の降雨があったものの平年を下回り、干ばつ傾向で推移をしてきたところです。

7月以降も引き続き干ばつ傾向で推移をいたしました。適宜な降雨に恵まれたこともあり、生育は順調に推移をしてきたところです。

小麦の作況につきましては、播種の遅れや葉枯れ病が心配されましたが、順調な生育を示し、出穂から登熟期における期間も十分に確保できました。

J A収穫による作業は7月24日に始まり8月4日に収穫を終了し、その結果、乾麦で平均11.6俵、製品で約10俵となっております。

町の営農対策指導協議会によります作況調査は9月8日に実施をいたしました。8月は日照時間が平均を下回りましたが影響も少なく、大豆、てん菜は良、小豆、馬鈴しょはやや良、菜豆は平年並と予想しております。遅速日数につきましては、菜豆の成熟の遅れから収穫作業が遅れ、それに伴います小麦の播種作業の遅れが心配されているところです。また、先ほどの台風18号の被害状況で報告しましたように、強風によりますデントコーンの倒伏被害がありますが、各作物とも現在のところ順調な生育で経過しておりますことから、今後とも好天に恵まれることを期待をしているところでもあります。

次に、仙美里陽だまりの里に併設します高齢者向け住宅の整備について報告をいたします。

平成27年6月に策定をいたしました本別町特別養護老人ホーム・養護老人ホームの在り方に関する基本構想において、本別町社会福祉協議会が運営をする勇足ゆうあいの里、仙美里陽だまりの里の小規模多機能型居宅介護事業所に併設をして、高齢者向け住宅の整備を計画してまいりました。これまで第1回定例会での行政報告をはじめ、議員協議会でも説明をさせていただきましたが、小規模居宅介護事業所と高齢者向け住宅を一体的に運営することによる効果は大きく、自宅での生活が困難となられた高齢者の方が、見守りや食事の提供を受けながら、できるだけ在宅に近い居住環境での生活を継続することにより、施設に入所することなく地域で暮らし続けることのできる環境を早急に整備してまいりたいと考えております。

特に、仙美里地区に計画しております高齢者向け住宅につきましては、仙美里陽だまりの里を利用されている方で高齢者向け住宅への入居を希望される方も多く、また、理事者と社会福祉協議会役員との懇談会においても早期整備が要請をされ、地域からの期待も大きいことから、来年春の開設を目指して取り組みを進めてまいります。

このことから、本定例会に本別町社会福祉協議会が金融機関より借り入れる仙美里高齢者住宅建設事業資金に係る元利償還の助成に関する債務負担行為の設定を提案させていただいておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

なお、基本構想で計画しております地域密着型特別養護老人ホームの整備につきましては、事業計画の見直しも含めて検討を進めておりますが、第7期銀河福祉タウン計画の策定に合わせ、年度内には結論を出したいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、本別町児童発達支援センターの運営開始について報告をいたします。

本別町児童発達支援センターにつきましては、この間、本別中央小学校の空き教室において行っておりましたが、支援を必要とする児童等への指導につきましては、ふえ続ける療育ニーズや多様化に対応できるように、旧中央保育所内を改修し、療育室4室、プレールーム、キッズルーム、相談室や会議室を整備し、さらに、児童福祉法に基づき、北海道から指定障害児通所支援事業者の指定を受け、10月1日から児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業の3事業を開始したところであります。

発達障害者支援法では、国及び地方公共団体の責務について、発達障害の早期発見のために必要な措置を講じることや継続的な相談を行うことを定めています。これに対応するため、新しい児童発達支援センターでは、家族が児童の発達について気になったり、子育てに不安を感じたりした段階から、気軽に相談のできる相談窓口の拠点として、切れ目のない支援を行うとともに、児童のスムーズな社会参加を進めてまいります。

なお、本施設の呼び名につきましては家庭、地域、関係機関、支援センターの4者が手を取り合って、子ども達の健やかな成長を見守ることから、児童発達支援センターよつばとしたところであります。

これからも、誰もが自分を大切に、住み慣れた地域とつながり、いきいきと暮らすた

めの支援をめざしてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をあわせてよろしくお願いを申し上げます。

以上、本別町議会第3回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（方川一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第7 承認第2号

議長（方川一郎君） 日程第7 承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算（第9回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成29年度本別町一般会計補正予算（第9回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費であります。議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ901万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億9,387万5,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。5ページ、6ページをお願いいたします。

2、歳出であります。2款総務費4項選挙費3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費1節報酬75万6,000円及び3節職員手当等200万円の人件費については、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

次の7節賃金62万5,000円は、臨時職員2名を2カ月間雇用するものであります。

11節需用費中一般事務用160万円は、記載台、投票箱、椅子、コピー用紙、インク代などあります。

13節委託料中ポスター掲示場設置及び撤去236万7,000円は、町内63カ所にポスター掲示場を設置するものであります。

18節備品購入費49万7,000円は、投票用紙自動交付機2台を購入するものであります。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

1、歳入でございますが、14款道支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金901万6,000円の補正は、今回の選挙執行経費を委託金として賄うものであります。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算(第9回)の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算(第9回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町一般会計補正予算(第9回)〕について、報告のとおり承認されました。

日程第8 承認第3号

議長(方川一郎君) 日程第8 承認第3号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 承認第3号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、9月18日の台風18号の豪雨により被災した、第1取水口施設の調査設計費の補正であります。水道施設災害復旧事業に申請をするため、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

資本的支出。

第2条、予算第4条本文括弧書中「6千668万2千円」を「6千868万2千円」に、「6千109万1千円」を「6千294万3千円」に、「559万1千円」を「573万9千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は200万円を増額補正し、支出の総額を1億1,708万2,000円とするものでございます。

予算説明書の説明は省略させていただきます。

以上、平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は資本的支出とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求める件〔平成29年度本別町水道事業会計補正予算(第1回)〕について、報告のとおり承認されました。

日程第9 諮問第1号

議長(方川一郎君) 日程第9 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)〔登壇〕 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年12月31日をもちまして任期満了となります人権擁護委員につきましては、

中川郡本別町 にお住まいの福家立雲さんを人格、識見とも適任と判断し、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるために提案をするものであります。

よろしく願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件は、お手元に配布しました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

日程第10 施政方針説明

議長（方川一郎君） 日程第10 施政方針説明を行います。

高橋町長、御登壇ください。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 はじめに、私、この度の町長選挙におきまして、町民の皆さんの信任をいただきながら引き続き町政を担うこととなりました。

最初に、元職員が地方税法違反、加重収賄及び業務上横領の容疑で逮捕されましたことにつきまして、誠に遺憾でありますとともに、改めて町民の皆様に深くお詫び申し上げる次第であります。今後二度とこのようなことが起きないように、職員一丸となって信頼回復に努めてまいります。

さて、本町を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、本町の舵取り役として、責任の重大さを痛感しますとともに、皆さまの負託に応え、町民の一層の幸せと、町政発展のために私の力の及ぶ限り、全エネルギーを傾注してその任にあたる決意であります。私は就任以来、一貫して町民の皆さんと歩んできた協働のまちづくりを基本理念に、将来を担う子ども達の健やかな成長及び教育の充実と、暮らしの安全、安心を守る健康、福祉、介護、医療、防災など町民生活を原点にサービス基盤の整備を全力で推進してまいりました。しかし、この間、度重なる災害やまちを揺るがす大きな出来事に直面してまいりましたが、町民の皆さまの、まちを愛し、まちを育てようとの熱い思いと、その行動力によって幾多の試練を乗り越えてくることができました。この素晴らしい町民力は、ほんべつのまちづくりの原動力であり、協働のまちづくりは着実に前進をしている、こう感じております。これも町民の皆さまはもとより、議員の皆さまの御指導の、また御協力のたまものであり、心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。これからの4年間は第6次総合計

画を基調に、本別に暮らす誰もが人生を楽しみ、地域がそれぞれの個性を発揮し、いきいきと安心して暮ることができる、自信と誇りを持って、笑顔で、住んで良かった、住んでみたいと実感できるまちを、今後とも、全力で築いてまいる所存であります。

次に国の動向であります。安倍内閣が進める成長戦略の施策が順次実行され、雇用、所得環境の改善が続く中、各種施策の効果もあって、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費は未だ力強さを欠くなど、その成果が地方には十分に浸透をしていないところと見られます。

さらに、今後、社会保障制度の見直しや国民健康保険制度の改革、TPP、日欧EPA問題、消費税引き上げなど、重要課題が目白押しになっており、国民生活や地方への影響が心配をされる所です。また、地方財政は、総務省が発表いたしました平成30年度地方財政収支の仮試算によりますと、地方交付税の概算要求額は対前年の2.5パーセントの減となっております。ここ数年、小規模自治体への地方交付税は大幅な減少が続く、厳しい財政運営が強いられ、地方の一般財源の総額がどう確保されるか、予断を許さない状況にあります。本町の歴史を顧みるとき、激動する社会に翻弄されながらも、厳しい自然と闘い、先人の英知と努力で今日の発展の基礎が築かれたことをしっかりと胸に刻み、自らの責任において自主性を高め、適切な行財政の推進に全力を傾注してまいります。

まず、1番目にまちづくりの重点目標であります。ここで、私のこの6期目のまちづくりのビジョンについてですが、申し上げたいと思います。まちづくりの重点目標は、共生・協働の安心と活力と夢あふれるまちづくりといたしました。思いやりのある心、学び合いを大切に、環境との調和、溢れる活力の創造を進め、街中には安心と活力と笑顔、そして、子どもに夢と希望が一杯の本別の創造を目指してまいります。サブタイトルは、まちに活力と雇用を、暮らしに安全・安心を、子どもに夢と未来を、自主・自立のまちづくりの4点を掲げさせていただきました。

一つは、本町の資源を活かした産業の振興と企業立地の促進で雇用創出と活力に満ちたまちをめざすこととあります。二つ目は、町民と築いた、福祉でまちづくりの精神を生かし、福祉、介護、医療、健康、防災、住宅など、住民の生活基盤の充実拡大を図り町民生活の安定に寄与すること。三つ目は、ほんべつ学びの日宣言の精神を生かし、4つの風事業の推進と教育環境の向上を図り、子どもに未来と夢一杯のまちづくりをめざすこと。四つ目は、行政のスリム化を図り、全ての町民が自立して生き生きと生活するものであります。

二つ目の、まちづくりの主要施策の推進については、これからの町政推進にあたり、本町を取り巻く課題を明らかにしながら、これを基軸にした施策、事業の展開を図ってまいります。

一つ目には、まちに活力と雇用をであります。本町の人口は、平成29年9月末で7,300人余りとなり、人口減少が続いており、生活関連サービスの縮小、空き家、空き店舗等の増加など地域経済の衰退を招くばかりでなく、地域コミュニティ機能の低下に繋がる

こととなります。このため、少子化傾向に歯止めをかけ、本別の未来を担う子ども達を育成するために、大きな負担がなく、子どもを産み育てることができる環境づくりの推進と本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や創業、起業の促進及び地域資源を活用した新産業の創出、育成などを通じて地域産業の形成、活性化を図り、雇用の場の確保を取り組む必要があります。

二つ目には、暮らしに安全と安心をであります。平成18年3月に制定をいたしました、福祉でまちづくり宣言制定以来10年が経過をいたしました。福祉のまちから福祉をまちづくりという視点に置き換え、福祉教育、地域福祉活動の更なる推進を図ってまいります。福祉、医療の充実と健康づくりの推進は、今後の超高齢化社会を迎え、地域に根ざした地域包括ケアについて、地域包括ケア研究所と連携を図りながら、本別ならではの地域包括ケア体制の構築を図ってまいります。

また、平成29年に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が47カ所にふえるなど防災体制の強化が必要です。さらに、平成9年3月導入の防災無線は老朽化が進み更新時期を迎えています。

平成14年12月から供用開始をいたしました銀河クリーンセンターは、平成30年度末で埋立地が満了となります。平成31年度からは、十勝環境複合事務組合が運営いたします。くりりんセンターに加盟することから、ごみの出し方が変わりますので、町民の皆さんに理解、協力をいただきながら、スムーズな移行に努めなければなりません。

次に、子どもに夢と未来をであります。子どもたちは、未来を担う宝であり私達の希望であります。子どもたちが将来の夢や希望をしっかりと描き、未来に大きな目標を持ち、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長する心を育む環境づくりが求められています。そのためには、家庭、学校、地域が融合し、大人と子どもが一緒になって日々学ぶ、ほんべつ学びの日宣言の理念のもと、四つの風事業の推進が重要な役割を果たしています。

また、北海道の公立高等学校適正配置計画によります。平成30年度の本別高校の募集枠は2間口となっております。間口数の維持を確保するために、北海道教育委員会への要請活動及び、本別高校の教育を考える会に対する支援策を強化をしております。

次に、自主、自立のまちづくりであります。国は、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域に合った行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性、自立性を高めるため、地方分権改革の推進に取り組んでおり、国や道からの権限移譲、地方創生の推進などにより、自治体の役割が大きくなっています。このような中、少子高齢化や高度情報化社会の進展に伴い、地域コミュニティ意識が多様化する社会に対応するため、引き続き協働の視点で町民の皆様や企業、団体、学校などと連携をし、これまで培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めることが重要であります。

次に三つ目ですが、主な施策、事業の推進について報告いたします。私は、施策、事業

の推進にあたっては、第6次の総合計画、町財政と調和を図り、議会の御審議をいただきながら、今後4年間のまちづくりの指標として全力で実現を図ってまいります。ここでは、政策体系に掲げました4点の基本目標別に新規の施策、事業の主なものについて申し上げます。

一つ目の柱であります。まず産業の振興と企業立地で雇用を創出し、元気なまちを目指してまいります。農業の振興では、土づくりを中心に安全、安心な農作物の生産及び基盤づくりと新規高収益作物等の調査研究及び普及を図り、JA本別と共同で造成した本別町農業振興基金を活用した新規就農、農業後継者対策の強化に取り組んでまいります。

次に、林業の振興であります。林業経営体及び担い手の育成、支援を図りますとともに、本別町森林整備計画に基づく健全な森林整備、保全強化の推進に努め、木材の高付加価値化、林業のまちの再生、地域材利用の促進、公共施設の木造化に取り組みを進めてまいります。

3つ目は、商業、工業の振興であります。引き続き地域資源活用型の企業誘致の推進、魅力ある商店街の維持、創出を図りますとともにそれを担う人材育成、後継者対策の充実に努めてまいります。また、新規開業や新分野での事業活動に対し、積極的な支援を行い、雇用の創出、安定化を図り、商工業の振興に努めてまいります。

4つ目は、観光の振興です。本別公園の計画的整備及び道の駅の機能の充実に努め、本町の地域の豊かな資源や優位性の魅力を積極的に発信し、地域の稼ぐ力による経済新振興を図り、本町の知名度向上や交流人口の増加施策の推進に努めてまいります。

5つ目は、移住、定住の促進であります。仕事や住まいの受入体制の充実に努め、住宅リフォーム制度、新築の住宅取得支援制度の継続、空き家対策等の充実に努め、UIJターン等の移住、定住対策の促進に努めてまいります。

二つ目の柱であります。町民と共に築いた、福祉でまちづくりを発展させるについてであります。

一つは、福祉、医療の充実に努め、健康づくりの推進では、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう医療、介護サービスや生活支援サービス、地域の見守り等、切れ目のない支援体制を図ってまいります。今後の超高齢化社会を向かえて、地域に根ざした地域包括ケアについて、地域包括ケア研究所などと連携を図り、地域における健康や命の講話、国保病院での職員研修、医師の移住体験ツアー等の事業を実施し、本町の魅力を情報発信しながら、医師、看護師、介護士などの人材確保に努めますとともに、医療と介護、福祉がしっかり連携し、介護が必要な状態になっても暮らし続けられるまちを進めてまいります。

また、介護人材の確保につきましては、本町にとって喫緊の課題でありますことから、介護サービス事業所等の現状や意向を踏まえながら、引き続き、総合的な介護人材確保対策の充実に努めてまいります。

2つ目に、安全・安心の暮らしであります。生活環境の向上では、土砂災害防止法によ

る警戒区域の避難体制の充実を図りますとともに、防災ガイドマップの見直し、自主防災組織の設置の奨励や、防災教育、防災資材機器の整備を図ってまいります。老朽化が進んでおります同報無線は、具体的な設置に向けて検討に入ります。

また、ごみ処理の事業につきましては、資源集団回収事業を継続して、ごみの減量化や資源化の向上に努めますとともに、平成31年度からは、資源ゴミ、小動物以外は帯広のくりりんセンターへの搬出となり、家庭からのごみの出し方の区分も燃やせるごみ、燃やせないごみ等、これまでとは変わってきますので、ごみ処理ガイドブックの作成や町民説明会などを通じてスムーズな移行に努めてまいります。

次に、老人ホームの改築等事業の推進であります。平成27年6月に策定いたしました基本構想に基づき、引き続き町民の皆様や関係団体等からいただいた御意見や御要望等を踏まえて検討を進めますとともに、仙美里高齢者住宅の開設に向け取り組んでまいります。

三つ目の柱の学びの環境を充実させ、子ども達に夢と未来を約束しますについてであります。一つ目の少子化対策、子育て支援の充実では、子どもや子育て家庭に寄り添い、支え、子育ての不安感や負担感を軽減し、安心して子どもを育てられるよう各種施策を総合的、効率的に推進してまいります。

また、児童発達支援センターにおいて、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問事業を実施をして、支援が必要となる子どもの地域社会への参加と包容の推進を目指してまいります。

さらに、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していけるように、貧困対策を総合的、環境整備と教育の機会均等などに取り進めますとともに、現状、様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施をしてまいります。

次に、二つ目の教育環境の充実では、学力の向上と豊かな心、健やかな体を育む教育環境の向上を図るため、地域全体で子ども達の学びを育むために、コミュニティスクールの導入、地域と連携した通学合宿、キャリア教育、出前講座、国際理解教育など、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指します。特に英語を本別の学びの主軸の一つとして、誰もが気軽に参加できる英語学習に取り組んでまいります。

三つ目の本別高校の間口対策及び進路支援の実施では、北海道教育委員会から平成30年度入学募集枠2間口が示されましたが、現在、本校の入学生の確保には大変厳しいものがあります。本別高校の教育を考える会、各中学校、保護者の皆さまと連携、協議をしながら、遠距離通学の支援、進学及び就職のための費用支援など、さらなる支援を拡大し、2間口確保に取り組んでまいります。

四つ目の柱で、自主・自立のまちづくりの推進につきましては、一つは、財政の健全化対策では、地域経済の低迷や国庫補助金、地方交付税の大幅な削減、自主財源の減収などにより、厳しい財政運営を余儀なくされていますが、予算の重点化、効率化を進める中で、

町民生活に密着した事業を確保し、将来に向けた財政基盤の確立に努めてまいります。

二つ目の、共生、協働のまちづくりでは、町民が相互に、又は町民と行政が信頼と理解のもとに一体となりお互いの能力や特性を生かしながら、地域の実情に合ったより良いまちづくりに取り組みます。更に地方創生の推進を図り、活力を取り戻し、人口減少を克服するために、町民が安心して働き、希望どおり子育てができ、将来に夢や希望を持つことのできるまちづくりに取り組みます。

以上、これからの町政運営にあたっての基本的な考え方として、主な施策、事業について申し上げさせていただきました。まちを思う町民の皆さんの熱意と私どもの思いを一つにして、決意を新たに、施策、事業の実施に全力を尽くしてまいります。改めて、町民の皆さま、そして町議会議員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで施政方針説明を終わります。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日、10月4日から10日までの7日間は休会であり、10月11日午前10時、再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は10月5日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前11時13分）

平成29年本別町議会第3回定例会会議録(第2号)

平成29年10月11日(水曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

欠席議員(1名)

9番 林 武君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高橋正夫君	副 町 長	砂原 勝君
会 計 管 理 者	毛利俊夫君	総 務 課 長	大和田 収君
農 林 課 長	菊地 敦君	保健福祉課長	村本 信幸君
地域包括支援センター所長	飯山明美君	住 民 課 長	千葉輝男君
子ども未来課長	大橋堅次君	建設水道課長	大槻康有君
企画振興課長	高橋哲也君	老人ホーム所長	井戸川一美君
国保病院事務長	藤野和幸君	総 務 課 主 幹	小坂 祐司君
総 務 課 長 補 佐	三品正哉君	建設水道課長補佐	小出 勝栄君
教 育 長	中野博文君	教 育 次 長	佐々木基裕君
社会教育課長	阿部秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保良一君
農委事務局長	郡 弘幸君	代表監査委員	畑山 一洋君

選 管 事 務 局 長 大 和 田 収 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 鷲 巢 正 樹 君 総務担当副主査 塚 谷 直 人 君

開議宣告（午前10時00分）

開議宣告

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告

議長（方川一郎君） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川英一君、御登壇ください。

議会運営委員長（方川英一君）〔登壇〕 報告いたします。

議会の運営に関する事項、意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日まで、4件の提出がありました。

一つ目は、教職員の長時間労働是正を求める意見書、二つ目、適正な地方財政計画の策定を求める意見書、三つ目が、全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書、最後の四つ目であります。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、以上4件については、13日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、提出議案の取り扱いについて申し上げます。

提出議案中、認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件の議案については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員で構成します。平成28年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして、閉会中の継続審査とする取り運びを予定いたしました。

以上、報告といたします。

議長（方川一郎君） これで、報告済みといたします。

日程第2 一般質問

議長（方川一郎君） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

10番阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 議長の許可をいただいた2問について、一般質問を行います。

まず、最初の1問目ですが、町長の施政方針、政治姿勢はということで伺いたいと思います。

町長6期目の政治姿勢について、施政方針には特に示されていないのではないかとこのように思います。また、主要施策の福祉でまちづくりの推進について見解を伺います。

6期目の町政を担う町長の施政方針は、まちづくりの重点目標と主要施策の推進、新規事業などについて示されました。それぞれの施策は、本町の現状と課題について一定の方向性を示したものと受けとめています。施策、事業の推進とあわせて、重要なのは町長の政治姿勢だと考えます。

一つ目ですが、まちづくりについて、町民の皆さんと膝を交え、町長や町職員が語り合える機会として以前行っていました町長がおじゃましますや、まちづくり懇談会などの開催が、今、非常に必要だと、大切だと考えますが、町長の考え方を伺います。

二つ目ですが、元職員の逮捕、公判で、町民の皆さんの中に動揺と行政への不信感が広がっています。

公務員としての原点に戻り、悩みや問題点を話し合える役場の職場づくりと、町民の皆さんの要望や相談事に丁寧で公正に対応する、住民が主人公のまちづくりの推進を図っていくべきと考えますが、町長の見解を伺います。

三つ目ですが、福祉でまちづくりは、人口対策にもつながる重要施策だというふうに考えます。とりわけ本町でいうと、大まかな数字ですが、福祉や介護などに携わる職員は約100名、社会福祉協議会で約90名、その他民間を合わせると200名を越える方々が、わかりやすく言うと福祉や介護の仕事に従事している。ある意味一つの大きな産業ではないかなと私は思うのですけれども、そういう意味でも、この福祉でまちづくりというのは、経済的にも重要な位置を占めていると私は常々思っています。

その点についても、今後いろいろな課題が、例えば食品不足等の課題があると思いますけれども、考え方などを伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 阿保議員の1点目の政治姿勢と町民の皆さまと膝を交えて、町長、町職員が語り合える機会ということではありますが、まず、施政方針、政治姿勢ということではありますが、政治姿勢としての町民の皆さまと膝を交える、また、町長、町職員が語り合える機会となる、まちづくりの懇談会の開催が大切だとの御質問ではありますが、私は就任当初から精力的にこの町長がおじゃましますについて開催をしながら、それぞれ地域の御意見もいただきながら、まちづくりを進める第一の基本として実施をしてきました。時間がたっていますけれども、これまで100以上の団体やサークル含めて、町長がおじゃましますで対話を重ねてきました。また、近年はこちらからスケジュールを決めてお願いするのではなくて、それぞれ団体、サークル、また地域から要望を受けながら、やっぱり年間4、ないし5団体、また小さなサークルも含めて実施をしてきているところでもあります。

特に、広報・広聴活動というのは、まちづくりにとってやっぱり原点でありまして大変重要なことですので、広報・広聴活動におきましては、このまちづくりの現状を広

く、またわかりやすく発信するという意味では、町民の皆さまの御意見をしっかりと受けとめながら政策の企画立案、また、修正時の参考にさせていただくなど、まちづくりの効果が検証されますし、また、御意見をいただくことによって、意見交換することによって、それぞれ自分たちの町は自分たちの手でしっかりとつくり、支えていくのだという、そういう意識も含めて、町民の皆さんから大きな御支援を、支えをいただいていることにつながる、まさに町長がおじゃましますを含めた懇談につながってきたというふうに思っています。

また、この効果が検証されることによって、このことがさらに進歩、成熟したまちづくりにつながるものというふうに考えておりますので、これからもこの部分についてはしっかりと進めさせていただきたいなというふうに思います。

私は特に就任以来、一貫して町民の皆さまとともに歩む、まさに協働のまちづくりを基本理念に、町民生活を原点に、安心と活力と夢あふれる本別町を創造すべく取り組みをしてきたところでありますが、この基本姿勢は今後変わらず、なお一層、町民の皆さんとの対話の充実を図るためにはどのような方法が効果的なのか、あるいは、どのような方法によることが多くの町民の皆さまの御意見を聴取できることなのか、この検証を加えながら対応させていただきながら、さらに今後も継続して町民の皆さまの付託に応えていくべき所存でありますので、御理解をいただきながら御支援もいただければと思います。

次、2点目の住民が主人公のまちづくりの推進についてですけれども、職員にあっては、地方自治法や地方公務員法の制度、趣旨におきましても、サービスの基本基準であります全体の奉仕者として、また、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念することとなっておりますが、これは至極当然、地方自治の本旨ということでもありますから、この実現に資することとなっているところでもあります。

私といたしましても、まずもって職員としてのあるべき姿勢について、再確認をさせていただきながら、常に高い意識を持って職務に当たっていただくように、職員の意識の醸成に取り組んでまいり所存でもあります。

その具体策としては、本町の職員の公務員の倫理に関する条例を柱に据えながら、本別町職員の倫理委員会において、職員の職務に係る倫理の保持に関し検証をする作業に加えて、全職員を対象といたしましたコンプライアンス研修を実施しますとともに、1日、一刻も早い信頼回復に向けて、できる限りの全てを実践してきているところであります。

また、悩みや問題点を話し合える役場の職場づくりという御質問であります。不祥事発生以前から、職場内の親睦と融和を図りながら、風通しのよい職場づくりを目指して、特に元気で働きがいがある職場を目指すということをテーマに、年度初めには、課長等会議などの席で、全職場から職場ごとのそれぞれ一年間の職場の運営の目標をしっかりと出していただきながら職員との融和を含めて、どのように職場づくりをしていくかというこ

とを含めて、しっかりと提案をさせていただきながら、全庁的にその提案を共有するとともに、提案した内容の実践をお願いしてきたところでもあります。

今後におきましても、こうした取り組みの成果が発揮できるように、所期の目的が達成されるように、点検活動に意を注ぎながらこのような不祥事が二度と起こらないように、また、町民の皆さんから信用を損なうことがないように、万全を期してまいるといことで、それぞれ取り組みを強化させていただきたいと思えます。

以上、このものについては、御理解をいただきたいというふうに思えます。

次に、3点目の福祉でまちづくりの課題についての御答弁をさせていただきますが、本町では、町民主導によります健康長寿のまちづくり条例、これは平成13年3月に制定させていただきましたけれども、町、サービス事業者、町民3者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、保健福祉施策への町民参加を図るために、健康長寿のまちづくり会議を設置して、高齢者が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりの推進に努めてきたところでもあります。

また、平成18年3月には、福祉でまちづくり宣言を行い、町民が仲よく支え合いながら、町民力を原動力とした住みよい福祉の町を築いてきたものと確信しているところでもあります。

また、一方で、全国的な人口減少、高齢化の進展、これに伴いまして、福祉でまちづくりを担う人材の確保が、御質問のとおり大変やっぱり厳しい状況になってきているのも事実であります。ここでは、福祉施策を推進する上で、まさに最重要課題というふうに今考えているところでもあります。

この人材とは、サービス事業所における介護の担い手と、自治会や在宅福祉ネットワーク、民生委員などの地域の担い手であり、本町の福祉でまちづくりを支えてきた最大の功労者でもあります。

本町における介護の関連サービス事業所の職員数は、今、阿保議員の御質問ありましたように、町と民間事業所全体で約250名ということになっておりますが、町内における大きな雇用であることは間違いありませんし、また、高齢者の皆さんが住みなれた地域で暮らし続けていくためには、介護の担い手は何ととっても一番重要な必要不可欠な人材でもあります。この担い手の皆さんが本町の人口流出を食いとめる一翼を担っていただいていることも、まさに周知のとおりであります。

全国的に介護人材の不足が大きな問題となっているところでもありますけれども、本町においても例外ではなくて、これまで総合的な介護人材の確保対策に、サービス事業者と一体となって取り組んできたところではありますが、今後も介護人材確保、施策の周知を図りますとともに、鎌田實先生が所長を務めております地域包括ケア研究所との連携と情報発信により、介護の担い手の確保に努めてまいりたいと考えています。

また、住民同士の支え合いや助け合いを行っている地域の担い手の確保につきましては、自治会連合会、在宅福祉ネットワーク連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会など、社会福祉団体との連携をさらに強化をしながら、地域活動の現状と課題を多くの町民の方と共有する中で、地域福祉人材の確保と育成、役員のなり手不足など、直面している課題へ対応策を対話の中から模索しますとともに、地域活動のその担い手がまちづくりの原動力であることを強く訴えながら、今後とも取り組みを進めていきたいと思っています。

以上、御質問の3点の答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それぞれ答弁をいただきましたけれども、まず、一つ目の町職員が住民の皆さんと語り合えとか、町長がおじゃましますの関係なのですけれども、町長は十勝や道のいろいろな役職もやられていて、非常に多忙な中です。後の質問でそのことに触れる方もいらっしゃるようなので、そのことはそれで、そういう町長も必要なのだろうなというふうには私は捉えています。ただ、町長自身が物理的には時間というものがあるから、なかなかできないというのはよくわかっているつもりです。ただ、気持ちとして6期目に当たって、ちょっとわかりやすく言うと、24時間町長だというような気持ち、寝ている時間も含めて24時間町長だというような、そういうふうには私は求めていきたい。それは体力的に当然無理ですけれども、気持ちとしてという意味なのですね。それで、非常に対外的にも多忙な中で、回数ではできないと思うのですが、先ほど言った町長おじゃましますや町民との懇談会的なものを、しっかりと年間スケジュールに組み入れていくと、このことが、今、必要だなというふうに思います。

それは、町民の皆さんの今回の町長選挙も含めたいろいろな話を伺っている中で、その部分に非常に距離感ができてきているのではないかなということを私自身は感じています。ですから、多忙な町長がそれぞれの役職で役割を果たすことは大いにさせていただきたいと思いつつも、今言ったように、年間スケジュールにしっかりと住民との対話のチャンス、機会を盛りこんでいく、その姿勢が見えないと、なかなか理解が深まらないのかなというふうに私は感じているところです。

ですから、例えば今後でいうと、具体的に言えば、ごみの新体制の集まりなんかも当然これから出てくるというふうに思うのですけれども、そういう機会も含めて住民の意見を聞く機会をぜひ積極的に、前向きにつくるべきではないかなというふうに思っております。

それから、行政を進めるに当たっては、どちらかというと批判的な意見や反対的な意見の方の話聞くという機会も何とかつくっていくべきだというふうに思っております。多くは施策に対する十分な理解が得られなかったりということがないように私は感じていますが、そういう意見を聞く機会というのを、ぜひ積極的につくっていかねばな

らない、それをぜひ基本姿勢にしていくべきだというふうに私は考えますけれども、その点について町長に再度伺いたいと思います。

2番目の、職員が全体の奉仕者ということであれば、本当に役場の専門職の方はそれぞれの仕事を十分に認識されていて、いわゆる行政のいろいろなことに対しては住民の要望にきちんと応え得るというふうに思っております。ただ、その職場の中でいろいろな、今回の不適切処理の問題なんかも象徴的だと思うのですけれども、上司だから、そこでその問題を何とか解決しなさいというようなことでは、なかなかうまくいかないということの一つの例だったのかなと、私はそういうふうに感じているのですよ。

ですから、具体的に言うと、課長が、では今度誰に相談するの、それはやっぱり副町長というよりは町長でなければならないのだろうと思うわけです。今までがどうだったのか私はわかりませんが、職場内のことは最高責任者である課長がというのが、一般論としてはそのとおりだと思うのですが、では、その課長が相談できる人はというところは、私はやはり町長や副町長でなければいかん、そういうふうに門戸を開いていなければならないと私は思うのです。

その部分について、再度考え方を伺いたいと思います。

福祉でまちづくり、町長おっしゃるような数字が積み上げられてきたと、私もこの名字は本別でない名字だなという方がいっぱいいるということの中で、そのことの裏づけを、福祉職員、福祉介護関係の職員が非常この数年間でふえてきているなということを感じています。

諏訪病院の鎌田先生の話があった中で印象的なのが、病院に若い医師が集まっていると、そういう形を地域をあげてつくっていたという話をちょうど議員控室で話されたときに、言っていたことがすごい印象に残っていて、先ほど申し上げたように福祉は非経済的だというような見方もされるようではありますけれども、実は必ず人材が必要だという仕事の一つであるのは間違いない。ですから、そこに当然、経済的なものが生まれてくるということで、町の大きな経済的な柱の一つだと私は考えているわけです。

もう随分前ですが、1998年ごろだったと思いますが、国会で福祉は金を生まない、経済を生まない、建設やその他の作業のほうが良いというような議論があったようですが、よく調べると、やはりかなり大きなウエートで経済効果があるということが国会の中で議論があった経過があります。

まさに、今、そのことが問われているのかなというふうに思っておりますけれども、本別の福祉や介護の体制の中に、どうやって若いいい人材を集めていくか、その点について再度考え方を伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 議員の3点の再質問の答弁をさせていただきますが、まず、住民

との対話の、総じて言えば、必要だというふうに思っていますけれども、今までもスケジュールを組んで最初ずっとやってきたように、どこの自治会、どこのサークル、団体、いついつ何時からということではなくて、それぞれの要望も含めて、必要なときは、例えば、福祉計画の説明だとか、町として説明しなければならないところはみずから動きながら地域の中で説明をしたり、提言をいただいたりしてきています。

さらに、いろいろな経験をさせていただきながら、やっぱり常に住民の皆さん、またいろいろな団体も含めて職場も含めて、懇談というのは大事なことです。それはもう今後ともまた精力的に引き続き、我々も職員一同しっかりと実施していくと。また、その中で職員同士の、我々は内部でよく言うのですけれども、やっぱりコミュニケーションをしっかりととりながら、各課の連携も情報を共有しながらまちづくりを進めていくと、こういう上では、もっともっとそれらの情報の共有をするための懇談というのも必要であろうと、さらに、そのことも含めて、改めてこの職場の中にも投げかけをしながら進めていくことにさせていただきます。

特に、御質問ありましたように、これから地域の中で国保の一元化の問題だとか、ごみ収集の体制の、議案でも今まで説明させていただきましたけれども、この体制が大きく変わるということを含めて、直接住民の皆さんに説明や懇談をしていくことが非常に多くなりますし、もう既に始めていますけれども、地域包括ケアの中で、それをなかなか町の中に集まってきて会議をするのではなくて、みずから地域に出かけて行って、地域の中で高齢者から子供たちも含めて、いろいろな意見を聞きながらまちづくりに生かしていくということで、今それぞれの地域でわざわざ地域包括ケアの研究所の皆さん方も来ていただいたりして、しっかり、これも順次、地域の中に取り込みながら、そして、その中にはもちろん包括研究所の鎌田先生に中心になっていただいたり、また、いろいろな健康講話だとか、地域での生きるためのいろいろな知恵だとかそういうことももちろんですが、医療の連携も含めて病院の先生方もその中にしっかりと参加をしていただくなど含めて、広く町民の皆さんの地域で暮らす、本別で暮らすための健康づくりやまちづくりの参加の意識など含めて、しっかり取り組んでいきたいなと思っていますし、また、在宅福祉ネットワークだとか、さらに自治会連合会の会長さん方含めて、非常に積極的にまちづくりにかかわっていただきながら支えていただいていますから、これらの皆さん方も含めてしっかりと連携を深め対話をしていくと、このことについては、一層、今以上に努力させていただきたいというふうに思っています。

確かに、御質問のように役職が多いから大変だと御心配いただいておりますけれども、私も本当に生意気な言い方でないですけれども、24時間私の場合、そういう立場だと思っていますから、何といたっても町内の共助を最優先にしながら、それをしっかりと取り組んでできているつもりでありますので、それも含めてこれからも一層、立場をしっかりと再認

識しながら、まちづくりに全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

2番目の質問ですけれども、不適切な事象が起きたときには、職場の、役職でいえば課長が責任を持つとかではなくて、それは本当に御質問にありましたけれども、しっかりと課長、職場の中での協議や、副町長含めてしっかりと連携をとらせていただいていますから、その結果もすぐ私のほうにも内容というのがつぶさに連携をとれることになっておりますから、それがどこかで滞っていることでは決してありませんので、そこはスムーズにしっかりと相談体制も含めて実施をさせていただいているということは、御理解をいただきたいというふうに思っています。

先ほど答弁させていただきましたけれども、職場の中での元気に働きやすい職場をどうつくるかということを含めて、職場の中の全体の意識の改革も含めて実施をさせていただいていますので、これはもうさらに力を入れて努力させていただきたいと思えます。

あと、3点目ですけれども、福祉は本当に御質問のとおり、昔の話をしましたけれども、福祉にお金を入れるのは枯れ木に水をやるものだなんていう、そんな表現もあったくらい大変な時代があったのですけれども、そうではなくて、私どもは大きな産業であることももちろんですけれども、これは生きていく上で欠くことのできない、なくてはならない職種でありますから、このこともしっかりと私どもまちづくりの中では、この医療・保険・福祉というのは、やっぱり最大の問題だというふうに考えておりますので、その辺を力を入れて元気に生き続けるために、また、住み続けるためには医療・保険・福祉はしっかりと充実させていきたいというふうに思っています。

残念ながら、今、全国的に介護人材、マンパワーの不足というのは非常に問題になっておりますから、これらも含めて先ほども言いましたように、いろいろな取り組みをしながら各種人材の確保に向けて、民間の皆さん方、そして、多くの事業所の皆さん方含めてお力をかりながら、本町の介護、そして医療・保険・福祉の確立に向けてさらに努力していくと、こういうことはこれからもさらに大きな柱として取り組んでいかなければならないということで考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 1点だけちょっと再度伺いますけれども、住民対話の中で、先ほど町長おっしゃったようないろいろな制度説明とか町の町政の考え方、あり方等についてを議題としてお話をするということはそれでいいと思えますし、そういうことも求められていると思えますが、先ほどちょっと申し上げたように、いろいろなことに批判的な意見も当然あって、そこに理解を求めていくということが、今、非常に問われているのではないかなというふうに私は思っております。それで、そうしたらどこに行けばそういう機会が聞けるかということももちろんありますけれども、そういうことを聞く体制というか、

そういうことも含めて住民の皆さんに御案内をしながら、おじゃましますとかそういう懇談会的なものを企画をしていくという、そういう姿勢がすごく問われているというふうに私は感じているわけです。

ですから、物理的にいろいろな日程をとったりとか、それからいろいろな行政の施策の、先ほど言ったようなごみや国保の問題で集まる機会がこれから当然ふえてくると思っておりましても、その目的の話のほかにそういう時間もとるということも必要だと思うし、もう一つは、やっぱりいろいろな批判的な意見もぜひ聞かせてくれというようなことをしていけないと、行政に対する理解とか、それから住民全体でまちづくりをしていこうという気運がなかなか生まれにくい、生まれにくいというのは言い切れませんが、なかなか厳しいものもあるのかなというふうに思っています。

その点について、町長自身の、手法はどういうふうにやればいいのかというのはもちろんわかりませんが、そういうやっぱり意見も聞くのだよというその姿勢がすごく重要だと私は思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 町民の皆さんの願いだとか意見ですから、当然こういうことがあったらいいとか、ああしてほしいとか、どういうことであるべきだとかという、いろいろな意見が出ます。ただ、批判的なところだけ聞くとか、いいところだけ聞くとことではなくて、広く対話をしながら、その中から、やっぱりこういうところが不満だということももちろん出てくるでしょうし、こういうところはもっと頑張ってもらいたいところも出てくるし、意見や要望というのは当然のことですから、それらを幅広く聞くための、おじゃまします含めて、タイトルは今までそうでしたけれども、いろいろやってきました。これからのその部分については、姿勢は全然変えようとは思っていませんし、いろいろな意見を聞かせていただきながら、それをやっぱりまちづくりに、また、行き届かないところはしっかりと反省しながら是正をしていくということを含めて、しっかりやっていかなければならないというふうに思っています。

ただ、こういう厳しい時代ですから、必ずしもいい意見ばかり出るなんていうことはまずあり得ませんから、それぞれ制度、仕組みの中で、そういう御意見も十分にいただきながら、また、それに対してしっかりと説明をさせていただきながら、少しでもまちづくりに理解をいただくという、そういう姿勢をこれからも貫いていきたいなと思っています。

特に、今、農村の青年の方々とか商工運用の青年の方々、または建設関係の青年の方々含めて、また、女性の若い世代の方々のサークルだとか、広く懇談をさせていただいていますが、やっぱりそれぞれ将来に対する不安だとか、現状の、まさにこれから家庭を持ちながらいざいざ生計を立てていくなどなどについての、不安だとか、いろいろなことについての悩みだとかも十分に聞かせていただいていますから、そのことをしっかりと受けと

めながら、少しでもその悩みや不安が解消できるような、そういう環境をしっかりとつくりながらまちづくりを進めていきたいなと思っています。

特に、子供たちの未来に向かっての不安というのは、非常に町民の皆さんの中で一番大きな課題として上がってきているのも事実でありますから、それは私どももそれぞれ教育に携わる皆さん方も含めてしっかりと受けとめながらということで、幅広くその課題課題に向かって聞いていただける、また、そこで懇談ができる、そういう職種の方や職員も一緒になって、懇談をしながら広く御意見をいただいてまちづくりに反映させていくと、こういう姿勢は今後ともしっかりと続けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） それでは、2問目に行きます。

2問目は、本別高校支援にあらゆる手だてをということで伺いたいと思います。

道教委は、平成30年度の本別高校の募集枠を2間口としました。本別高校支援はまさに正念場だと考えます。町としても、これまで以上にあらゆる可能性、手だてをとるべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

本別高校支援は、本別高校の教育を考える会を通じて行っているところです。町長施政方針では、道教委の平成30年度は2間口の配置計画を受け、支援策の強化を図るというふうにしております。

高校間口維持は、本別高校に限らず、全国的な課題と言ってもよい状況ですが、町としても本別高校入学者を確保するための支援について伺いたいと思います。

一つ目ですが、本別高校を選んでもらうための支援策として、ほかの町では、スポーツ指導員によるクラブ活動強化を図り、入学者を確保した例があります。本町においても、スポーツに限らず、文化クラブ活動ともに、そういった可能性の検討をすべきだというふうに思いますが、見解を伺います。

二つ目に、中学生の方々に本別高校を選んでもらう手だての一つとして、中学生の本人や家庭に対する意向調査というのが非常に重要だと考えます。高校生活に中学生の皆さんが何を高校選択の要素としているのか率直につかみ、でき得る対応をすべきと考えております。現状と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

今回の質問で、私は、高校選択は学業とか、それから卒業後の進路ということが親の立場なのでしょうけれども、最も最優先課題だというふうに考えていましたし、文武両道という意味では、町の考える会を通じての高校支援というのは、そういう意味では的を射ているように思っておりました。

ところが、率直な、それは一部の方々かもしれませんが、クラブ活動選択も非常に重要

なんだよという話を聞かされて、私自身はカルチャーショックみたいのを受けたこともあります。そんなのでいろいろ調べたら、北見紋別、紋別市では、ちょっと詳しくいえばプロ野球球団の元選手をスポーツ指導員のような形で、主に高校の野球部指導、それからサッカーのコンサドーレの方も指導者のコーチとしてというようなことで、紋別高校の数字だけをいいますと平成26年が146人、27年が158人、28年が161人と少しずつふえてきていると。今、申し上げたことでそうなったかどうかはもちろん私はわかりませんが、報道や紋別市でも考える会のようなものに遅々として支援をしている中での具体的な方策として、インターネットや新聞報道で流されている中身で御承知かと思いません。

可能性の一つとしてこういうことを紹介しただけであって、本別が、では同じことをやればいいということではもちろんないのですが、私があらゆる手だてと、あらゆるという表現をしたのですが、私の気持ちの中では、違法なこと以外はなりふり構わぬというような気持ちがあるのです。そういう意味で、町としてどこまでかわれるか、考える会と一緒にどこまでやるかということは残っていますが、その辺が本当に今重要な時期に来ているのかなというふうに思っておりますので、今回その点について伺いをする次第です。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 阿保議員の2問目でございます。

本別高校入学者を確保するための支援について答弁をさせていただきます。

まず、1点目のスポーツ、文化クラブ活動の可能性検討にかかる御質問でございますが、これまで外部指導者、例えば弓道、剣道、陸上などでございますが、文化、スポーツ部への支援を行ってきておりますが、本年度につきましては、町、教育委員会、本別高校、本別高校の教育を考える会の4者協議などを通して、部活動の新設、維持、強化等について議論を重ねておまして、今後も本別高校はもちろんのこと、本別高校の教育を考える会や関係団体などとさらに可能性等も含め協議し、調査、研究をして、でき得る限りの支援をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の中学生高校選択に関する意向調査の実施についての御質問でございますが、町内中学生全員に昨年の5月と本年の4月、7月にそれぞれアンケート調査を実施しております。

3学年の結果では、本別高校に通学する優位性として、保護者と暮らすことで安心というのが21.6パーセント、友達、先輩と一緒にいたいというのが18.9パーセント、進学や就職に有利だというのが16.2パーセントと答えた生徒が多い半面、高校に望むこととして、部活動指導者の技術向上や活動支援、これが24.0パーセント、新たな経済的支援については22.5パーセント、学習支援の充実が18.4パーセント、高校活動情報発信の

充実を求めるものが7.0パーセントなどの要望がございました。

これらの結果を受けまして、各中学校や本別高校と協議を行い、部活動では、要望のある卓球部の次年度新設や野球部員の確保に向けての新たな取り組み、情報発信力を強化することを目的に、学校案内の写真やホームページのリニューアルを本年度から実施しておりますし、今後の予定といたしまして、無料英語塾の開設、新たな学習教材の導入、下宿代を4万円から6万円に増額する、あるいはスクールバスによる送迎の拡大などの支援策を実施、あるいは予定をしているところでございます。

なお、阿保議員から、紋別市は野球のコーチを日本ハムから招いているという話をいただきましたが、実は本町は少し以前になりますけれども、本別中学校の野球部の保護者の方々が数名教育委員会のほうに来ていただきまして、保護者、子供たちが、それぞれ野球部の今3年生のほとんどが本別高校に入学するというような話がなされたということでお話をいただきまして、その折に3点ほどの要望がございました。

一つは、本別高校の監督を今後も継続して確保してほしいということが、まず1点であります。それと、本別高校が単独で野球をできるように、本別高校、本年は合同チーム、5校か6校だったと思いますが、合同チームをつくって大会に出場してございますが、単独で出場できるように確保してほしいということで、もう一つは、日本ハムの球団のOBをコーチ、あるいは指導をしてほしいと、それはどうなのだろう、可能ですかというようなお話をいただきました。高校の野球部の監督を確保する点については、早速高校の校長、教頭に話をしまして、今後も確保していくというお約束をいただいております。また、単独で野球をできるような状況にしてほしいという点については、私どもも町外の、野球を今現在していて卒業される生徒と、あるいは保護者と直接会ってぜひ本別高校にということで、運動といいますか、確保するための活動、あるいは他の中学校の野球部の指導者にお会いをして、確保に向けて努力をしているところでございます。

日本ハムの関係については、内部で協議をいたしまして、一つは本別高校の生徒の確保につながることで、一つは小学生、中学生、野球が好きな子供はたくさんいます。その小学生、子供の野球の指導もしていただける、あるいは、本町は昭和61年に健康スポーツ推進の町宣言をしております。スポーツがまちづくりにとって重要な施策の一つでありますから、そういった点も勘案しながら、今現在、町の企画振興課を窓口で、日本ハムのほうに要望活動しているところでございます。

今後におきましても、アンケート調査等継続するほか、これまでの生徒及び保護者の意向を反映しながら本別高校の教育を考える会とも連携し、必要な支援体制を構築してまいり所存でございますので、今後とも絶大なる御支援をいただきますことをお願い申し上げ、御答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今、教育長から答弁いただきました。

もちろん野球に限らずという意味は含めているつもりですが、先ほど申し上げたように、あらゆる手だてを尽くしていくという中の一つの方策だというふうに思っています。

それで、町が考える会を通じて支援する形の中で、今、教育長がおっしゃるようなことがもし進むとなれば、それは、私、プロの世界で一つのスポーツに秀でた方がそういうような指導の形をとっていただくとなると、例えば基礎的な体力づくりとか体力増進センターの、毎日ではないにしても一定の指導とか、そういうようなことも多分専門的な立場で十分し得るという意味では、町としてどういう形で雇えるかということでは、範囲が結構あるのではないかなというふうに思っています。もちろん相手のあることですから、その方向で進むことを願ってはいますけれども、今は野球のことでお話をさせていただきましたけれども、文化的なことも含めて、やっぱり今後あらゆる可能性を含めて、しかも中学生の皆さんにアンケートをとっている中で先ほども数字で出ていますよね。24パーセントの部活動というのは、先ほども私が申し上げたけれども、ちょっとカルチャーショックでした。でも、やはりそういう中で、友達と高校生活を充実させていくという考えのあらわれだというふうに思う点では、多いにその部分を酌み取っていきたいというふうにも数字を聞きながら感じていた次第で、町としてどういう形で今後そういう外部の指導者をあえる意味、臨時職員とか町職員的な形で進めていけるのかどうなのか、その辺の考え方について伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 今の指導員の処遇体制ですけれども、今、御質問ありますように、相手のいることから確定はできませんし、どのような指導体制になるかわかりませんが、私どもが求めてきたのは先ほど教育長も答弁でありましたけれども、やっぱり健康スポーツ推進の町ですから、それに合った子供たちの体力の向上はもちろんですけれども、スポーツを通じて礼儀を、そしてまたいろいろな社会人になるための大切なしつけをしっかりと指導していただける方を何とか招聘できればなということでもあります。

その中でも、特にスポーツ、卓球だとか野球の要望が多いということですから、後々はサッカーだとかいろいろなことを含めてあるのしょうけれども、今までこの球団のほうから派遣するというのがわかりやすいかもしれませんが、させていただいた元の選手にしてみれば、サッカーから幅広くその町で、市でスポーツ全般にわたって、また、スポーツ以外の先ほど申し上げた、それぞれ人としての礼儀だとか、そういうのを全部指導していただければということでありまして、私どもそういうことを願いながら、それで、主に野球ともなると、やっぱりプロの選手だったら、これは野球に限らないのですが、例えば相撲界の親子も同じなわけですけれども、プロといわれるところにいた選手の方は、その引退後、アマチュアを指導するためには、プロは完全に終わりましたよ、アマチュアの資格を改

めて取得しなければならないのですよね。小中学生、幼児は教えられるのですけれども高校生になると、野球でいえば高野連の規則だとか、相撲でいえば相撲の全日本アマチュアの競技だとかそういうものがあるものですから、直接指導ができないのです。違反行為になるものですから。それらの資格も取得しなければ就任できないということもありますから、それらも含めて球団側も大変積極的に支援をしていただけることではいるのですけれども、それぞれ一人一人の選手の経歴など含めていくと、またそこら辺の条件もクリアしなければなりませんから、今、私どもが例えば派遣をいただけるということになっても、願いはやっぱり常勤をして、ずっと四季問わず一年中しっかりと、言ってみれば指導員として、また、町民の一人として全力を尽くしていただける、そういう形を望みたいなというふうには願いとしては思っているところでありますが、そうすることによって子供たちも、また接する職員の皆さんも、直接部活で指導いただく小中高生も一層親近感、信頼感を持ちながら指導に当たっていただける、そういうありがたい立場になるのではないかと思います、そういうことも目指しながら要請をさせていただきます。

ただ、人数にも限りがありますし、それぞれ1年に何人が現役を引退される人がいるようでもありますけれども、それぞれ球団でまた再雇用するだとか、いろいろなところにまた再就職を決めてあるということで、必ずしも私どもがお願いしたから全てそこになるということはありませんので、そのことも含めてということで球団のほうからお話いただいていますけれども、それも越えて何としても私どものところでということでお話をさせていただいている最中でありますから、そういう意味では御質問のように、あらゆる手段を講じてということでありますので、そのこと含めて全力で内部でしっかりと要請活動を含めて実施をしているところでありますので、その点の御理解をいただければと思います。

以上であります。

10番（阿保静夫君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 議長の許可をいただきましたので、通告をいたしました2問について質問させていただきます。

まず、1問目でございますが、6期目の町政執行に当たってお伺いします。

町長は、6期目の当選を果たしましたが、6期目の町政執行に当たってどのように臨む考えか、以下2点について伺います。

1点目でありますけれども、町民の間に多選による慢心さがあるのではという声があります。私にも言えることですが、多選になりますと周りの関係者の多くが年下になること、また、経験の差なども出ることから、慢心さ、おごり高ぶりが出やすくなります。首長となりますと、その権限の強さから、町政に大きな影響が出かねません。

町民の皆さんの声をどのように受けとめ、6期目の町政執行に臨んでいくのか、まずお伺いをします。

次に、2点目ではありますが、元職員による地方税法違反、過重収賄、業務上横領による逮捕、起訴は町民のみなさんの不信を募らせています。最近町民の皆さんから、町政に懐疑的な意見を聞くことが多々あります。

町民の皆さんの不信を取り除くためには、コンプライアンス研修など法の遵守、公正な対応を進めるとともに、町政執行のための日常業務の先には、必ず町民がいるということ認識を発し、町長初め職員の皆さん、そして私たち町議会議員も町政執行に当たっては、あるいはかかわりに当たっては、誠実な姿勢で臨むことが大切だと思いますが、考え方を伺います。

以上、2点お伺いします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 高橋利勝議員の6期目の町政に当たっての質問についての答弁をさせていただきます。

まず、1点目の多選の弊害であります。確かに近年では、大きな選挙の中でも人事の停滞とか硬直化、また、過去の施策や政策にとらわれがちで新しいことが出にくいなどの理由から、多選を禁止する動きも一部見られることも御承知のとおりだと思っておりますし、私どももそのとおり受けとめていますが、また一方、他方において、近年、さまざまな行政課題を抱える地方公共団体においては、それを理解するためには一定の時間を要し、また、全ての分野におけるあらゆる一定の知識や政治的な感性を養うために、経験も必要とする意見もあることも事実であります。多選については、賛否さまざまな意見があるものと捉えています。

また、権限を管制する意味において、権力の分立を図る観点から、議会と町の間で権限が分散され、相互間の制御、抑制機能が構築されておりまして、また、監査委員などの監視といった仕組みが整えられていますことから、首長一人の独断的な意見が行政に大きな影響を与えないための制度が構築されているというふうに考えております。

その上で私は、これまで就任以来、町民と協働でのまちづくりを、そしてよりよいまちづくりのために努めさせていただいておりますが、おごりを持ちながら町政のかじ取りをしたつもりは、まだそういうことはありませんが、6期目をスタートするに当たり、改めてそれらの見識を含めて、しっかりと原点を忘れずに自分に与えられた使命を見つめ直し

て、その職務を果たしていきたいというふうに考えております。

2点目の町民の皆さんの不信感についてですが、不祥事の再発につきましては、これまでも御報告をさせていただいておりますが、本別町の職員の公務員倫理に関する条例を柱に据え、さらに倫理の保持に関し検証作業を含めた適正な運用を行いますとともに、職員の倫理意識の徹底に向けた研修会を開催するなど、二度と過ちを犯すことのないよう、職員が一丸となって取り組んでいるところでもあります。

しかし、不信感を払拭するためには、議員御質問のとおり、誠実な姿勢で職務に臨むことは大変重要なことと考えておりますから、阿保議員の御質問にも答弁させていただきましたが、まず自分自身が町政の土台になり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないことを再認識をするために、職員一人一人が地方自治の本旨に立ち戻り、憲法に規定された団体自治と住民自治の定めるのところにしっかりと捉え直して、自治事務を遂行していくことで町民の皆さんの信頼の回復に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、常日ごろ職員については、この職場に就職したことがゴールではなくて、これからはまちづくりで町民の付託に応えて、まさに町民皆さんに請われて職員となったということも忘れずに、常に町民の皆さんとともに協働のまちづくりの第一線を担う職員として、しっかりとその職務をまっとうできるようにそれぞれの意識を高めながら努力していくと、このようにいつもお話をさせていただきながら、しっかりとこのたびの不祥事も含めて十分にこれからの信頼回復含めて全力を尽くしていくということで、全職員が一丸となって努力することも含めて、再三にわたり研修会など含めて実施をさせていただいております。至らないところもあるかもしれませんが、そのときはまた御指導いただきながら、しっかりと町民の信頼回復、そして期待にしっかりと付託に応えるように全力を尽くして町政に邁進してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 再質問させていただきますが、まず1点目でありますけれども、町長は6期目就任に当たって原点に戻って、あるいは初心に戻ってというようなことでお話をされていると思います。また、まちづくりとしては、協働のまちづくりということで強くそれぞれ決意を持って述べていますが、私は先ほども申し上げましたように、そういった初心に戻る、あるいは町民とともに歩む協働のまちづくりということを真に受けとめていくということになるとすれば、これは今そうかどうかは別にしても、やはり多選による、さきに言いましたように、私も戒めていますけれども、陥りやすい慢心さ、おごり高ぶりを戒めていくということは、そのことに通じることだと思っておりますが、まずその点についてお伺いします。

それから、2点目でありますけれども、現在私なりに感じていますことは、町長を先頭に職員の皆さんは、日常業務やあるいはイベント、災害などの取り組みなどを見ても、非常に頑張っておられるというふうに受けとめています。しかし、あえて申し上げますと、職員構成が全体的に若いということから、経験不足が否めません。これは職員の責任ということではなくて、そういうことも考えられますので、先ほど阿保議員がお話をしていましたように、若い職員と先輩、上司がコミュニケーションをとって、一つ一つを誠実に対応していくということが大事ではないかと思えます。

あえて申し上げますと、私たちも含めて町政の執行の先には町民がいるわけでありまして、その町民とつながっているわけですが、そこに信頼がなければ、真の町政というのは進んでいかないだろうと思えます。

私は、その意味では、先ほどの元職員の事件というのは、せっかく積み上げてきている、皆さんが求めてきている信頼をある意味で踏みにじったということになると思っています。そのことによる、これまた町民の、ちょっと抽象的かもしれませんが、心の痛みというのは私なりに感じるがあります。したがって、その心の痛みを取り除いていくためには、先ほども申し上げましたけれども、もちろんコンプライアンス研修とかそういった具体的なものも大事ですが、と同時に、やはり心の問題として町民の皆さんにそういったかかわるときには、誠実さを持つ臨むことによってこそ信頼というのは、一部失ったものが回復していくのではないかというふうに思うわけですが、その点について改めてお伺いします。

議長（方川一郎君） 町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、以前にも何度か質問いただいておりますが、年数が長くなってということも含めてありますから、私自身も先ほど申し上げましたけれども、常に初心を忘れず、また原点を大事にしてまちづくりを進めるということは、これは私の生き方の提示としてしっかりと自分に言い聞かせながら頑張ってきているつもりでもありますから、その中でやっぱり協働のまちづくりというのは、おごり高ぶりではとても協働のまちづくりはできることではありませんので、そのことはしっかりと町民の皆さんに変わらずそのことを理解していただきながら、一層また町政に協力いただけるその思いというのは、今、御質問にあったようにそれぞれに思っている心の感性の問題ですから、そこに触れるしっかりとした協働が実現できる、より一層深まるよう持っていかれるような、そういう心のつながり、そして実態的にまちづくりに参加をいただくその思いを大事にしながら、これも進めていきたいと思っています。

それは、私だけではできることではありませんから、御質問のように職員も一丸となってその任に当たらなければなりませんので、皆さんは私が辞令交付するけれども、辞令交付した人が雇用者ではないですよ、町民の皆さんがいるから、町民の皆さんに雇われて、請われて職員になったのだから、そのためには、あなた方みんなに職員の皆さんに町民の

皆さんがまちづくり頼むぞと、本当にしっかりといい町をつくってくれよと、こういう付託を与えられて職員として実務につくわけですから、そのことも常に忘れずにしっかりと頑張っていたきたいと、そうしたら、役場だけではなくて地域に帰れば、自治会に帰れば、自治会の町民の一人としてしっかりと役場の職員という立場ももちろんありますから、それも含めて自治会活動にはしっかりと自治会の足を引っ張ることのないように努力させていただいて、いろいろな形で町民の皆さんに共感をいただけるような、そういう一職員、町民として努力いただきたいと、こういうことも初めに申し上げます。

ただ、御質問にありますように、若いからだめだということではないのですけれども、若いからだめだということを行うのは先輩の我々、また上司が、しっかりとした指導をされていないということですから、以前も何回か言いましたけれども、やっぱり恩送り恩来る、自分が先輩の皆さんから教えられた大事なことを、今度次の世代の方、後輩にしっかりと伝えていく、そういう恩来るを大事にしながら、職場をつくってほしいよと、こういうことで、先ほども阿保議員の答弁にさせていただきましたけれども、必ず新年度のスタートには職場の1年間の元気で働き続ける職場づくりのそれぞれ方針を課長のほうから出していただきながら、どう職員と一緒にそういう恩来るを含めて伝えて、職場をしっかりと先輩から受け継いだ伝統や文化や歴史もしっかり後輩に伝えながらまちづくりに当たっていくと、こういうこともぜひ取り組んでほしいということでもありますから、そういう中では各課の中で職員同士のコミュニケーションの場、また懇談、レクリエーションの場などもしっかりと計画的に持ちながら、そういうことを実践していきたいとこんなふうに考えているところでございます。

先ほども言いましたけれども、まだまだ行き届かない点があるとは思いますが、またその都度御指導いただきながら、しっかりと御質問にありますように、町民の皆さんの信頼回復はもちろんですけれども、付託に応える職員として全力を尽くせる上下関係をつくっていかれたらと思いますので、よろしく願い申し上げますとさせていただきます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 2番目ですが、答弁していることは同じなのかもしれませんが、私も含めて、若いからだめだということではなくて、やはり若い人々は経験がないわけですから、その上で今日的な状況を迎えて仕事をしなければならないというか、そういう意味では先輩や上司に比べると経験不足でとまどいとか等もあると思いますので、その辺はしつこいようですけれども、やっぱり職場の中で上司、先輩そして若い人々とコミュニケーションを交わして町政の執行に当たるといったことが大事だと思いますが、その点についてもう一度伺います。

議長（方川一郎君） 町長。

町長（高橋正夫君） 御質問いただいたとおりだと私も同じく受けとめています。

それで、ちょうどことしから、各課の職場の連携コミュニケーションももちろんですけれども、役場全体としてまず一番先に取り組んでいる、これからも順次やっていこうということだと思っているのですが、やっぱり若い世代の人が本別町の役場の歴史、町の歴史だとか、町民のそれぞれ生活実感だとか、そういうことを本当にもっともっと理解していただくということは、相当いろいろな面で学習をしなければなかなか覚えられないと思うのですよね。

近年は、本別町出身ばかりの職員ではありませんから、それぞれ広く応募してきてここに就職していただくとなると、例えば農業一つとっても、また商業一つとっても、生まれ育ったところと全く環境が違っていると、風景は水田の風景だったけれども、本別に来たら畑作で全く今まで見たことがない風景だったと、そのような実感を持っている職員が多くなってきていますから、そういう私どもが当たり前とした、ここで生まれ育ったところの人間の感覚ではなくて、それぞれ本当にいろいろな育ちをしてきていろいろな情報やチャンネルを持ってきている職員ですから、それをさらに有効に活動していただくためにも、本町の歴史、文化、そして伝統だとかもしっかり教えていただくと、そのために私どもが一番先に取り組んだのは、ここ採用されて5年以内の職員全員に研修、そして、教育の懇談をしようということで、今度それを少しずつ上げていって、これが5年から10年なのか、5年から8年なのかは別ですけれども、そのようにして職員全体と町全体がしっかり懇談をしながら、本別町史もしっかりと読み学習させていただきながら、歴史をひもといて、これから本別が行く道をどうするかということ全体で参加をしながら協議できるような、そういう職員の教育環境も含めて実施していきたいなというふうに思っています。

これから、どんどん今まで長い間経験してきた先輩職員が退職を迎えていきますから、本当にそういう意味では新しく入ってきた人が今までだったら数名でしたけれども、これからは2桁を越えるようなことも何度も出てくるということでもありますから、その人たちがしっかりと活躍できるように、町民の皆さんの付託に応えてしっかりとまちづくりができる、そういう環境や教育を全力で今尽くしていかなければ、後からああ失敗したなということにはならないことですから、本当に意を呈してしっかりと努力させていただきたいなというふうに思います。

また、その節には、ぜひ議会の皆さん方の御指導も当然いただくこともたくさんあるかと思しますので、よろしく願い申し上げながら答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 2問目のインクルーシブ教育の取り組みについてです。

障害者権利条約が批准され障害者差別解消法も施行される中で、文科省は2013年か

らインクルーシブ教育システム構築事業、さらには2016年からはインクルーシブ教育推進事業を進めています。

そこで、本町の小中学校における取り組みについて、以下2点について伺います。

1点目ですが、インクルーシブ教育のシステムは、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みとされています。

そのためには、小中学校における通常の学級で学ぶ、通級による指導で学ぶ、特別支援学級で学ぶ、さらには、義務教育を卒業してからの特別支援学校で学ぶといった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要だと言われています。

まず、本町における小中学校のインクルーシブ教育に対する取り組みの現状についてお伺いをいたします。

また、本町においては、積極的に取り組まれている特別支援教育もインクルーシブ教育の一環として取り組まれていくべきと思いますが、考え方を伺います。

次に、2点目ではありますが、インクルーシブ教育に対する国際機関であるユネスコの指針によりますと、インクルーシブ教育は全ての少年少女の学ぶ場が保障され、学習者の差異や多様性は問題として捉えるのではなく、学習を豊かにするべき場として捉えるべきと言っています。

日本でも真のインクルーシブ教育実践のためには、状況によっては排除されかねない特別な教育的ニーズを持つ子供、例えば発達障がい、心身の障がい、不登校、虐待、貧困、家族にかかわる問題などを持つ子供たちを仲間や教師や学校とつなげ、子供の主体のもと、誰をも排除しない学校、学級づくりが求められています。私は、こうした考えははじめや不登校をなくすことにつながるとは思います。考え方を伺います。

以上、2点をお伺いします。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 高橋議員の2問目でございます。

インクルーシブ教育の取り組みにつきましての御質問に答弁をさせていただきます。

議員御質問のとおり、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達してもらうことで、自由な社会に効果的に参加することを可能にするということを目的に、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであります。

その仕組みづくりにおいては、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされております。

御質問の1点目でございますが、本町における小中学校の取り組みの現状と考え方についてでございますけれども、本町におきましては小中学校5校合わせまして、現在16の

特別支援学級を設置しておりますが、インクルーシブの理念に基づきまして、小学校では生活や音楽、図工工作、体育等の教科のほか、総合的な学習や特別活動等において、また、中学校では音楽、美術、保健体育、技術家庭等の教科などのほか、総合的な学習や特別活動、あるいは部活動において、通常学級の生徒と同じ場でともに学んでいただいております。

また、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに沿った個別の指導を提供する必要があると判断した場合には、各学校で設置している特別支援学級にて個別指導をしております。特別支援教育を推進していくためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が必要不可欠なものであり、障がいのある子ども障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶことを追求しつつ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場を有効活用しながら、学校教育を進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目ではありますが、インクルーシブ教育は学習を豊かにし、いじめや不登校をなくすことになるのではとの御質問でございますが、インクルーシブ教育を進めていくことにより、学習面はもちろんのこと、優しさや思いやる心が醸成され、全ての子どもたちによりよい効果をもたらすことから、いじめ、不登校の未然防止につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場でともに学ぶことが大切であり、かつ、それぞれの子供が授業内容をよく理解でき、学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した学校生活を送ることができるよう、環境整備を含めまして、学校教育のさらなる充実に努めてまいりますので、今後とも御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 今の御答弁で、従来はどちらかという特別支援学級は特別支援学級ということで分けとか、そういう形になっていたわけですが、今の状況を聞きますと、なるべく通級で通常の普通学級でともに学ぶことができるということで努力をされているということは答弁として理解をしましたが、ただ、この結果、今の答弁を聞いてみますと、本当は気持ち的には同じなのかもしれませんが、障がいを持つ方々、子供たちのためにやっているということだけではなくて、普通、相互作用モデルとかと言いますけれども、障がいを持たない子供たちも障がいを持つ子供、障がいというものがどういうものなのかということを理解をする場でもあるというふうに言われているし、やっぱりそのことが私は大事だと思っています。

そういうことによって、かの悲しい相模原における障がい施設での殺戮というのは、いわゆる障がい者を排除するというか、そういうような考え方というものを少しずつ克服されていくのではないかとこのように思っているわけですが、その点について、もう

一度お伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答えを申し上げたいと思いますが、先ほど御答弁申し上げておりますけれども、基本的には障がいのある子とない子、全ての子がともに同じ場で学ぶといったことが基本だと思いつながりながら進めているところでありますが、中にはどうしても、どうしてもといたしますか、特別支援学級で個別に学ぶことが将来の社会で共生すること、あるいは自立につながるというようなこともございますから、それは十分に学校内部で協議をしながら、あるいは専門の先生にも御相談しながら進めていく、そのことが特別支援を必要な子供にとってもよいことにつながりますので、それと今、御指摘の特別支援教育を必要な子供と必要ではない子供、必要な子供のためにこういうシステムを構築しているということでは決してないのでございまして、障がいのない子供にとっても、これも先ほど御答弁申し上げてございますが、当然優しさとか思いやりとか、そういった豊かな心を身につけるといふことにもつながりますから、通常学級の子供にとっても大変いい効果につながるというふうに思っております。

したがって、インクルーシブ教育というものを追求しながら、その子供の個性とかニーズを適切に判断しながら、それぞれの学級、特別支援学級あるいは通常学級に在籍していただくというようなことを念頭に入れながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 中学校ということになるのですが、今お話のように進めていくということは、ややもすると誤解を招きかねない場があるというか、というのは、中学校になると進学という問題があって、学校によってはそういう意味で葛藤しているというようなところも含めて聞いたことがあります。

したがって、こういった教育を進めていくということは、保護者はもちろん地域の方に理解をしてもらうということもまた必要なわけですが、そういう意味では本町は、地域に開かれたということでコミュニティースクールというのを進めていますけれども、その辺について、もしかかわりというか、そういう意味で考えていることがあれば最後にお伺いしたいと。失礼しました、もう一つありました。

それと、同じく、これは障がいを持っている子供たちの進学の問題ですが、その行き先というのは中学校を卒業するといろいろあるわけですね。一般的には進学ということになると、今は特別支援学校に進学をするということがありますが、しかし、みんながそういう支援学校に行けるわけではない。今は作業所があるから作業所に行くとか、あるいは就職をすとかなどなど、そういったそれぞれの方向があるわけですが、保護者の中からは一部、やっぱりもう少しその辺のところを、卒業するといふか進学する場合に当たっ

て、一生懸命というか、一生懸命やっているのしょうけれども、もう少し努力してほしいというような、実は声も聞くわけですし、その点について2点、もう一度伺います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答えをさせていただきます。

2点あったかと思いますが、1点は地域の方々に理解をしていただくという手だて、それが一つとしてコミュニティースクール、そういうことについての御質問かなと思います。2点目につきましては、進学あるいは就職に当たって相談体制とか、そういったことの御質問かなと思いますが、まず1点目の地域の御理解をいただくというのは、これは平成19年に御承知のとおり、特殊教育から特別支援教育に移ったときに大きな課題となっていました、いわゆる特殊教育と特別支援教育はもう全く違うわけでありまして、それがどうも19年から数年間は同じようなことで勘違いをされている方がいました。特別支援教育というのはどういうことなのかについては、盛んに町広報とかいろいろなものを通じて理解をしていただくよう努力をさせていただきます。なお、コミュニティースクールは、特別支援教育ばかりではなくて、総合的に学校教育を地域の力を学校に入れる、力をかりる、そして学校の持っているいろいろなことを地域に還元する、寄与するというのが目的でございますから、地域の方々に今現状、特別支援教育こんな形でやっていますというようなことも含めてお知らせをする、そして御意見をいただくという仕組みになる予定でございます。

したがって、当然、特別支援教育の本町のやり方について御批判もあるかもしれませんが、このまま継続する部分もあるかもしれませんが、そういう御意見も聞きながらやる仕組みがコミュニティースクールということで、来年から勇足地区を本格導入する、再来年は本別地区と仙美里地区を本格導入するというところで、学校教育、総合的に本町にふさわしい教育を進めるに当たって、期待をしているところでございます。

2点目の進学に、あるいは進路にかかわることについてであります。本町には特別支援教育連携会議というのがございます。これは医療福祉、例えば今現在こども園の先生方にも入っていただいておりますし、福祉の関係のケアセンターの職員にも入ってもらっています。そういう中でいろいろなことを相談する、学校の中の特別支援教育が必要な子供がどの学校で学んだらいいのかとか、そういったことも協議しながら適切に学級を決めているといいですか、そういうことを行っているところでありますが、あわせて今そこで話し合うということもございまして、ケアセンターのほうで相談体制ができておりまして、それぞれが個別に相談に乗っている方もありますし、学校で紹介して、あるいは我々に話があったときにはそちらのほうを紹介したりして、相談に乗っているところでございます。進学、進路は将来を決める大事なことでありますけれども、今後も適切に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

11番（高橋利勝君） 終わります。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告をしております1問について質問をさせていただきます。

これからのまちづくりに臨むに当たってということで、伺ってまいりたいと思います。

今定例会の初日10月3日に、高橋町長から6期目の施政方針が示されたところでありますが、これからのまちづくりについての考え方をお伺いをいたしたいと思います。

1点目に、施政方針の中の主な施策事業の推進として、一つ目の柱に、産業の振興と企業立地で雇用を創出し、元気なまちを目指しますとあり、農業振興策として農業振興基金を活用した新規就農・農業後継者対策の強化に取り組んでいきたいとありますが、今までの取り組みとの違いがあるのかについてお伺いいたします。

次に、2点目に、三つ目の柱として上げられている、学びの環境を充実させ、子ども達に夢と未来を約束しますの中に、本別高校の間口対策について上げられていますが、本別高校の取り組み等を多くの人に知ってもらうような働きかけを行ってはどうかと思えます。

特に、去る8月30日に本別高校体育館で進路説明会が行われました。これは本別クエストというものであります。私は、教育委員からお誘いをいただきましたので参加をしてみました。有効的な取り組みだと感じてまいりました。この取り組みには、町の教育委員会もかかわってきたとは伺っておりますが、もっと積極的にかかわりを持ち、対象者の幅を広げて小学校高学年や中学生、その保護者に対して、本別高校の特性などをアピールする機会をつくるべきではないかと思えますが、考え方をお伺いいたします。

3点目に、高橋町長は今回6期目の就任をされました。

過去5期20年間の就任中には、数多くの公職、役職等を持たれて精力的に活動されてきたと思えます。しかし、特に、昨年6月に収納業務不適切処理問題が発覚して以降、町民の皆さんからは町長にはもっと町の中にとどまって、まちづくりに専念してほしいとの声がありますことから、初心に返り、町民の皆さんとまちづくりに専念すべきと思えますが、考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 小笠原議員のこれからのまちづくりに臨むに当たっての3点にわたっての答弁をさせていただきますが、2問目の本別高校に関連するものについ

ては、教育委員会のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目の施策事業の柱であります、農業振興と企業立地で雇用を創出し、元気なまちを目指しますにおきます農業振興策としての農業振興基金を活用した新規就農、そして農業後継者対策の取り組みの強化についてであります、これからの本町農業のあり方や方向性を関係機関としっかり協議をして共通の認識を持つ中で、その展望や課題における振興策、農業生産の維持、規模拡大に向けた新規就農対策、労働力の支援や農作業支援といった地域農業、地域全体の振興、支援での活用を中心とする取り組みの実施、さらなる支援策の検討を図ることとしています。

具体的な活動内容といたしましては、まず、振興策につきましてですが、今年度、本別町の新規就農者に関する条例改正に基づきまして、新規就農者の支援事業の拡大、また、農業後継者の対策といたしまして、農業者の技術習得支援事業、さらに先進地の農業研修支援事業の取り組みを予算化して推進してまいります。

今後とも、町とJA本別町、また本別町農業委員会で構成しています本別町農業振興対策委員会、ここにおいて取り組みの強化、さらなる支援策について検討を図ってまいりたいと考えております。

また、今までとの違いであります、本町農業は地域経済を支える重要な基幹産業でありますし、本町の農業の維持、拡大は、本町経済の活性化と雇用の創出に欠かすことのできない産業だというふうに捉えておりますから、さらに施策の実行、展開には、本町農業の現状をよく理解をしていただきながら、しっかりと分析、その分析に基づいた取り組みの推進と強化が必要と考えておりますので、引き続き、その点に力を入れながら推進をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の御質問であります、御質問にありましたように、私も十勝町村会の会長、また、期成会の会長、さらには、北海道町村会の副会長などの役職をさせていただいておりますが、確かに町をあけることはあるというふうに思っておりますが、特に出張時につきましては、副町長を中心に各課の部局長からのまちづくりの情報収集に努めながら町民の生活を守り、安心・安全を最優先に取り組むように、常に指示をして、それぞれ徹底しているところでもあります。

また、このような役職を努めさせていただいているそのおかげで、国や北海道の最新の情報や、また、それぞれの施策の提供をいち早く入手することができるということも事実でありまして、補助事業だとか新規事業など、本町の特色のある地域に合った行政運営を他市町村に先駆けて展開できるということも確かであります。

しかしながら、御質問にありますように、このたびの元職員にかかる不祥事及び刑事事件に対しましては、町民の皆さんには、町行政に対する信頼を大きく損なうものでありま

した。このことについては、改めておわび申し上げながら、今後は課内の職員の事務遂行の状況を的確に把握することによって、課内の適正な人事配置に努めながら、簡素で効率的な人事、行財政システムの構築に努め、私も副町長も課長職等も含めて管理体制をしっかりと行いながら、組織編成の考え方については、今までの事案を検証して必要に応じて見直しを行うなど、再発防止に全力を努めていくところでもあります。

今、本別町は、自分の町は自分の手で、また自分の地域は自分たちの手で、ともに汗を流して知恵を絞ってという自主・自立の精神が町民の皆さまの自発的な活動に結びつき、多くのボランティア含めて町民参加のまちづくりが確かに大きく広がっているというふうに思っています。この事実を、私どもも町民の皆さまのこのような大きな力を、さらにまたおかりすることとともに、今までと同様に、常に町民の皆さまの目線に立ちながら、ともに汗を流して将来に夢と希望の持てるまちづくりに邁進をしていく所存でありますので、御支援を、また御指導もいただきますようによろしくお願い申し上げながら、答弁とさせていただきます。

2 問目については、先ほど申しましたけれども、教育委員会のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君）〔登壇〕 2 点目でございます。

小学校高学年や中学生、その保護者に対してのアピールする機会をつくるべきとの御質問について、お答えをさせていただきます。

小笠原議員の御指摘のとおり、小学生のころから本別高校の魅力を児童生徒や保護者に理解いただき、本別高校に進学していただく取り組みは大変重要なことと考えております。

したがって、一昨年より在学中の高校生と高校教諭が小学校に赴きまして、小学6年生のキャリア教育として、本別高校の現状や活動等について話をさせていただく場を設けております。また、小学校、中学校の保護者に対しましても、PTA総会や会合の折に時間をいただきまして、本別高校に通学するメリットや支援策について説明する機会をいただいているところであります。さらに、町内中学校で高校の教諭が英語や数学などの授業を行い、高校での学習の仕方についても紹介、体験をする機会をつくり、魅力ある高校であることを説明しております。

なお、御質問の中に進路クエストについての御指摘がございました。

実は、この経緯を若干お話をさせていただきますが、私ども高校からこの進路クエストを行うというのを聞いたのが6月の初旬でございます。それで、趣旨はこの進路クエストというのは、クエストというのは私、英語はよくわかりませんが、探求するということのようなのです。すなわち、本別高校生、あるいは高校生の保護者を対象に、当日は大学、短大あるいは専門学校の約70校がお集まりいただきました。その学校の事務方からいろいろ

いなお話を聞いて、進学先を選択するというようなものでございますが、その開催に当たって、同時に高校から中学生、あるいは中学校の保護者等もぜひ見ていただきたいと申しますか、そういうお話がありまして、私ども考える会として中学校の生徒にチラシを持って家に帰っていただいて、保護者に見ていただくというようなことも行いました。ただ、この開催日が8月30日だったのでありますが、郡部でこういう進路クエストを開催するというのは、北海道では本別だけなのかなというようなことを聞いてございます。都市部で開催するのが普通ということでもあります。

8月30日に開催というのを高校が決めたのは、釧路市と帯広市で開催するちょうど間の移動日に当たるのが30日で、その日に本別でやっていただけるということが決まったようであります。私ども中学校は、ちょうどその当日学力テストがございまして、中学生がなかなか参加できなかったということがございました。これは中学校の子供たちの教育課程というのは2月に編成するものですから、なかなかそこで決まったものは変えられないというような事情があって、中学生が参加できなかった、保護者もちょっと思ったより少なかった、非常に残念だったのですが、来年度に向けては教育課程で2月の段階で決めますから折り込んで、高校が日にち等は決めるものでありますけれども、何とか連携して日にちを合わせて、多くの中学生あるいは保護者も参加できるようにしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本別高校をアピールする機会の充実を図ってまいりたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の農業振興策ということについて、再度お伺いをしたいと思います。

今、町長のほうから御答弁の中にありましたけれども、従来どおりの振興策を少し強化するということなのかなというふうに受けとめさせていただきました。

私は、ここ最近のことですけれども、農業の後継者の方々が随分結婚されるというお話を聞いております。それで、私は農業後継者に対して支援をするという中身から少しお話をさせていただきたいと思っているのですが、農業後継者には農業後継者の悩みとか、それから農業をしていくに当たって課題とかがあろうかと思うのですね。その中で、どういふことがあるのかということをお聞きしたいと聞いて、その対応に少し力を注ぐという方向を見出すというようなことも一つの方法ではないかなというふうに考えるのですね。

例えば、私が想定しているのは、後継者となられるということでその伴侶を迎えるに当たって、住宅事情がなかなか大変なのかなというようなところも見受けられますね。近く

の公営住宅から通って営農されているという方も見受けられますので、そういう方々がそういう形でいいとしているのか、実はもっとこういうふうにしたいのだけれども、資金の面でいろいろ問題なんだというところに立つのか、その辺のところを少し力を入れて、例えば、住宅を建てたいけれども今すぐ資金がないと、そうしたら、基金でためているお金の中からあげるということではなくて、ごくごく低利でお金を貸して上げるようなシステムができないものかどうかというようなことを少し検討していく必要があるのではないかなというふうに考えますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、私、教育委員会が間に挟んでおりますが、順番どおりに再質問させていただきたいと思います。

教育長のほうから御答弁いただきました本校クエスト、これは先ほども私申し上げましたけれども、教育委員から働きかけといいますか、呼びかけをいただきまして、急遽ですけれども参加をさせていただきました。

御案内のとおり、これは広報誌に入りましたので大方の方は見られたかと思うのですが、進路指導というのは、そういうのは体育館の中で大きなスペースをとってやられていまして、生徒さん、あるいは親御さんが臨んだのかなというふうに思われます。

先ほどもありましたように、北海道の中では、郡部ではこういうことはなかなか行わないのではないかと、それにもかかわらず、帯広、釧路の通り道で行っていただいたということも、私はすばらしいと思うのですね、そこをうまくチャンスをつかんだということがすばらしいなというふうに思いましたし、実際にそこに行かせていただきまして感じたことですけれども、私は孫もまだまだ小さいです。ですから、そういうことにはほど遠いのですけれども、一般の町民として、そういう勉強をする機会があって、私が申し上げているのは、その進学するのにお金がどのぐらいかかりますよとか、上の学校に進学しないで就職したらこういう状況ですよとか、進学していくとこういうふうになりますよとか、それから、もし資金が足りなければお金を借りるとするとこういう手づるもありますよなどなど含めて、懇切丁寧な説明がございましたので、私どもでもわかりました。

それで、私たちはどういう世代かという、祖父母の世代ですから、例えばそういう勉強会に出席をして学んだ後、じいちゃんばあちゃんとして何をできるかと、教育費には非常にお金がかかると、そうすると、学資保険でもかけておいてやるのが手伝いなのかなというところに立てるといいうふうに私は思って感じてきました。ですから、当事者の生徒さん、親御さんばかりではなくて、一般の町民の方への声かけというのも私は有効な手段といいますか、本別高校へ行ってその先にこういうところがあるのですよということを知らせていただくための有効な手段だと思って聞いてまいりました。

ですから、先ほども申し上げましたように、もう少し学年を下げて、早い段階からこういうことが毎年毎年はきっと無理だと思いますので、チャンスがあるときにそういう働き

かけをして、多くの方にこの町の問題として取り組んでいただけるような流れにもっていくというの私は一つではないかと思しますので、その辺のところをもう一度お伺いしたいと思います。

それから、3点目の町長には、できるだけこの町にとどまってお仕事をさせていただきたいということでございますけれども、実はこの問題を質問させていただく経緯は、フェイスブックというのですか、私にはちょっと仕組みも何もわかりませんが、そういうことをして町長が発信している情報を受けた少し若い世代の方から投げかけがありました。町長は非常に忙しいのだねと、町長室にいる暇があるのだろうかという、こういう投げかけが私に対してありました。私はそのフェイスブックなるものを余りよく知りませんので、どういう仕組みになっているかということもよくわからないのですが、若い人たちの話からいくとリアルタイムといいますか、あったことをその中に情報として載せて、多くの人が見れるようにするシステムなのではないかなというふうに思いますね。そういうことを捉えて、言っておられる方もいました。

私は、町長が6期目に臨むに当たってのマニフェストと言っていいのか、そういうふうには書いておりませんが、多分そうだと思うのです。それを見せていただきましたら、公職、役職等というところにざっと数えましたら20ぐらいの公職、役職を持たれて、ここに書いてあるだけです。多分、このほかにもたくさんあるのではないかと思います。先ほども申し上げましたように、長くお勤めになるとそういうことがたくさんふえるということは承知しますけれども、町民の皆さんの中には、やはりもう少し本別の中にとどまって仕事をさせていただけないものかという声もあるということは事実ですので、その辺のところを先ほどはもちろんお出かけになって町のためになることをお持ち帰りいただいているということは承知はしております。御説明もございましたけれども、そういう声もあるということを受けとめて、もう少し私たちの、自分の町にとどまりながら町民の皆さんと一緒に協働のまちづくりをするということに立っていただけないものか、その辺について、再度お伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 順番に説明いただきましたけれども、私の方から先ほどと同じく1番と3番のほうの答弁をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、担い手含めて農業振興でありますけれども、例えばの例を出されましたけれども、私も農村青年とはかなりいろいろな協議をさせていただいていることも事実ですし、また商工青年もあわせて、豆まかナイトだとか焼き肉で交流しナイト含めてたくさんの取り組みをしていますし、そういう独自のお祭りもやりながらその都度お話もさせていただいていますが、特に若い世代の皆さん方は、農業委員会の婚活など含めてありますけれども、町の中での自然な形の中での婚活、自然の中で婚活なんて変かもしれませんが、普通のそ

ういう交流を通じてそういうような環境だとか機会を持つということでは、非常に積極的に活動させていただいてるのではないかなというふうに思いますが、そのときにまた意見も聞かせていただいて、豆まかナイトもただ豆をいただいてきて、まくのではなくて、自分たちみずから子供たちと一緒に豆を植えて、そして食育、農業の大切さを含めて、それをしっかりとこの大きな本別の厄払いを含めたイベントにということなど含めてやっています。

それで、連携をする中でいろいろお話を聞きます。何ととっても、やっぱりお互いにこの後継、また結婚ということを含めていきますと、多くの人材が必要だということは間違いありませんから、特に結婚はもちろんですけれども、それ以外も後継者として農業の担い手を育てていかなければ、本町の農業もどんどん戸数が減って、高齢化で離農するという方もふえてきていますから、そういう中でしっかりとした産業の担い手として若い世代を育てていくという意味では、実は今までどおりかということなのですが、基本的にはもちろん農業振興は今までどおりで、しっかりこれからさらにまたそういう充実させていくということが重要ですが、その中には新しい高収益の作物の導入だとか農福連携だとか含めてあります。

ただ言えることは、どれをやるのにもやっぱり人づくり、担い手がいなければならないということを含めて、実はかねてから相談をしてきているのですが、本別町にはおかげさんで農業大学校という本当に大事な宝になる人材育成の学校があると、その中でことしになっても農業大学校とも懇談させていただいているのですが、校長先生、副校長先生、また業務主任、先生方とあわせて懇談するのですが、農業大学校に来る生徒も最近の学生は3割ぐらいいは非農家の方がふえてきたというのですね。それでも、卒業したときにはやっぱりできる限り農業に従事したいと、できれば本町に残って、一人でも多くの方がここで将来の農業を目指したいと、そういう人たちを少しでもここで残すような、そういう人材の育て方を一緒にさせてほしいということで、提案がありました。私どももそれは望むところでありますし、これからJAとも具体的に協議をさせていただきながら、農業団体と、できれば人材バンクか人材センターか名前は別ですけれども、例で言えば、新得町のレディースファームのような、本当に成功事例もたくさんありますから、そういう事で農業を志す、そして将来農業にずっとずっと従事したいという、そういう人材をいろいろな形、ヘルパーだとかまた、農業のそれぞれ農家の中に入ってリレー方式で、また、後継になるとかいろいろ含めてしっかり考えながら、特に後継者の育成に力を入れたい。

本別町の中で、例えば最終的に就農ができなくても、本別町でそういう環境また担い手を育成することによって、周辺、または道内の農業者の中にもそういう道が開けるのではないかと、そんなことを含めて、これからこの後継者対策に力を入れたいというふうに思っています。

また、例を挙げて質問いただいたものについては、今後の課題としてそういう希望があれば農業に従事するという条件、環境の中では必要があるということでのニーズも出てくれば、それは協議会の中でこの基金の活用の方法を十分に協議をさせていただきますので、その中で対応ができるかできないか、しっかりと相談しながら若い世代の人たちの将来に向かって、少しでも支援できる環境をつくっていききたいなというふうに思っています。

3点目ですが、フェイスブックのこと含めて、私も町内の会議をしっかりと時々発信させていただいていますが、必ずしも出張するから、役職が多いから町をあける日が多いのではないかということで思いがちかもしれませんが、私も自分なりに改めて24時間、例えば、一日中本別町から離れているという計算、全部今までの手帳、スケジュール含めて考えると、年間約30日くらい、後は夜出かけたり朝出かけたり、また日帰りをしてきたり、夜あけて帰ってきたり、そういうことでできる限り町内行事優先はもちろんです、そのような対策をしていますから、そういう意味では1日に何カ所も行ったたり来たたり、出かけたりすることも含めて、また発信することがありますから、本当に大変だねという話を聞きますけれども、また役場の中にも、一日中椅子に座って仕事をするということではなくて、時間があれば現場に出かけながら、町内に出かけながら、いろいろな意見とか懇談をしながらまちづくりをさせていただいていますから、御心配のようなことが、そういう御意見もあるということもしっかり受けとめながら、落ち着いた形の中でまちづくりに腰を据えて頑張っているのだなと思っていただけるような、私どものこれからの業務の仕方も含めて御質問にしっかりと答えるように私ども専念することについては、全力で進めていきたいなというふうに思っています。

また、たくさんの方の公職、役職ということがありますが、全部が全部参加できなくてほとんどスケジュールぶつかりますから、そのときには町内最優先で出席させていただいていますし、事によって大きなメリットといたら変ですけども、そういうこともありますから、それらも十分に勘案しながら、いかに本町のために私の一つの行動が本町のために役に立つ、こういうことを中心に、これからのスケジュールを決めていながらそれぞれ役割を果たしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上、私のほうからは2点について答弁させていただきます。

議長（方川一郎君） 中野教育長。

教育長（中野博文君） お答えをさせていただきます。

この本校クエストでありますけれども、高校が主催したものではありませんけれども、いろいろな面で考える会、教育委員会、連携して生徒確保に取り組んでいる立場として、ただいま御指摘いただいたことは大変嬉しく思いますし、心からお礼申し上げます。私もずっといられませんでした。若干参加させてもらいましたが、進学する面にお

いろいろな面で大変勉強になったなというふうに思っております、有意義な取り組みではなかったかなと思っております。

今、高校は、現時点で来年もぜひ実施したいというようなことを聞いてございます。もし、また来年も実現できれば、先ほども申し上げましたが、多くの中学生や小学生、小学生はちょっと難しいかもしれませんが、保護者等にPRをして、本当に多くの皆さんに参加していただくよう努力してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 最初のところをもう一度、町長にお伺いしたいと思っております、農業の振興策です。

ただいま町長のほうから、農大を卒業した生徒の中には、農業をしてみたいという方もいらっしゃる。それを受けて、担い手育成について少し検討したいということでございましたけれども、平成30年度に向けて、具体的な取り組みの構想等とかが今現在あるのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 農業大学校だけということではありませんけれども、移住も含めてあるのですけれども、今、私どもが農業大学校と具体的に話を進めようとしていることは、提案があった内容については、やっぱり農大生が、先ほど申し上げましたように、今の農大生はおかげさんでたくさん生徒が来てくれて、そのうちの3割がまず非農家の方で、今まででしたらほとんどが農家ですから、例えばJAに勤めたり、よその町のヘルパーになったり、後継者として後継ぎするのがほとんどでしたけれども、これからは志をもって農業を学びに来ただけけれども、私のうちは農家ではなくて、どこか関連のところへ働きたいとか、できれば北海道で農業をやりたいと、そういう希望の人が多いというのですね。それで、さらに多くなるのは女子生徒が多くなるのですね。それで、農大も今女子寮を増設するというので、かなりそういう面では力を入れながらやるということで、今まで寮に限られたものですから、枠は余り受けられなかったのですが、これからその枠も拡大しながら、そういうことを含めていくと、本町もかなり今までお世話になっていますが、農大生出身の方と結婚されたり、その方が担い手として頑張っている、そういう例も幾らもあります。

そんなこと含めて、せっかく学んだけれども、就職先がないと、希望する農業をやりたいという願いがかなうところがないと、そういうことを含めると、本町としても必ずしも後継者を満度に育てているわけではありませぬので、そういう環境の中では、特に今、搾乳をやっている方々の家に大きな戦力となっているのは、農業大学生の研修というか、言ってみれば酪農家に雇われて、研修含めて仕事をさせていただいているのですが非常に大き

な力になっていますし、農大生にしてもそのことが自分の将来につながる大きな礎になっているということでもありますから、それを含めてその中で今までも農業振興で議論してきましたけれども、後継者対策、高齢化になってあと何年かでやめるとか、もうすぐであるとか含めて、あと後継がないと非常に残念なことですから、そこにリレー方式だとかまた研修ということで入りながら、どうしても酪農になると最低でも投資するお金は億を超えるお金になってしまうということを含めて、なかなか個人ではできないし、また農家個々でもそれを後継者に譲るといことはなかなか難しいことです。そこら辺も十分にJAも含めて三者の協議会がありますから、ここで基金を活用しながら、どのようにして応援して一人でも多くの後継者が希望を持って本町に後継者として育ててもらえるか、またリレー方式を含めて、農業者の人たちからそれぞれ技術もそれから歴史も引き継ぎながらやっていけるかなど含めて、本町の後継対策としてはしっかりとしたそのような体制をとっていききたいなど、こう思っておりますので、それは具体的に新年度から間違いなくどのような形をするか、人材センターにするのか人材バンクにするのか名称は別にしても、そのような体制をしっかりとって後継ができる人たちがそこをよりどころにしながら将来に夢を持っていくと、こういう環境をぜひつくっていききたいと思っております。

それが、本町の農業の担い手含めた大きなこれからの発信できる政策の一つになっていくのではないかなど、そのことによって今頑張らせていただいている農業者の方も、少しは気持ちを楽しんで頑張らせて続けていただけるような、そういう環境になればいいなと思いつつながら、しっかりと体制をとっていききたいなど願っているところでもあるので、いろいろまた御相談をさせていただくことも議会の中にも多いと思っておりますが、御支援をいただきながらしっかりと取り組んでいききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

りますから、そのこ

7番（小笠原良美君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、4番大住啓一君。

4番（大住啓一君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

1問目の農業の振興について質問いたしますが、今、小笠原議員の質問と重複することがあるやに思います。その節は、御容赦をいただきたいと思っております。

農作物の成育状況は、おしなべて良いしやや良で推移していると、今定例会冒頭に行政報告がございました。農業の振興を図るためには、基盤整備事業の推進と地籍測量の実施が必要と思っておりますが、考え方をお伺ひいたします。

1点目といたしまして、近年の異常気象による台風の多発や、ゲリラ豪雨による被害が大変多くなっています。降雨災害を解消するには、農地の排水機能向上を図り、生産性を高めることが急務であると思っておりますが、基盤整備事業の推進に対する考え方をお伺ひいたし

ます。

次に、2点目としてでございますけれども、地籍測量については、他の議員も含め何度か質問をしています。地籍測量を行うことにより、農地の区画を確定し集積事業などを行うことにより、生産性が高まります。また、道路、河川を円滑に整備することにより、災害に対応できることが考えられます。

過去の質疑の中でも、地籍測量は必要であるとの御答弁をいただいておりますが、いつごろ実施する考えなのかお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の農業振興についての質問の答弁をさせていただきませんが、まず、1点目の農地基盤整備の事業の推進に対する考え方ですが、ただいま御質問いただきましたように、近年の異常気象、またゲリラ豪雨といわれるような雨が多発していますし、台風による農作物の被害、昨年もあんなことになりましたから、6月、7月びっちり天気が悪くて、畑の中、いつも言いますけれども、スポンジ状態に水があったみたいに、そこで追い打ちをかけて台風でしたから、その以前にもそうですけれども、最近やっぱり雨が多いということで基盤整備の必要性、特に暗渠、非常に農業者の中にも多くその意識が広まってきたということで、基盤整備には一層力入れていかなければならないなというふうに思っています。

本町は御承知かと思いますが、昭和32年から現在に至るまで基盤整備事業を推進してきて、32年というから管内でも非常に早いときからやってきています。それでもまだまだ行き届かないというのがあって、このような気象なる前は、そんなに必要ないのではないかということが本当に正直言ってあったのかなと思いますが、パワーアップで5パーセントのときもなかなか全町が取り組んだということではなかったものですから、それが御質問にありますように、こういう気象状況になったときに一気にその必要性が出てきたということでありまして、現在はそれら含めて特に道営の畑総事業でそれぞれ整備してきました。

いち早くしたのは仙美里と本別地区が昨年で1期終わりましたから、ことしは勇足地区で、さらにまた残って、これで事業完了となるところでありますけれども、この3個の事業で実施をしてきた実績ですけれども、この整備戸数が108戸になりました。区画の整理が400ヘクタール、暗渠排水が570ヘクタールで、除れきなどまだそのほか含めてですが、これが10ヘクタール、明渠の排水が311メートルの整備を実施してきました。

今後の基盤整備の推進についての御質問ですけれども、昨年の災害、またことしの土地の流動化などによって農業者の方からの基盤整備の要望が非常に多く寄せられています。農協にも協力いただきながら今まで聞き取り調査をしてきました、農家個々。その結果、全体で基盤整備の要望が93戸の農家の方から出てきました。そのうち暗渠の排水が90

0ヘクタール、除れきなどで100ヘクタール、合計で1,000ヘクタールの基盤整備の要望が出てきました。

この事業につきましても、道営畑地帯総合整備事業として、今年度から2カ年で調査と計画を進めて、平成31年度からの事業実施に向けて手続を進めているところであります。

農業者の方々からは、降雨湿害対策、そして生産性、経営の安定に向けて早急の取り組みを望まれていますので、今後とも国や道にしっかりとこの基盤整備の重要性、予算の確保や増額など、事業の創出などに引き続き強く要望して実現をしまいたいというふうを考えております。

次、2点目の地籍測量についてであります。地籍測量につきましては御質問いただきましたように、27年3月の定例議会でも答弁させていただきましたけれども、それ以降の取り組みについて報告をさせていただきます。

平成27年度に十勝管内の実施状況、平成24年度に開始をした富良野市の状況を28年度に富良野市の状況を調査してきました。十勝管内では地籍調査を中止している町村の主な理由、結構進んでいるのですが休止するところが非常に多いのですけれども、休止している理由というのが、まず芽室町でしたら、人口集中の地区での地図の混乱地域が多くて住民トラブルが懸念されまして、住民のニーズの高い事業を優先させるということで、市街地区を除いて農村地区、ここを重点にやるということにしているそうであります。やっぱり優先度の低い地籍調査を再開できる状況にないということで、ほかの町村の地籍の調査のまだ完了していない未了の箇所は、町有林だとか湖だとか沼、これらだとか原野商法でいえば細分化されたところとかいろいろあるのでしょうかけれども、その町村での特色的な優先度が求められないところについては先送りをしていると、また休止をしていると、こんな状況でございます。

そのような状況の中で、富良野市の地籍調査での内容でありますけれども、富良野市は事業着手に当たって準備期間は3名体制で1年間かけて、実施計画の策定をしてきたということでありまして、事業実施の人員体制は工程管理者（監督者）と実施者（検査する側）の最低2名が必要でありまして、事務補助員の臨時を含めて1名、最低3名から4名ぐらいの体制で実施をしなければならないということでありまして、対象面積は213.56平方キロということで、当初38年間で終了の計画をしたそうであります。その中で、国、道の補助が要望どおり残念ながら交付されずに平成27年度に計画を練り直したところ、38年で事業を完了するという計画が56年間に延びたと、こうすることで、非常に困惑をしているようでありまして、また、事業開始するのであれば、今後のアドバイスですけれども、国の第7次の国土調査事業十箇年計画が開始されるのが平成32年度、これが事業開始の年度ということでありまして、担当者の助言としては、この年に頭出しをしながら実施をするのがいいのではないかと助言もいただいたところでありまして、国、道

の補助の状況は残念ながら東日本大震災、事業費が割高な東京都が開始した南海トラフの地震の対策など含めて、国の補正予算の追加交付も一部ありますけれども、繰り越しできる期間が数ヶ月で、北海道特に冬期間のくい打ちなどが難しいところでもありますから、北海道の25パーセントの持っている負担も財政難でマイナスシーリングということでもありますから、今まで予定された財源がもう半分以下に減っているということで、非常に着手に手を挙げづらいというような状況になっております。

本町におきましても、この地籍の実態調査、聞き取り含めて、現在国、道からの補助金の交付を考慮して試算したところ、本町の地籍事業の全体事業の年数は約68年間かかるという見込みとなっております、全体事業費は約50億円ということで、68年間で50億円ということではありますが、それでは農村部だけで市街地区は後にということにしたらどうかとなると、4年くらい縮まるだけで、ですから64年間最低でもかかるということでございます、これらを全部調査して試算をしたところ、町の負担分を試算すると国及び道からの補助、特別交付税措置を除いた、人件費などの補助対象外経費を含めて今の試算では、町の負担だけで単費で約15億円程度になるというふうに見込んでいます。

28年度に国の地籍調査の測量方法、これが今までと違って少し進歩して、GPSでの測量ができるようになったということです。平成29年度より利用できるということでもありますから、GPSであれば今までの測量より若干経費が安くなるのかなと、そう見込んでおりますが、期待しておりますけれども、まだまだ実体としてわかりませんが、これらの調査踏まえて、私どもと副町長また関係部局で協議をさせていただきました。実施するのであれば、特に市街地を除いた農村地域だけで実施するというので、これを農家の意向調査をまず行くと、こういうことで今詰めているところであります。

財政面も含めてどうやったら実施できるか、引き続き検討が必要でありますし、それぞれ行政報告でもさせていただきましたけれども、残念ながら交付税も1億4,000万円もかけて2年間で約3億円近い交付税が減額されるということでもありますから、このままで本当に財政ができるのかということも含めて、しっかりと協議しながら体制をとっていかねばならないと思っています。

本年度の交付税が1億4,117万2,000円の減額でありから、非常に厳しいというような状況ですけれども、この農家の意向調査ということでは、厳しい財政の中での農繁期に実施の意向調査、この中では、この地籍が本当に実施をすることによってどういうメリットがあるのか、どう貢献できるのか、また、これだけの財源を使って年数をかけるのなら、ほかの事業に向けたらいいのか、それとも国の動向で経済状況を慎重に勘案した上で第6次総合計画の後期実施計画では31年度を準備年度として計画しているところですが、31年から実施ができるかどうかは30年度には結論、方向を出して、しっかりと判

断をしていかなければならないなというふうに思っています。

ちなみに、今までもこの地籍、相当前から取り組んできたり、やれるかやれないかの取り組み、また、実態を聞くなりしてきたのですが、中には地籍は土地を売買するときに非常に有効だということですが、言うなれば今現在営農している人にはそれほど必要性を感じられるわけではないのですけれども、そのときには逆にこんなに日にちとお金と人がかかるのなら、測量そのものに補助を出したほうがもっともって効率的で早いのではないかなどなどの意見も今までもいろいろな意見がありましたから、それを含めて30年度中に実施をできるかできないか含めて、31年度に頭出しができるかできないか含めて、しっかり30年度に結論を出していきたいなと、こういうふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 細かく御答弁いただきました。

基盤整備のほうでございますけれども、今、勇足地区が終わって新たにということで、暗渠だけのお話ししますと1,000町歩近く、900町歩を計画しているということでございます。

その中で、私も農家の方々とお会いしたり話を聞いている中では、暗渠排水を施工したいのだけれども、俗に落とし口が幹線明渠なり、今、川に直接行かないようですから、幹線明渠なり支線の排水なりに落とすにしても、土砂が堆積していて畑の高さから1メートルほどの落差がないと水が落ちないというのは当たり前のごさいます、水が流れている排水の中に暗渠の管を入れても効果がないということございますから、幹線排水、その畑を通っている排水等々の土砂上げ整備等々はしていると思っておりますけれども、それらをどのようにお考えになっているのかお聞きしたいということございます。

今、農家にはいろいろと農家の集落でやっていただいています、昔でいう農地水事業とか、単費でやっている事業等々もあるようございますから、それらも含めてどのような状況になっているか再質問させていただきたい。

地籍につきましては、町長おっしゃっていただいたように、27年3月に質問させていただいてございます。

これは、先ほど小笠原議員のほうの質疑にもありましたとおり、新規就農していただくにしても、面積が登記上は確定していることになってございますけれども、町長も詳しいと思っておりますけれども、現地と境界が合わないだとか、山林との境界と合わない、川との境界があつてないようなものということになりますと、当然、集積事業等々も滞ると。新しく就農していただくにしても、屋敷周りに30町あるのと15町通い作にしているのでは、これは誰が考えたって経営を圧迫するということになりますし、集積事業を進める中でも、面積が確定しないとなかなかできない。後は畑の状況によつての集積事業のやりとりとい

うことになるかと思うのですけれども、それにしても基本的な面積の確定がなされないとだめだということでございます。

先ほどの御答弁でいただいた中で、市街地と農村部ということの住み分けもしていただきましたけれども、市街地、農村部問わず、地籍測量をやることによるメリットは、やはり道路の確定だとか河川等の確定だとか面積の確定だとか境界の確定によりまして、いち早く用地の処理をしなくても災害等々の対応ができるということで、これは国を挙げたの国土強靱化も含めて出ていることだと思います。

町長のほうから、るる細かく財政的なお話もありましたけれども、お金があつての1番目でございますけれども、考え方として31年から云々というお話も伺いましたけれども、農業関係の方々、一番気にしているところでございますし、基盤整備事業とあわせて地籍測量もことし手を挙げて来年からということにならないのは、私も認識してございますので、段取りよく進めていただければということも含めて、御答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁をさせていただきますが、暗渠をやってその出口の明渠の土砂というのは、本当に当然そのとおりでありまして、私も直接何地区から要望をいただきながら土砂上げをさせていただきますが、国営明渠なんかは財産は国ですけれども管理は町なのです。また、畑総の道営もそうなのですけれども、加入と同時に町が管理するとなって、昔の農地水でありませぬけれども、今は多面的機能の支払い事業ということで、それをやっていただいている地域は其中でやっていただいています、それ以外の地域は要請を含めて町のほうで土砂上げは実施しているということでありまして、それは今後ともそのことをしっかりやっていくということで対応させていただきたいなと思っています。そうしなければ、せっかくやった暗渠が水が出ないということになりませぬので、かなりことしも見ていたら暗渠をやっていく地区が多くなってきましたので、その間含めてしっかり基盤整備の対応をしていきたいなと思っています。

また、地籍でありますけれども、もちろんできれば市街地も全部そうなのですが、今の推計だけで68年かけて、本当にそのとき元気なのかなというのは間違いなく元気ではないのだけれども、でも、どこかで確定しなければならないということはもちろんなのですが、それら含めて本当にそのことでやるのがいいのか、例えば今のGPS含めた新しい測量の方法で、どちらにしても住民負担のないようにするというのが今のやっている方向ですから、例えば町が15億円という計算しますけれども、それをかけてもしやるとするならば、その地籍だけではなくてほかの調査もないのかということも考えていかなければならないかなと。それが何分の1かの年数で確定するとしたらそういう方法も必要ですし、逆にそういうことになれば、本別もそうですけれども、十勝管内の事業者だとか多くの人たちも

そこにかかわれるなんてこともいろいろあるのです。地籍がだめだということではなくて、そういうことを含めて、本当にどういう方法がいいのか、しっかり意向調査なんか踏まえながら対応していかなければならないかなということですが、基本的には今、御質問の通り、国の推奨する地籍ですから、地籍というのは全てに、5年に1回の調査も含めて、地籍というのは確定すればそれだけ国の財産と含めて交付税あたりも響いてくるだけの国勢調査ですから、そういうこと含めて、できる限り前向きには検討しながら進めたいと思いますが、とにかく30年度しっかり協議しながら、この先どう進めていくのか含めて、32年の国の新しいやり始めのほうに乗っていけるような方向含めて、十分に検討させていかなければならないなと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 農業の関係については町長と考え方、大体御理解していただいていますし、私も理解しているつもりでございます。

提案ということではないのですけれども、明渠排水の維持とか、結構地域的な施設もこれからTMR等々も含めてでてくるかと思えます。それらの中で、今のコントラの制度といいですか、事業を展開してございますけれども、新しく町が関係のJAとかいろいろ協議をした中で、コントラの再構築だとかそういうことを含めた中で、ある程度基幹産業を中心とした雇用も生まれるのではないかというふうに私も若い経営者の方々からお話を聞くこともございます。当然、町長もそれは御理解していると思っておりますので、その辺のお考えがあるのかということと、地籍のほうは最後1点でございますけれども、意向調査をやるということでございますから、意向調査を最大限踏まえていただいた中で、あと財源的な問題もございます。GPSという高度な測量技術もございますので、能力ある職員の方々のいろいろ発していただいた中で、あちこち発していただいた中でアンテナがあれば、それにいち早くキャッチしていくというのも一つの方法かと思っておりますので、その辺再度質問させていただいて答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 農業振興策の一つで、このコントラというのは大住議員もよく理解して取り組んだ時代もありますから、本当に私と逆で求める事業なのですよね。

もともとは、例えばうちの農協、JAになる前ですけれども、本別農協にしてみれば、職員の中でそういう部門があって、それこそトラクターから機械から畑おこしから収穫まで、まさにコントラ事業をやっていた、そういう時代もずっとあったのですよね。

それがやっぱり時代とともに需用がなくなって、言ってみれば町外の人たちに、隣の浦幌の人に畑おこしを頼んだり、また、隣の足寄の人に事業頼んだりしているのですが、これもまた大事な協力者ですからいいのですけれども、できるのならやっぱり町内で通年で

働ける環境がないのではないかという心配を実はＪＡでしていたのですが、いろいろと懇談させていただく中で、そうでは決してないよと、僕のところで考えたら春先と秋しかないけれども、本町の事業というのは、農業は１年中続いてあるものですから、できれば今本別町でコントラ事業をやることによって、はっきり言って北海道糖業が製糖期間に入ると非常に人手も必要だと、機械の動かしも、人も必要だと、人探しにも大変な私苦勞していると。もう、そうなると、本当に根室まで行ってそれぞれ広げて、いろいろトラックから人から集めてくると、そういう事業もあるから、そういうことも含めて北海道糖業も私どもの寮もあるので、そういう人たちがいるのなら人材育成だとかそういう雇用の場で寮も提供するし、新しい担い手も含めてなんていういろいろな提案もいただきながら、何とか労働力確保、また雇用の場の確保ということで、なんていうことでは、このコントラの組織というのは非常に重要な組織だと思っていました。そうすれば夏だけではなくて、冬期間も含めて関連する事業で１年中雇用ができるという、それがやっぱり本町の定住になるし産業の振興になるし、また雇用の大きな大きな力になっていくということ含めて、コントラ事業というのは大歓迎でありまして、ましてやこれから大規模化、そして分業化が進みますよね。畜産でも、育てる人、哺育する人、それから搾る人、餌をつくる人などなど分業化ですから、これらを含めていくと一層それらの環境整備にはコントラ事業というのは、より有効に活用ができる環境というのは必要だと思いますので、それは御質問のとおりコントラ事業というのは、これからは本町の農業の振興を含めて、また、雇用の拡大含めて絶対必要なものだというふうに思っておりますので、これは一層、できればＪＡの意識も含めて広く拡大できるように、私どもも働きかけていきたいなと思っております。

また、測量のほうですけれども、ＧＰＳなどいろいろ新方式というのもありますけれども、現実としては、やっぱりこの地籍事業に乗っていきけるかいかないかでありますから、先ほど答弁させていただきましたように、年数がかかりますけれども、とにかくこの事業に入れるか入れないか、まずそこところが大事でありまして、入るとしたならば財政も含めて環境も含めて、また、これはなぜ意向調査をするかということ、財産をとすれば動かすことになります。１メートル違ったぞ、何十センチ違ったぞといっても、お互いの協力がなければとてもとても進むわけにはいきませんから、そういうことも含めてこの事業をもし実施するのだったら、そういう地権者同士の要するに理解もいただいてお互いに歩み寄れるような、ぴたぴたといけばいいけれども、そうはいきませんから、そんなことを含めてこの地籍事業に対する御理解をいただくという意味の意向調査含めて実施をしながら、事業実施に向けて努力していきたいと思っております。

以上であります。

議長（方川一郎君） ここで、暫時休憩します。

午後 ２時３７分 休憩

午後 2時50分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） それでは、2問目の元町職員の業務上横領、これは再々逮捕について質問いたします。

この件につきましては、午前中も含めまして3名ほどの議員の質問、またその都度の議員協議会等々で説明がございました。重複することもあるかと思いますが、その節は御容赦をいただきたいと思います。

元町職員は、5月11日に地方税法違反、5月23日に加重収賄で逮捕され、さらに8月14日に業務上横領で逮捕・起訴されています。

横領した税金は、不納欠損処理したとの報道がありますが、経緯と今後の対応についてお伺いいたします。

納税は国民の義務でございますが、不納欠損は、納入期限から滞納期日が5年で消滅することのほか、執行停止などがあると認識しています。不納欠損を行うことは、税金を納めている方々との平等化を図るものでございます。

今回の事件のように、町民の方から預かった税金を町に納めず、徴収できなかったとして不納欠損処理していたことは、極めて悪質であると思います。町民の皆さんへの信頼を失ったことなど、町に損害を与えています。町として何らかの法的手段をとるべきと思いますが、考え方をお伺いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 大住議員の元町職員の業務上の横領、再々逮捕についての御質問の答弁をさせていただきます。

今回の元職員によります事件は、町民の役場に対する信頼を著しく失するとともに町民の皆さまに不安を抱かせるなど、町政の執行者として大変申しわけなく思っておりますし、また、今までもそのたびごとに謝罪、また遺憾の意含めて謝罪をさせていただいたところではありますが、このようなことが今後起きないように、職員一丸となって取り組みさせていただくことを申し上げさせていただいています。

今回の事件につきましては、納税者に対する質問調査権や差し押さえ、執行停止など多くの権限を与えられている町税吏員という立場を利用しての事件であります。納められた税金を横領し、不納欠損などの制度を悪用するという、公務員としては極めて悪質な事件というふうに捉えております。

御質問の横領による町に損害を与えられた部分につきましては、法的手段につきましては今、弁護士と協議をしながら対応をしてまいりたいと思いますし、支給されている退職

手当の返還請求につきましては、これも北海道市町村職員退職手当組合と実務協議を開始しているところであります。

また、町民の皆さまの中には、御自身の納付状況はどうか非常に不安に思っている方もおられると思いますので、この不安に思っている方々に対する対応策といたしましても、今、警察に提出をさせていただいている関係書類、これが戻り次第、相談窓口も設置しながら不安解消に向けてしっかりと相談体制をとってまいりたいなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、このような事件は二度とあってはならないことですし、起こさないように万全の体制を取りながら努力させていただきますし、今、答弁させていただきましたように、かかるこの一連の経過の中で明らかになったそのことについては、私どもとしてとるべき法的手段はしっかりと弁護士と相談をしながら、また、退職金についても全額返還ということで協議させていただいていることを再度申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） この件につきましては、一連のことですけれども、昨年6月の定例議会で私が質問してから、そのときは不適切な処理ということでお話ございました。年が明けまして、春から6月定例会までの間に大きな犯罪の代名詞でございますけれども、地方税法違反、また、関連いたしまして加重収賄ということでございます。これは、6月定例会でほかの議員も質問しておりますので、それは割愛すると思しまして、8月14日に3回目の、これは業務上横領ということで逮捕・起訴されたということでございます。そのときにも議員協議会で質問させていただいたり、答弁いただいているところでございますけれども、不納欠損処理という極めて、先ほどの私の通告書の中身の発言をさせていただいてございますけれども、不納欠損をするということは、当然でございますけれども、この質問させていただいておりますけれども、町長の最高責任者としての御判断ということで決裁ということになってございます。当然、副町長も担当課長もその部分に適用される部分ではないかと思っております。

町長の今の御答弁で、まだ書類が戻ってきていないので定かなこと、これはもうそうだと思いますけれども、そのときに何月何日にどういうことだということで書類があれば、私どもそっちのほうは素人でございますけれども、当然わかることとなりますので、町民の人たちが一番心配しているのは、役場という信頼しきっていた組織の中で、事、税金という国民の皆さんの三大義務の一つである納税のお金がかがわしい使われ方をしたと、なくなったということでございます。それに鑑みまして、町長のほうでも御答弁の中で、いろいろの責任をとるということでお話がありました。不納欠損したということは、決裁体制の中でこれから何年何月に誰がいたというのは前の議員協議会でも聞いてございますので、

担当課長も退職された方が一人いるようでございますけれども、その辺についてもきちっと説明をしていただくことも出てくるのではないかと考えてございます。

それと、再質問の中でですが、210万円横領したということで、業務上横領の1回目の逮捕の中で報告がなされました。この方だとか、次の起訴といいますか、追加で逮捕されたといいますか、12万円を何がしという方も含めて、これで終わるかどうかは別にいたしまして、捜査の関係ですからそれ以上のことは申しませんけれども、この方々に町としてお話をするのか、書類も何もないとできないといえればそれまでなのですけれども、いつかはしなければならぬだろうと、ただ、その方々たちからすれば、私は僕は税金を払ったのだけれども、町のほうで払っていないということになれば、私も司法裁判のことはプロではございませんから、素人でございますけれども、民事だとかいろいろな形に発展しかねないことも出てくるのではないかと、その辺もやっぱり弁護士と協議は当然していると思いますけれども、その辺やっぱり午前中も含めてほかの議員からも質問あったように、まず町民の皆さまには書類があるのではないでなくて、自分たちの処分も含めてこのように考えている、これから納税された方々にこういう話をしていくのだというスタンスが一番大事だったのではないかと思います。

それと、議員協議会でもお話しさせていただいているのですけれども、件数が余りに多いので、町長サイドのお話でございましたけれども、なかなか発見といいますか、目が届かなかったというようなニュアンスでお答えをいただいているかと思っておりますけれども、納税する義務のある方から見ますと、それは執行者といいますか、役場サイドのお話であって、1円のお金でもこれは税金でございますので、その辺当然考えておられると思いますけれども、2点、3点の再質問でございますけれども、答弁を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 再質問の答弁でありますけれども、不納欠損上ということでありますから、不納欠損の制度を利用して、言ってみれば悪用したということですから、その全容については、今、書類がいつていますから、その書類が返ってきたらどのような不納欠損でどうなったかというのは一連でわかるというふうに思いますので、そのときにまた明らかにしたいと思っています。

その後に質問いただいた、例えば滞納だと言われた人が何人いたのか、今のところ複数ということだけで一人、二人の話ですから、その人たちの中も、もちろん公判の中ではきつと名前も出てくると思いますから、それらは書類も返ってくる、名前も明らかになったら事情をもちろん説明しなければなりません。そのほかに、そうしたら自分の税はちゃんと納まっているのだろうかなど不安な人たちは、それは随時今も受け付けていますけれども、改めて書類が返ってきたときには、きちっとした相談にあずかる窓口も設置して、きちっと不安を解消すると、こういうことを全力でやらなければならないなというふうに思っ

います。

あと、民事でいろいろなことがあるかもしれませんが、それは説明した後で当事者といわれる方がどうするかについて、またいろいろ相談、協議もありますから、そのときには私どももきちっとした対応ができるように、弁護士いろいろ含めて協議をさせていただきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、わかりませんけれども、もうじき全容が明らかになってくる時期がくると思いますから、そのときにはしっかりとした今まで一連のこの不納の処理の仕方、また、はっきり言えばいろいろ隠蔽をしながら、悪質に、わかりやすく言えばやる気で行っていることですから、目的があるかないかという極めて防ぎようがないというか、限られた中で本当にこれだけのことをやったわけですから、非常に警察もしっかりその事実を、私どもも逆に本当にどのような手法で行ったかということも知り得たいなと思っておりますから、それも含めて適切な対応を図っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長のお考えはある意味理解はできますけれども、平成22年から26年の間にあったということでございます。書類がいつているので、当然細かい中身はわからないということで、それは私も理解いたします。ただ、昨年の不適切な特別委員会の中でお話しさせていただいていますし、御答弁もいただいているのですけれども、当時この元職員は一人で税の徴収業務をやっていたと、大半、ほとんど全部言った方がいいのですか。そういうことで、当時の管理、監督する立場にあった職員の方、また、町長、副町長、理事者の方々もそれはある程度報告等々があったのではないかと、その中で不納欠損何百件、何千件とあった中でもおかしいのではないかとというふうなことがなかったのかどうなのか。私も捜査する側の立場でございませぬ。これは素朴な疑問としてお聞きすることでありませぬ。

これは、職員として、これからの対応としてはそういうことのないようにいろいろ外勤日誌みたいなものもつける、二人で行く、初心に戻ってやるということでそれは聞いてございますから、それを確認するというのではなくて、当時そうだったということも含めれば、やはりそのときの管理責任といひませぬか、それも含めてこれから町民の人たちには町長お話ししている丁寧な町民の方々には説明するという、ここが一番基本ではないかと、この1年も1年半も職員の方々から見れば、いつまでたっても毎月のように新聞に出てくるといひませぬことは、本当に職員の方々の士気にも影響してくることだと思ひます。

町民の方々がお不信感だけが増していくと、ただ、捜査を早く終わらせてくれとかということではなくて、わかっている範疇の中で、やはり我々議会だけではなくて、町民の人た

ちのほうにも出向いていくような気持ちで説明していただければ、町民の人たちとも信頼関係を構築していく一助になるのではないかと思いますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 不納欠損、事件として最終的に件数が出てきましたけれども、一遍にやるわけではありませんから、その年度年度やりますから、それがどの年度でどうなったのかというのはまだ全容ではありませんけれども、そういうことで意識してやるとしたら、まず徴収も複数では行かないだろう、一人で行ったのだろうと、こういうことでありますから、一人で行って徴収して、そして、それを制度を巧みに動かすというのか、そうやってやられたら、これは本当に残念ながら防ぎようも発見しようもないというのが正直な内容でありますから、結果としてこういうことになったということですから、それらを含めて再発をさせないために、本当に領収書のあり方も含めてまた徴収体制、意識のコンプライアンス含めて全力を尽くして再発防止に向けて努力させていただいておりますから、これ等についてはそういう御理解をいただければなというふうに思っています。

あと、それぞれの聴取した内容、また、職員の士気については、御質問のとおり大変やっぱり当時者でも何でもない中で、大変つらい思いをさせてまちづくりに全精力を集中するときに、大変な気遣い、思いをさせているということが非常に申しわけなく思っていますから、職員には1日も早くそれらを払拭できるように職場の環境も含めて努力させていただきますし、町民の皆さんの説明については前から言っていますように、事あるごとに集まるごとに話していますし、先ほどの質問にありますように、それぞれ地域に出かけているいろんな行事も持っておりますから、そのときには必ずこういう話も投げかけながらしっかりと町民の皆さんに説明をさせていただきながら、まだ全容とまではいきませんが、今御質問ありますように今の中の説明できる範囲については、しっかりと説明してこのようなことで本当に今、推移していますけれども、非常に迷惑かけて申しわけない、ただ、本別のまちづくりの中には、改めてしっかりとこのことを踏まえながら全力を尽くしていくという話も町民の皆さんにしっかりと説明をさせていただきながら、協働のまちづくりの原動力としてお力をかりられるよう、そういう説明をこれからもずっと続けていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） お考えはある程度理解いたします。

これからのことというのも非常に大事だと思いますし、ただ、行政で一番町民の方々から住んでいるの方々から求められるのは結果です。件数が多かったから目が届かないとか、どこがどうしたから私のほうで指示ができなかったとか、そういうことではないのです。

捜査当局が入ってこれだけ大きなことになって、結果としてこうなったと、そのときの責任だとか、そういうお考えがない中で、町民の方々に説明をしていかなければならないということです。それを踏まえて、これからこうする、どうする、法令遵守という横文字でいうとコンプライアンス、そういうもの昨年私どもで議決させていただいています。それらを踏まえていくには、結果がこうだったので、このところは足りなかったけれども、これらを踏まえて次にこういう形に向かっていくのですという説明があって、それで町民の方々とも先ほどもお話しさせていただいていますように信頼回復の一步といえますか、そういうことです。

町長おっしゃるように議員協議会でもお話あったように、件数が多かったからとかそういうつもりで言ってないかもしれませんが、そういうふうに分かる部分があるものですから、その辺を再度確認させていただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 件数が多いからわからないとか、少ないからわかったということでは決して私ありませんので、ただ、結果としてこんなにあったのにわからなかったのかということで問われても、それはそのとおりですけれども、ただ件数が多いからわからないのではなくて、やっぱりこういう事実が起きたということ、そのこと自体が私どもも重く受けとめるということでもありますから、結果として件数が多いというのはもっと悪い話になってしまうのですけれども、それは当然のことでもありますから、その現実はっきりと真摯に受けとめて、本当に町民の皆さんに真摯にそこはきちっと説明させていただきながら、1日も早くそういう不信だとか不安の解消に向けて最善の努力をしていくと、何回か申し上げさせていただきましたけれども、やっぱりこれがまちづくりのブレーキにならないということでもありますから、全力を尽くして町民の皆さんの不安と不信を払拭できるように努力させていただくと、こういうことに努めていきたいなと思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 大体いいところまでお話しさせていただいたと思います。

町長お話ししているように、今、裁判中でございます。それと捜査当局に書類も預けてあるといいますが、向こうで持っていつているというような状況でございます。それらが出てこないことには何も進まない部分があると、その進まない部分というのは、私が聞きたいのは、町民の人たちも一番信頼回復するために気にしている結果に対する責任です。これは当然、町長、副町長、当時の課長等々全部出てくるとは思いますけれども、その辺は今ではできないにしても、町長として行政の最高責任者として、条件が整うというのは書類が戻ってきたり裁判が一定の結果をみたときに、町長は行政の最高責任者として、どのようにお考えになっているのかお聞きしたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） この不祥事が起きたときの責任も含めて、みずから律するという意味で、それは実施してきました。後は、結果を全容を明らかにして、そのことをきちっと原因を把握して二度とこのようなことが起きないようにそういう体制をとりながら、しっかりと全体で取り組んでいくということ、そして、町民の皆さんにはそのことを含めてきちっと説明させていただきながら理解をいただいて、このようなことがこういうことでしっかりと実施していくということも含めて説明させていただきながら、1日も早く不信感を取り除いて町民の皆さんに元気にまちづくりに参加していただく、その環境、条件をつくるのが私どもの責任の在り方だと思っていますので、そのことについてはしっかりと努めていきたいと思っています。

以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 私のちょっと言葉が足りませんでした。

町長の本当に御自身の処分等々については去年の不適切な処理から6月定例でもお話を聞いてございます。ただ、私が冒頭からお話ししているように、6月定例会終わってから業務上横領というその中身が不納欠損処理をしたということに対することで今お聞きしているのであって、6月定例で私どもが、町長の1カ月50パーセント、その条例改定を議決させていただいたというのは別の話でお聞きしているの、その辺だけ再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 私どもは一連のものとして捉えておりますから、それは別だとかということではなくて、不納欠損が何件どういう経過でどうなったかということも含めて、それは書類が返って公判が終われば明らかになることですから、それらも含めて一連の不適切から始まったものについては、そのことをしっかりと受けとめながら、とにかくもう2度とこういうことのないように全力を尽くすというのが私どもの役割だと思っていますので、そのことでしっかりと対応していきたいと思えます。

以上であります。

4番（大住啓一君） 終わります。

議長（方川一郎君） 次に、2番藤田直美君。

2番（藤田直美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、1問質問させていただきます。

町長には、5期20年の経験を生かし、さまざまな課題に取り組み、指導力を発揮することを町民は期待していると思えます。

私からは、教育、子育て支援の充実について質問させていただきます。

町長より、6期目の町政運営に当たっての四つの柱を重点とする基本的な考え方と主な

施策事業について説明がありました。これまでの施策と評価、新たに取り組む具体的な内容を伺います。

一つ目に、人口減少に歯どめをかけるには、定住、移住の推進、少子化対策、子育て、教育環境のさらなる充実が重要課題と考えますが、6期目に当たっての新たに取り組む施策について伺います。

二つ目に、5歳児健診を取り入れてはどうか。

発達障がい、早期発見、早期療育が重要ですが、母子保健法では、3歳児健診まで定められております。しかし、発達障がいとして気づくことは4歳から5歳が多いため、厚生労働省でもその有用性について紹介しております。5歳児健診を行うことにより、就学前に療育を進めることも可能となります。本町でも5歳児健診を取り入れて、発達障がいの早期発見に結びつけていく考えはないか伺います。

三つ目に、全国的に少子化が急速に進み、本別町の学童の数も年々減少していますが、学童保育所の利用人数の推移を見ますと、ニーズが高いことが伺えます。

弥生町文教会館で実施されている学童保育所の平成26年度在籍者数は38人でしたが、現在の利用者は47人、仕事が決まったら利用したいという希望者を入れると、50人を越えると聞いております。核家族化に加えて共働き、ひとり親家庭の増加も要因と考えます。また、人材不足といわれている介護士や看護師、保育士は女性が多く、他の職業でも女性の活躍が期待されることから、今後も利用度が高くなることが予想されます。町内の保育施設が新しくなっている中、老朽化した学童保育所について、施設整備、または旧こたばの教室を使用する考えはないか伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君）〔登壇〕 藤田議員の教育、子育て支援の充実についての答弁をさせていただきますが、まず1点目の取り組みに当たっての新たな取り組みの施策についての御質問でありますけれども、先般の施政方針において御説明をさせていただいたとおりであります。共生、協働の安心と活力と夢あふれるまちづくりについては、第6次の本別町総合計画と財政状況の調和を図りつつ、四つの柱を議会の審議をいただきながら実現を目指していくものであります。

主だった施策といたしましては、一つ目には、まちの活力と雇用の面であります。産業振興と企業立地で雇用を創出し、元気な町を目指すものとしておりまして、基幹産業、農業における労働力の確保、支援対策の充実を図り、また小規模事業者の事業継承対策の充実を図るほか、本別公園を拠点として地域の稼ぐ力の増強により経済振興を図るものであります。

二つ目は、くらしの安全・安心の面では、町民の皆さまと築いた福祉でまちづくりを発展させるものでして、一体的地域包括ケア体制の構築を進めるほか、防災同報通信機器の

整備更新、新たなごみ処理体制の確立を進めるものでもあります。

三つ目の子どもの夢と未来の面では、経済環境に左右されずに学習環境の機会均等化がされることを目的として、子供の未来の応援制度の創設、進学及び就職のための支援施策を講じるものであります。

四つ目の自主・自立のまちづくりでは、町民と行政が相互の特性を生かしながら協力し、そして創生する共生、協働のまちづくりを進めることとなっております。

とりわけ人口減少対策につきましては、町民全般にわたるさまざまな分野における施設の充実と着実な推進が大切だと考えておりますが、最初に申し上げましたとおり、ほかの計画との整合性や財政状況との調和、そして議会の御審議をいただきながら、重点的かつ効果的な予算配分を行いながら進めてまいりたいというように考えております。

また、これまでも展開してまいりましたほかの施策におきましても、総合的かつ戦略的に取り組みを継続させていただくほか、計画、実行、点検、評価の流れを確立して、適宜、適切に見直しをかけるなど、改善、改良する施策を展開することが新たに取り組む施策へとつながるものと考えております。健康、福祉、医療の面や教育環境の向上に関する事、生活環境改善、向上に関する事、加えて自主・自立のまちづくりに不可欠な健全財政の確立など、町民の皆さまの思いを一つに束ねて積み上げながら実施してまいり所存でありますので、何とぞ御理解をよろしくをお願いをしたいというふうに思っています。

次に、2点目の5歳児の健診の取り組みについての御質問であります。

本町で現在実施している乳幼児の検診でありますけれども、発達の節目であります生後4カ月、7カ月、12カ月児を対象とした乳幼児の検診、さらに母子保健法で規定されております1歳6カ月健診、3歳児健診のほか、町独自事業として2歳児健診も行っておりまして、健診の受診率は100パーセントであります。

これらの健診では、医師、保健師、栄養士のほかに児童発達支援センターの療育担当保育士や認定こども園の子育て支援センター保育教諭も参加しておりまして、小さいうちから親子の様子や子供同士の成長など、幅広く観察、把握するとともに、保護者からその場で相談に応じたり、また、後日にセンターに来所いただいて相談を受けるなど、児童の健康や発達状況の把握に努めているところであります。

また、健診の場ではわからない家庭での様子だとか、集団の中で見られるさまざまな課題につきましても、児童発達支援センター療育担当の保育士が保育所などの訪問事業におきまして、認定こども園やへき地保育所に出向き、子供たちの様子を観察、児童個々の指導計画を立てて保護者と共通の理解のもと、支援を行ってきているところであります。

御質問の5歳児の健診を取り入れて、発達障がいの早期発見に結びつけるという考えはないかということではありますが、これらは大きな都市では5歳児健診を実施しているのですが、5歳児健診も数パーセントの健診しかないとかということが実際にはありますけれ

ども、私どもの町では、先ほど言いましたように、3歳児までの健診の中で細かく健診をしながら、特に100パーセントの受診ということで、それぞれ発達障がい含めて検査をしています。

5歳児の身体の確認というよりは、軽度の発達障がいの早期発見と保護者の気づく場とすることを目的としておりますけれども、本町では今申し上げたように、さらに修学前の教育、保育施設に通園、通所する児童生徒の認定こども園やへき地保育所へ赴くキッズサポート、保育所など訪問事業、さらには児童相談所の巡回相談などにおいて、日常的に発達の心配のある児童の把握、児童の発達について気になったり子育てに不安を感じる保護者の相談を受ける体制が構築されておりますから、支障があれば専門医へつなぐこともできる機会が確保されているところでもあります。

今後も児童発達支援センターを核として、健康管理センター、総合ケアセンターが横断的にかかわり、子供たちの健やかな育ちの確認に努めてまいりたいというふうに思っています。

5歳児健診が有効であるかどうかということも含めて、さらに、今までの健診の結果を見ながら御質問の趣旨も十分に踏まえながら、それぞれまた研究もさせていただければなというふうに思いますので、どうぞ御理解をいただきたいと思えます。

3点目の老朽化した学童保育所についての施設の整備、また旧ことばの教室を使用する考えはないかとの御質問でありますけれども、御質問のとおり、学童保育所、昭和53年の10月学校職員の研修及び福利厚生並びに児童生徒の校外活動の施設として、現在整備をされまして築39年が経過してありまして、御承知のとおり老朽化が進んでおります。

御質問の施設整備、または旧ことばの教室を使用する考えはないかということでありますけれども、ことばの教室の移転に伴いまして、空き教室になりました中央小学校のスペースを有効に活用できないかを既に担当課に指示をしてありまして、改修に係る経費、ランニングコストの積算、管理、運営方法などを調査中であります。

いずれにいたしましても、放課後の児童の安心・安全な居場所づくりは重要な政策でございますから、耐震化も終了しております中央小学校での学童保育所の整備について、教育委員会、中央小学校、学童保育所の保護者会などと今後協議、調整を行いながら、早い時期に中央小学校への移設、あるいは現施設の改修のどちらかを判断したいと考えております。

御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） 再質問させていただきます。

まず、1問目につきましては、今までの計画を検証しながら重点的に進めていくというお話でした。計画どおりに行かなかった部分も多々あったと思いますが、計画どおりに進

めることを希望いたしますが、今までの施策で、子ども・子育ての部分を重点に私は聞きたいのですが、十分だと感じているのでしょうか、どうかということと、他町を見習い、どんどん取り入れていくことも大事ではないかと思いますが、いかがでしょうかということをお聞きしたいと思います。

2問目ですが、先ほど発達支援センターで訪問事業も行っているということもありましたが、その訪問事業では要請があった場合というふうに伺っております。日々、生活の中ではなかなか取りこぼして見れない部分を乳幼児健診という形で、本別町では乳幼児健診の受診率が100パーセントということですが、2歳、3歳ではまだ発達障がいというふうには言われていない子供が、5歳になるとわかるということが研究で発表されているということで、道内でもまだ行われている市町村は少ないということですが、5歳児健診の最大の目的は、保護者が発達障がいに気づくということがありまして、子育てに気軽に相談できる機会をつくるということにより、その気づきから就学前の期間をどう過ごすのか、地域の療育機関、本別町発達支援センターの相談システムにつなげていくことがよいというふうに考えております。また、障がい児に限らず、健常児であっても育てにくさや育児不安を抱えている保護者が多いというのも5歳児が一番多いと聞いております。そういった不安は、虐待にもつながりかねないという思いもあり、5歳児健診を勧めますが、見解を伺います。

三つ目に、学童保育所の関係ですが、私は立地的には現在の文教会館が最適だとは思っておりますが、学校に隣接していることや送迎の際に保護者が玄関先まで車をつけられること、保護者は家庭的な雰囲気や快適な居場所が提供できることを望んでおります。学校を出て、ただいまと言って安心して帰る場所であるべきと考えます。現状では、寒いトイレや10月なのにタイルカーペットが敷いてある廊下がとても冷たく感じました。建物も古くなると部屋もなかなか暖まらなくなってくると思われるので、寒い冬を迎え早急に進めるべきだと思いますが、考え方を伺います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 藤田議員の再質問の答弁をさせていただきます。

まず、子ども・子育てのまちづくりに十分になっているのかと、こういう質問であります。これは十分でありますと言えれば一番いいのですけれども、なかなか十分とは言えないものはもちろんたくさんあるというふうに思います。

他町村の例を見ながら、それぞれ優れているところ、また先進的なところを見習ってどうかということではありますが、もちろんそのことも含めて、しっかりと子育ての支援環境に努めていきたいなと思っています。子供たちは私たちの希望でもありますし、まさに町の宝でありますから、しっかりと大事に元気よく育てるとするのが役割でありますから、そのことも含めてしっかりと対応していきたいなというふうに思っています。

また、5歳児健診の関係であります。先ほども申し上げましたけれども、私も今それぞれの取り組みの中でもまだ十分でない、また御質問にありますように、それらで発達障がいがかかるのはやっぱり5歳が一番わかりやすい、発見しやすいということもありますし、御質問のように、これを発達支援センターにつなげられる事業だとか、育児不安の相談だとか、これらを含めてということでもありますから、広く子育て環境の充実に向けては努力させていただきたいと思っておりますから、先ほど申し上げたように、研究させていただきたいということで申し上げましたけれども、今3歳児健診を含めて発達支援センターの取り組みなど、担当のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

あわせて、老朽化した学童保育所の移転か、改築か含めて、いずれにいたしましても、今の施設では老朽化して大変な状況でありますから、私の子供がお世話になったぐらいの年数ですから、相当たっていることもありますので、それらを含めて担当のほうにも指示をさせていただきながら、早いうちに、新年度から新しい体制がとれるように検討させていただいておりますので、それらを含めて担当のほうからの答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 2点目の5歳児健診の実施についての答弁を私のほうからさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、5歳児健診の目的は、自治体の多くでは子どもの健やかな身体の発達の確認、もとより軽度発達障がいの早期発見と保護者の気づきの場として行っております。

本別町の場合には、先ほど町長のほうから答弁いたしましたとおり、6カ月健診から100パーセントの健診を3歳児健診までやっています。その後、キッズサポート、聞いたことはあると思うのですが、児童発達支援センターの職員が現在はこども園に変わっております、こども園に月に1回行って、子供の様子を見させていただいております。当然そのときには、こども園の先生方からの情報をいただきながら何歳児の子供の様子を中心にみてくれとか、そういう情報交換をしながら子供たちの様子を見させていただいております。子育て支援センターが隣接しておりますので、そこに来る2歳までのお子さんの様子も見させていただいております。

次に、へき地保育所なのでございますけれども、数が二つあります。子供の数が少ないので、これは2カ月に一遍ずつ、そこにもお邪魔させていただいております。当然そこにも保育士がいますので、その先生と情報交換をしながら子供の様子を児童発達支援センターの先生が見ながら、その子の様子を見て親御さんの気づきをつなげていながら、もしそこで契約を結ばれば、児童発達支援センターで療育をしていくというシステムを今つくっております。

先ほど町長のほうから答弁の中で、最後に、5歳児健診を否定しているわけではございません。その辺も研究しながら今後生かしていきたいという私の方から細かいことを説明させていただきました。

二つ目、学童保育所であります。

議員も今回の質問の提出していただいた後、学童に足を運んでいただきましてありがとうございます。私も学童の担当になったのは、平成26年子ども未来課ができてから社会教育課から子ども未来課に移ってまいりました。現場に足を運ぶのは必要だということで、現場にも足を運ばせていただいております。

ことしの3月の議会の中で、文教会館を廃止しまして学童保育所ということで町長部局にその施設がきました。私のほうで施設を管理するようになっております。その後も窓枠が壊れたですとか、トイレが和式になっていると、先生からそういうお話を聞いた中でその都度やってきております。

ただ、先ほど町長のほうから答弁があったとおり、耐震化が進んでいる中央小学校が近くにありまして、議員の質問の中にもことばの教室がそこにあいたので、そこを使う方法もあるのではないかと質問もいただいております。4月に入りまして町長のほうからも指示がありましたので、私たちは開設にかかるお金、改修をしないといけないと思います。家庭的であったらカーペットだとか畳がいいのか、その辺も含めてお金がかかることもありますので、どういうふうになったらいいのかということは今調査中でありますので、以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 藤田直美君。

2番（藤田直美君） キッズサポートの件をお聞きしましたが、こども園などに訪問して、子供の様子を見てわかった場合、親にうまく伝えられるかという問題が出てくると思うのですが、そういった場合に、やっぱり専門的な知見から言っていただくという場面もまた必要かと思っているのですが、その場合はどのように配慮しているのかという部分をお聞きしたいです。

議長（方川一郎君） 大橋子ども未来課長。

子ども未来課長（大橋堅次君） 答弁をさせていただきます。

私たちは、親御さんの前で発達障がいという言葉を超えて使いません。支援の必要な子、応援をしてあげたほうがいい、サポートしてあげたほうがいいという言葉を使いながら、親御さんと接しているつもりであります。

専門的な機関として、児童相談所の巡回相談が年に3回ございますので、そういうところにも専門的にどうしても保護者の方が相談をしたいということであれば、児童発達支援センターの先生のほうから児童相談所の巡回相談、そちらのほうを受けてもらうような形で結びつけることがあります。そういうふうにつないでいくことが私たちの仕事だと思っ

ております。

以上です。

2番（藤田直美君） 終わります。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時37分）

平成29年本別町議会第3回定例会会議録(第3号)

平成29年10月12日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 61号 | 平成29年度本別町一般会計補正予算(第10回)について |
| 日程第 2 | 議案第 62号 | 平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 3 | 議案第 63号 | 平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 4 | 議案第 64号 | 平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について |
| 日程第 5 | 議案第 65号 | 平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について |
| 日程第 6 | 議案第 66号 | 平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 7 | 議案第 67号 | 平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について |
| 日程第 8 | 議案第 68号 | 平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5回)について |
| 日程第 9 | 認定第 1号 | 平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第 2号 | 平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第 3号 | 平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第 4号 | 平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認定第 5号 | 平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 61号 | 平成29年度本別町一般会計補正予算(第10回)について |
| 日程第 2 | 議案第 62号 | 平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について |

日程第 3	議案第 6 3 号	平成 2 9 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 4	議案第 6 4 号	平成 2 9 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 5	議案第 6 5 号	平成 2 9 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 回）について
日程第 6	議案第 6 6 号	平成 2 9 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 7	議案第 6 7 号	平成 2 9 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 8	議案第 6 8 号	平成 2 9 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）について
日程第 9	認定第 1 号	平成 2 8 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 0	認定第 2 号	平成 2 8 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 1	認定第 3 号	平成 2 8 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 2	認定第 4 号	平成 2 8 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 3	認定第 5 号	平成 2 8 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（ 1 1 名）

議 長	1 2 番	方 川 一 郎 君	副議長	1 1 番	高 橋 利 勝 君
	1 番	矢 部 隆 之 君		2 番	藤 田 直 美 君
	3 番	篠 原 義 彦 君		4 番	大 住 啓 一 君
	5 番	山 西 二 三 夫 君		6 番	黒 山 久 男 君
	7 番	小 笠 原 良 美 君		8 番	方 川 英 一 君
	1 0 番	阿 保 静 夫 君			

欠席議員（ 1 名）

9 番 林 武 君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	高 橋 正 夫 君	副 町 長	砂 原 勝 君
会 計 管 理 者	毛 利 俊 夫 君	総 務 課 長	大 和 田 収 君	

農 林 課 長	菊 地	敦 君	保 健 福 祉 課 長	村 本	信 幸 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	飯 山	明 美 君	住 民 課 長	千 葉	輝 男 君
子 ど も 未 来 課 長	大 橋	堅 次 君	建 設 水 道 課 長	大 槻	康 有 君
企 画 振 興 課 長	高 橋	哲 也 君	老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川	一 美 君
国 保 病 院 事 務 長	藤 野	和 幸 君	総 務 課 主 幹	小 坂	祐 司 君
総 務 課 長 補 佐	三 品	正 哉 君	建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出	勝 栄 君
教 育 長	中 野	博 文 君	教 育 次 長	佐 々 木	基 裕 君
社 会 教 育 課 長	阿 部	秀 幸 君	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	久 保	良 一 君
農 委 事 務 局 長	郡	弘 幸 君	代 表 監 査 委 員	畑 山	一 洋 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	鷲 巢	正 樹 君	総 務 担 当 副 主 査	塚 谷	直 人 君
---------	-----	-------	---------------	-----	-------

開議宣告（午前10時00分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第61号

議長（方川一郎君） 日程第1 議案第61号平成29年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第61号平成29年度本別町一般会計補正予算（第10回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、とちぎ東北部広域連携事業、消費者対策事業等の追加、農業生産体質強化総合推進対策事業補助金返還金、地方道路整備事業の事業内容の見直しによる残が主なものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ886万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,500万7,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

2、歳出ですが、上の段、2款総務費1項総務管理費13目情報通信費11節需用費332万7,000円の補正は、光ケーブル支障移転に伴うもので、昨年の大雨災害の東本別災害復旧、北電、NTTから移転通知届けのあったもの及び今後の見込みにより件数の増加によるものであります。

下から2段目の、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費23節償還金利子及び割引料211万9,000円の補正は、障害者自立支援給付負担金等、実績に基づき精算するものであります。

次のページをお願いいたします。

上の段、3項児童福祉費2目児童福祉施設費7節賃金45万9,000円の補正は、学童保育所の入所児童の増加により、学童指導員を1名増員するものであります。

下から2段目、4款衛生費3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金50万7,000円の補正は、勇足浄水場沈殿処理水検水ポンプ修繕による収支補てんによるものであります。

下段、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費23節償還金利子及び割引料1,809万8,000円の補正は、平成2年度農業生産体質強化推進事業で建設しました施設が目的外使用のため、補助金を返還するものであります。なお、全額JA本別町からの返還金

となります。

次のページをお願いいたします。

上の段、5目農地費14節使用料及び賃借料69万3,000円は、この度の台風18号の影響により、勇足配水機場の明渠に土砂が堆積したため、土砂を取り除くため重機借上げによるものであります。

次の7款1項商工費3目観光費82万円の補正は、地域づくり総合交付金を活用し、とちぎ東北部広域連携事業、誘客強化プロモーション事業実施に伴うもので、パンフレット作成47万円、広告料として35万円を予定しております。

次の段、6目消費者対策費68万9,000円の補正は、北海道消費者行政推進事業採択による消費者被害防止のための研修会の開催及び啓発グッズを購入するものであります。

下段にあります、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費11節需用費201万7,000円の補正は、本年4月3日発生の除雪ダンプ破損事故修繕の増によるもので、全額、町村有自動車損害共済金で賄われます。

次の3目道路新設改良費13節委託料1,699万6,000円、15節工事請負費2,241万2,000円、次のページをお願いいたします。17節公有財産購入費10万円、22節補償補填及び賠償金27万3,000円の減額は、地方道路整備事業の国庫補助金要望等に対する交付額の減により、事業費の変更によるもので、別添の予算説明資料、表紙をめぐっていただきたいと思っております。右側の事業種別ですが、町道美蘭別活込横断道路から、町道勇足元町5号通りまでの7事業については、先程も説明いたしましたが、国庫補助金要望等に対する交付決定額の減により、事業内容の変更をしております。

中段の事業費計を御覧になってください。事務費を合わせ、事業費計、補正前3億3,074万2,000円を、補正後2億9,054万6,000円に変更するものであります。

左側の事業費、補正額3,978万1,000円の減額、財源内訳は、国庫支出金2,472万4,000円、地方債1,560万円の減額、一般財源12万8,000円の増であります。

以下、この資料での説明は省略いたします。

予算書の16ページ、17ページをお開きください。

中段にあります、5項住宅費1目住宅管理費11節需用費、修繕料167万4,000円の補正は、公営住宅の維持修繕や退去後の募集前修繕が増となったことによるものであります。

次の10款教育費4項社会教育費2目公民館費11節需用費22万5,000円の補正は、中央公民館暖房用ポンプ故障のため修繕を行うことによるものであります。

次に、6ページ、7ページにお戻りください。

1、歳入ですが、中段にあります、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金2,472万4,000円の減額は、歳出で説明いたしました交付金の変更によるものであります。

次の段、14款道支出金2項道補助金5目商工費道補助金1節商工費補助金153万3,000円の補正は、歳出で説明いたしました、消費者行政推進事業及びとかち東北部広域連携事業に対する補助金であります。

次のページをお願いいたします。中段にあります、19款諸収入5項1目雑入3節障害者自立支援給付92万円の増額は、発達支援センター利用者の増加見込みによるものであります。

次の7節雑入中、町村有建物災害共済共済金17万2,000円は、平成29年6月7日に発生しました向陽町公営住宅の火災による罹災に対する給付金であります。

次の物件等移転補償133万6,000円の補正は、歳出で説明いたしました光ケーブル移転によるもので、北海道からの補償によるものであります。

次の支障木伐採補償15万6,000円の補正は、道営農業農村整備事業美蘭別地区営農用水施設工事に伴うものであります。

次の町村有自動車損害共済金201万7,000円の補正は、歳出で説明いたしました除雪ダンプ破損事故に対する保険金であります。

次の災害被害見舞金は、平成28年発生 of 台風被害等に対する災害見舞金7,214円で、ほんべつ肉まつり実行委員会様からの見舞金であります。

次の農業生産体質強化総合推進対策事業補助金返戻金1,809万8,000円は、これも歳出で説明いたしました、JA本別町に対して補助しました平成2年度農業体質強化総合推進対策事業で建設しました施設が目的外使用のため補助金の返戻であります。

次の段、20款1項町債4目土木債1節道路橋りょう債1,560万円の減額は、いずれも事業費の変更によるものであります。

以上で歳入を終わりました、次に4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正は、1、追加。

事項、社会福祉法人本別町社会福祉協議会が金融機関より借り入れる仙美里高齢者住宅建設事業資金に係る元利償還の助成。

期間、平成30年度から平成39年度。

限度額、社会福祉法人本別町社会福祉協議会が建設する仙美里高齢者住宅の建設事業費5,535万1,000円を元金の限度額として、元金に係る利息との合計額。

事項、大家畜特別支援資金（特認、残高一括、経営継承）に対する利子補給。

期間、平成29年度から平成54年度。

限度額、利子補給対象額1億809万8,000円に対する利率年0.18パーセント以内の利子相当額。

次の第3表、地方債補正であります、1、変更。これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的、辺地対策事業4,710万円を4,360万円に、過疎対策事業4億4,540万円を4億3,330万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ござ

いません。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算（第10回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正等一括とします。

矢部隆之君。

1番（矢部隆之君） 1点だけ。14ページ、15ページの第8款土木費の関係なのですけども、15ページの下段のほうに道路の関係、別紙のほうで明細もあるのですけれども、先ほど交付金の減額による事業費の縮小というような説明でありましたけど、これによって当初設計より事業内容が変更させざるを得ないというか、素人考えなのですけども、道路ですから、当初設計によって、国からの交付金が減ることによって利便性が何か変わる部分があるのか、例えば道路がちょっと狭くなるだとか、砂利の量が少ないだとか、そういった現地の人たちにとって不利益になるようなことはないのかあるのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

議長（方川一郎君） 大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 矢部議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回の交付金につきましては、要望額に対して4千万円程度の減額ということで大きな減額ではございませんけども、ことしにつきましては予定どおりといいますか、地域にも迷惑かけないレベルで、事業間、工事の内容の調整や何かを計りながら進めてきておりますので、今のところ事業に支障のあるというところは、ことしは出てきておりません。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点だけですけども、11ページの一番上段にございます、これは情報通信費の需用費でございます。先ほどの説明で、光ケーブルの支障うんぬんということで、災害うんぬんというお話しでございました。この300万円ほどの歳出ということでございますので、これは私どもちょっと細かくわかりませんが、電柱移設だとかそういう概念での部分なのでしょうか、それともどういう部分なのか、光ケーブルということですから、私もそっこのほう詳しくないのですけれども、その辺ちょっと、300万円ということになると町の予算的にはそんな大きなお金ではございませんけれども、これが、財源が一般財源だけで対応するということになれば、災害という言葉が入ったので、災害の中で対応できるものなのか、それとも町単独費で対応するものなのか、ちょっと質問があっち行ってこっち行って申しわけないのですけども、要は内容的にどういうことなのかということの御説明をいただきたい。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 大住議員の御質問にお答えいたします。光ケーブルの支障移転費でございますけども、今回補正額をお願いしている部分につきましては、今大住

議員言われたように、昨年の台風災害で災害復旧の部分が入っております。その部分が入っているのに加えてですね、今後の工事見込み額というのと合わせて、今回補正させていただいております。その具体的中身といいますのは、災害の復旧の部分につきましては134万円程度ということで、これが先ほど歳入のほうで総務課長の説明ありました、歳入と同額となっております、その差の部分につきましては今後の工事の見込み額によりまして、一般単独費になりますけども、増額を補正をお願いするという中身となっております。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） まだ理解しかねるのですが、130何万円が災害の適用する補助金ということでございますね。これはあそこの災害ですから、農業災害で行ったのか、河川の災害なのか、ちょっとその辺がわからないのですけれども、その辺が再度質問するものと、将来を見越してということでございますけれども、光ケーブルというその部分が、何と云うのでしょうか、町民の皆さんにも説明しなければならぬ部分があるのですけども、例えばテレビが映り良くなるだとか、ほかのチャンネルがどうしたこうしたというようなことがあるために、将来的にも200万円多く、ここで補正を組んでまですなければならぬということなのか、その辺、本来であれば災害だけの仕事であれば百何十万円の移設費なら移設をいただいて、それで執行して行って、補償費として支払えばそれで済むことですが、今のお話しであれば200万円ほど増額を一般財源で組んで、なおかつ将来的にということであれば、費用対効果といいますか、それがどのようにお考えになつての補正を計上しているのか、その辺の考え方だけ伺いたい。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 今、最初に大住議員言われたとおり、この災害の部分に関しましては、本別公園の第2キャンプ場前の道道の部分について電柱の被害を受けまして、今回そのルート替えといいますか、そういった部分での今回改良ということの部分で、今回補正を上げさせていただいております。

今、後段で言われました電柱の関係でございますけども、御承知のとおり光ケーブルにつきましては、北電さん、NTTさんですね、電柱に架空させていただいているものですから、それぞれ北電さんの御都合、あるいはNTTさんの御都合で、どうしても電柱を移設するといったときには、架空させていただいている関係上、同じくですね、こちら側も架空替えをしなければならないと。それが当然それぞれ2事業者さんの移転といいますか、移設の通知に基づいて、当然やらさせていただいておりますけども、当初予算、見込みで組んでおりますのが、今回既にですね、執行額が約260万円程度、もう事業費を使っているということ、それから今後2事業者さんから移設の変更をしたいという通知が来てるものが230万円程度と、それから例年これから、10月から年度末に実施する見込み分をあわせたもので当初予算と、それから今回道の災害補償からいただく分、それから今後見込みで見る部分を合わせました額を補正という形で対応させていただいております。

財源の部分につきましては、光ケーブルの事業者さんから I R U の負担金ということで雑入のほうですね、こういった運営上の費用にあてていただくべく負担金といたしまして雑入で見えておまして、当初予算ですね、一千万円弱ですね、数字を雑入の中で受けて、それも一つの財源として活用させていただいているところであります。

したがいまして、この移転によって通信が良くなるだとかそういうことではなくて、あくまでも維持運営上の費用だということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4 番（大住啓一君） 細かく説明はしていただきました。

私この1点だけでどうのこうのということはありませんけれども、申し上げたいのは、災害で電信柱が倒れただとか流出しただとか、それは直していかなければならない。ただ、将来を見越してということになれば、技術的に奥のほうもやらなければならない、手前のほうもやらなければならないから今回こういうふうにするのですよということであれば、貴重な財源を出すのはやぶさかではございません。ただ、あそこは多分間違いなく北海道の道路だと思います、管理者が北海道だと思いますけれども、本来町村道であれば町が電柱部分については管理している部分でございます。それと道路管理者との協議の中で、北電柱、NTT柱を立てていると。その中で、共架として光ケーブルうんぬんということであれば、その辺は再度、何回かこの話はさせていただいていると思えますけれども、その辺は本予算組むときにもですね、こういう予算を組むときにも、頭の中から離れないような形で当然やっていると思えますけれども、その辺町民の皆さんの貴重なお金を使うものですから、きちとしたスタンスがないとだめだということなものですから、今回補正で使おうとしている財源がわからなかったのを確認はさせていただきますけれども、どうしても今回その二百何万プラスした中でやらなければならないということなのですか。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

今大住議員言われたようにですね、なるべくこの数字をですね、正確につかめないのかということは以前からも言われておまして、その部分については私どもも2事業者さんにですね、出来得れば本当にそういった部分なるべく正確な数字をつかみたいということは、要望は申し上げているところではあるのですが、いかんせんいろいろ聞きますと、更新、いろいろ老朽化により急遽ですね、更新しなくてはならないですとか、あるいは地権者の要望に応じて電柱を移設替えしなければならないだとかという、そういった諸般の事情もあるようでございまして、言われるとおり、なるべく本当にきちと数字をつかみたいというのは私どもも同じ思いではありますし、今、最後後段のほうに言われました、今回補正で必要なのかという数字についてはですね、今申し上げましたとおり、NTTさん、それから北電さんの事業予定通知と、それからそれにあわせて年度末までにですね、例年の数字を踏まえた中での補正額ということで、何とぞ御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、11ページ、第3款民生費11節需用費の焼き砂32万4,000円が補正になっていますけども、これは冬季対策のものだと思いますが、補正になった経過について、まずお伺いをしたいと思います。

それから15ページの第7款商工費11節需用費ですね、啓発資材ということで、悪徳商法に対する取組みということですが、近年、本別町で被害があるのかどうかわかりませんが、非常に巧妙になっているというか、その方法がですね、新聞等に出ていますけども、最近本別町でこういった被害というのがあったのかどうか、まずお伺いしたいのと、この啓発資材というのはどういう内容の物なのかお伺いをしたいと思います。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） まず高橋議員の御質問にありました、焼き砂の関係についてお答えをさせていただきます。

焼き砂に関しましては、各自治会のほうにお願いをいたしまして、必要な方にまいとし砂を配布しておりますけども、補正となった理由なのですけども、これまでもまいとし補正予算で対応してまいりました。例年ですと12月とかだったのですが、近年11月に雪が降って凍結をするというケースも多く見られるようになりましたので、今年度につきましては10月補正をさせていただきました。ただ、内容によっては当初から見れるのではないかという御意見もあるかと思っておりますけども、焼き砂の状況、単価ですとか、あるいは必要となる状況ですとか、そういったものを見まして、近くなりましたときに補正をさせていただくということで、今回、当初では見ず、10月補正とさせていただいたところがございます。

議長（方川一郎君） 高橋企画振興課長。

企画振興課長（高橋哲也君） 高橋議員の消費者対策費に係る御質問にお答えいたします。

言われますように、ここ最近ですね、架空請求に関しての対応について、警察署さんからも情報入ってきておりますし、道の消費生活センター等からもその部分について情報が入ってきているところであります。いわゆる身に覚えのない請求ということで、あたかも公的機関、裁判所のような所で、支払いがされていないだとかですね、債務を履行しなさいだとか、そういったところの内容の物が届くだとか、あるいは電話が来るだとかというところが近年言われているところであります。

そうしたことを受けまして、私どもで今取り組んでいるのは、ここ数年同じように消費者被害を防止するというので、この消費者対策、行政の助成金を活用させていただきながら、消費者被害の防止ステッカーという物をつくっております、広報に折込むなどして活用してくださいということで、配布させていただいております。

その内容については、訪問販売のお断りですとか、あるいは電話の近くに貼ってくださ

いと、例えば不審なときには警察署、あるいは消費生活センターに電話してくださいというようなことを、身近な所に貼って活用してください、あるいは通帳の表紙だとかに、振り込み防止、オレオレ詐欺防止のためですね、通帳を見たときに、はっと思っただけとか、そういった、気づいていただくための防止ステッカー等をここ2年ほど、それからそれに基づいた啓発用のグッズなどをつくってですね、配布させていただいているという状況です。

それから被害の状況でありますけども、電話等の相談は受けておりますが、そこで直接被害を受けたというところには、今のところ情報入っていないというような状況です。以上です。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 11ページの焼き砂の関係ですが、今それぞれ自治会にお願いをしてということなのですが、こんなこと言ったら自治会の人に怒られるかもしれませんけど、自治会によっては温度差があつてですね、やはり高齢者の人が今高齢になって、直接車両センターにお願いに行ったりしたり、過去にはあったのだけど、そういうようなことができなくて、なかなか砂の対応ができないという声もちろほら聞いていますので、これは基本的には自治会の判断の中でやることですから、あまり行政がどうこうということではないかと思っておりますけども、やはりそういう、高齢化してなかなか砂を有効に使い切れなくてないという声も聞きますので、その点はですね、やはり取り組みにあたってお話し合いをするというか、そういうようなことも必要だと思うのですが、その点についてお伺いします。

議長（方川一郎君） 村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） お答えをいたします。

確かに各自治会に住んでいらっしゃる高齢者の方、あるいは障がいをお持ちの方の状況というのは、基本的に自治会の方が一番御存知であろうということで、今までも自治会長さんをお願いをして、それぞれ皆さんの自治会の中で、砂を必要としている方があれば、その個数を私どものほうに報告をしてくださいという形でこれまで取り組んでまいりました。今、高橋議員御指摘のとおり、なかなか取りに行くことが難しいという声も実際ございましたので、その辺はなるべく説明の時点からですね、対応できるように、今後も工夫をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えますので、よろしく申し上げます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

篠原義彦君。

3番（篠原義彦君） 12ページ、13ページの農業費。23節ですか、1,800万円ほどの施設の目的外使用という項目がございますけども、これは何の施設で何に使っていたのか、この1,800万円の内訳は補助金の何割程度を返還するようになったのか、お知らせいただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 菊地農林課長。

農林課長（菊地敦君） ただいまの篠原議員の御質問ですが、概要説明でもありましたように、平成2年の農業生産体質強化総合対策事業でJA本別町が整備して取得をいたしました、新町にあります、ごぼうと長芋の出荷貯蔵施設が対象となっております。このことにつきましては、目的外使用がわかり、農協のほうからの申し出によって、国、そして道への説明、協議をしてきた、そして今回整理が図られたので補正として予算を提出させていただいていますが、国からの決定につきましては目的外使用が行われた時点で、目的外使用の内容につきましては家畜飼料の保管、それと配合含めて、そこで製造施設として使用していたというのが主な内容となっております。

返還につきましては、先ほどお話しをさせていただいたように、目的外使用が確認がされた年度、実際には平成17年度から先ほど申した目的外使用の内容で使われ始めたということですので、平成17年の、いわゆる施設の残存価格に基づきまして補助率3分の1の補助ですので、その率を掛けた額、1,809万8,000円という内容になっております。当初、完了時に受けている補助につきましては4,876万8,000円と。施設に関わる補助については国の補助を受けていると、そういう内容になっております。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第61号平成29年度本別町一般会計補正予算（第10回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号平成29年度本別町一般会計補正予算（第10回）については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第62号

議長（方川一郎君） 日程第2 議案第62号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第62号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正

予算（第2回）につきまして提案内容の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,115万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料から19節負担金補助及び交付金までの補正は、4月1日の人事異動によりまして管理職の課長補佐が一般会計のほうに、副主査が一般会計のほうから国保会計に異動となりましたので、その差額について補正をしたものです。なお、3節職員手当等が154万4,000円増額となっておりますが、主な要因は来年度から始まります広域化に向けて、北海道や国保連合会から膨大な資料の提出が求められておりまして、例年よりも時間外勤務が相当数多くなっているためのものです。

続きまして8款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費11節需用費8万5,000円の増額は、健康管理センターの家屋の屋根、煙突修繕によるものです。

続きまして歳入ですが、3ページ、4ページをお開きください。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金8万5,000円の増額補正は、歳入歳出不足分を一般会計より繰り入れるものでございます。

以上、議案第62号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出及び地方債補正等一括とします。

高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 6ページですね、総務費一般管理費の職員手当で、時間外手当で、その理由は主に国保の広域化の移行に伴うものということですが、時間外ということになりますとどの位の、例えばそれぞれ職員1人にとって、時間になるのか。端的に言えば、今時間外については過労死問題とかいろんなことですね、議論になっているわけですけども、その辺の観点から見てどういう状況なのか。

もう1つは、業務の内容がわかりませんから、例えば時間外でなくて、人をふやしてですね、対応するという、そういうようなことができないものなのか、2点について伺います。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 国保の時間外勤務手当の関係でございますけども、先ほどの説明で私申しましたけども、今まで管理職員が1名入っておりましたので、その分が時間外勤務手当の対象外になってました。今度、4月からは時間外勤務手当支給の対象となる副主査の職員が今国保に来ていますので、その分が時間外勤務手当が支給になります。

ことしについては、来年度から広域化が始まるということで、ことしは特別なのですが、それに向けての試算等のほうで、各市町村の納付金を試算しますけども、その元資料となる資料の提出が膨大に求められておりまして、それに係る時間外手当がふえているという内容でございます。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） ちょっとね、気になるのは膨大な資料をやるのだと、それに見合ったということになると、当然時間外も、何と云うのですか、担当する人に非常に負荷がかかるのではないかというイメージがあるのですよ、そういう言い方をすると。その膨大な資料を処理するという事は、それはやっぱり今言う時間外も含めてですけども、負荷になるのではないかという、そういう感じがあるのですが、その辺のところをもう1回お願いします。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） すいません、答弁漏れ、ちょっとありましたけども、国民健康保険担当につきましては、4人体制で当たっておりまして、そのうちの2人分がこの会計で給料等予算を見ております。主に、いろいろ業務の内容、福祉医療ですとかもありまして、後期高齢もありまして、それぞれ担当分けていますけども、主には2人が国民健康保険をやっておりまして、ことしについては業務量が多いということで全員で手分けしてやっておりますけども、なかなか、ことし特別ですけども、業務量はかなり多いということでこのような形になっております。

議長（方川一郎君） 高橋利勝君。

11番（高橋利勝君） 一応確認のために聞きたいのですが、先ほど言いましたように膨大な資料というのがどうも引かかるのだけど、結果として過度な時間外ということにはならないというふうに受け止めていいのかどうか、その辺もう1回お伺いします。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 先ほどから申しておりますけども、ことしについては特別でして、一時的というか、ことし、もう大体納付金の額の計算も道終わっておりますので、大体資料の提出関係は終わっております。ちょっと一定期間はかなりハードでしたけども、あとは通常の業務体制に戻れると思います。

議長（方川一郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 提出を求められる資料が、やはり国保を担当していないとかなかわからない、理解できないような資料もありまして、それで国保のスタッフ4人で力を合わせながらやっているのですが、ここで例えば臨時職員の方雇ったとしても、

なかなかそれは難しい、一時だけ来てもなかなか難しい業務の内容ですので、この一定期間だけちょっと負荷はかかりますけども、何とか大体業務も終わりましたので、あとは大体通常の業務に戻れると考えております。

議長（方川一郎君） 砂原副町長。

副町長（砂原勝君） 私のほうから補足をして答弁をさせていただきます。

今、社会的にも超勤の過重がですね、健康を害すということで問題になっております。そういうものを受けながら、本別町の中に労働安全衛生委員会という組織がございまして、まず職員全体の労働時間を把握をし、その中で多いものとか少ないものの格差がかなり見えるということで、課長会議において課長に対して時間外勤務数の平準化を図るように、課長は事務文書の貼りつけ権限を持っていますから、スタッフ制の中で、そういうふうにしなから、1人の人間に過重な労働がかからないように指示をしております。

今回のケースも、管理職の異動の部分もありますんですけども、スタッフが4人いますからその4人を、集中する期間には恐らく手分けしながらやっていると申しますけども、特定の職員に特定の過重の負担になっているというふうには私どもは捉えておりませんが、中の運用については当然課長が管理をしていかなければならないというふうを考えております。以上でございます。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第62号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号平成29年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第63号

議長（方川一郎君） 日程第3 議案第63号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第63号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,259万2,000円とする内容でございます。

補正の内容につきましては、平成28年度の決算が確定したことに伴います繰越金の精算でございます。

それでは、歳入から事項別明細書により説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入ですが、3款1項1目繰越金32万5,000円につきましては、平成28年度決算に基づく繰越金でございます。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出ですが、3款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金32万5,000円につきましては、平成28年度決算に基づく一般会計への繰出金でございます。

以上、議案第63号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきましての説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第63号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号平成29年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第64号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第64号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 議案第64号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度の決算に伴う精算によるものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,571万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,099万2,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、8款1項1目繰越金2,571万4,000円の補正は、前年度決算に伴う繰越金であります。

下段、2、歳出ですが、5款1項1目基金積立金1,464万1,000円の補正は、前年度繰越金を基金に積戻しするものです。

なお、積立金の状況ですが、補正前基金積立額が322万8,000円、今回補正いたします積立額1,464万1,000円を合わせますと、1,786万9,000円となる見込であります。

下段の6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金1,107万3,000円の補正は、決算による前年度精算償還金であります。

以上、平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第64号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）

についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号平成29年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第65号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長(井戸川一美君) 議案第65号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、車両修繕料並びに執行残の係数整理等が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,017万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費11節需用費細節修繕料は車両の老朽化による車検整備代金の増によるもの、並びに12節役務費、18節備品購入費、19節負担金補助及び交付金の減額は見積り合せ執行残等による係数整理でございます。

続きまして、次に上段の歳入であります。1、歳入、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金8万4,000円の増額は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第65号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第6回)については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案第66号

議長(方川一郎君) 日程第6 議案第66号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第66号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,050万8,000円とするものであります。

事項別明細書により歳出から説明をいたします。

3ページの中段をお願いいたします。

歳出の1款1項簡易水道費2目維持修繕費11節需用費68万3,000円の増額は、勇足浄水場の沈殿処理水検水ポンプが故障したため、修繕をするものでございます。

上段の歳入をお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道費負担金1節簡易水道工事負担金の17万6,000円の増額は、勇足元町5号通り道路改良工事に伴う水道管移設工事の補償額が確定したことによるものでございます。

4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金の50万7,000円の増額補正は、収支の調整によるものでございます。

以上、平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第66号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号平成29年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第67号

議長(方川一郎君) 日程第7 議案第67号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長(大槻康有君) 議案第67号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第2回)について、提案内容を説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,633万6,000円とするものであります。

事項別明細書により歳出から説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳出の1款総務費1項総務管理費1目一般管理費23節償還金利子及び割引料5万6,

000円の増額は、前年度の機器更新工事により取り外した機器の鉄くず売り払い費の国庫返還金額の確定によるものでございます。

2款土木費1項下水道費2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費の435万8,000円の増額は、当初設置予定基数8基に対しまして、6月補正によりまして12基にさせていただいておりましたが、さらに新築の申込み者がふえたことによりまして設置基数を15基にするための増額をするものでございます。

4ページの歳入をお願いいたします。

1款分担金及び負担金1項分担金1目個別排水処理事業分担金1節個別排水処理事業受益者分担金32万円の増額は、受益者分担金の全額納入者がふえたことによるものでございます。

4款1項繰入金1目1節一般会計繰入金6,000円の減額は歳出で説明いたしました国庫返還金による増額と個別排水処理事業の収支の調整によるものでございます。

7款1項町債1目土木債1節下水道債410万円の増額は歳出で説明いたしました浄化槽の設置基数増による工事請負費の増額によるものでございます。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、個別排水処理施設整備事業の限度額1,970万円を2,380万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（方川一郎君）これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君）質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君）討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第67号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号平成29年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第68号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

国保病院事務長（藤野和幸君） 議案第68号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、医療器械の修繕費の増額となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款病院事業費用、第1項医業費用を127万円増額し、費用の合計を12億8,117万4,000円とするものであります。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

補正予算説明書であります。収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用3目経費11節修繕費、医療器械備品修理127万円の増額は、食道、胃、十二指腸の検査、治療に使用する上部消化管内視鏡の故障による修理のため40万8,000円、大腸、小腸の検査、治療に使用する下部消化管内視鏡の故障による修理のため60万2,000円、泌尿器科の治療で使用します膀胱内残尿量測定装置修理26万円を計上するものであります。

以上、平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的支出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第68号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号

議長(方川一郎君) 日程第9 認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長(大和田収君) 認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、概要を説明させていただきます。

平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算書を御覧になってください。

4ページ、5ページをお開きください。

歳入の決算状況であります。

歳入合計は、予算現額78億9,838万7,000円、収入済額72億1,082万2,766円、不納欠損額375万2,939円、収入未済額3,423万5,188円であります。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額78億9,838万7,000円、支出済額70億9,692万9,422円、翌年度繰越額6億9,921万1,000円、不用額1億224万6,578円あります。

歳入歳出、差引残額は1億1,389万3,344円あります。

決算額は、前年度と比較しますと歳入6.3パーセント、歳出が6.4パーセントの増の決算となりました。

主な要因といたしましては、消防費が十勝圏高機能指令センター整備事業等1億2,703万7,000円減少したものの、認定こども園施設整備補助2億9,661万6,000円、情報セキュリティ強化対策事業4,748万7,000円、小型除雪車購入2,764万8,000円等の新規の大型事業、既存事業であります橋りょう長寿命化事業1億3,307万9,000円、道営美蘭別地区営農用水事業負担金9,239万円、道営畑地帯総合整備事業1,899万円、さらに災害復旧に係る事業5,403万8,000円などが増加したことによるものであります。

次に、10ページをお願いいたします。

実質収支額は、3の歳入歳出差し引き額1億1,389万4,000円から、4の翌年度へ繰越すべき財源、1,276万1,000円を差し引いた1億113万3,000円の黒字

決算となっております。

以下、これからは資料の方で説明させていただきますので、別冊の平成28年度本別町各会計決算資料を御覧になってください。

一般会計の資料は、1ページから56ページまででございます。

まず、決算資料13ページの第1表を御覧ください。

普通会計決算収支の状況であります。中ほどにあります実質収支Eの欄の一番下、平成28年度合計欄を御覧ください。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源1,276万1,000円を差し引いた実質収支は、1億113万3,000円の黒字を保っております。

本年度の実質収支から前年度の実質収支を引いた単年度収支は、362万4,000円の赤字であります。一番右側の実質単年度収支、これは単年度収支に財政調整基金への積立金及び地方債の繰上償還金を黒字とみなし、財政調整基金取り崩し額を赤字と見なして調整した額であります。3,844万7,000円の赤字となりました。

歳入です。

次に、14ページの第2表を御覧ください。

歳入の決算額の状況であります。

右端の平成28年度の欄を御覧ください。

構成比の大きい順に申し上げますと、上から10行目地方交付税43.6パーセント、一番上の町税が12.9パーセント、下から2行目の町債が10.6パーセント、上から14行目の国庫支出金9.0パーセント、その1行下の道支出金7.2パーセント、その下3行目繰入金3.6パーセントの順となっております。

それでは、一番上の町税の状況ですが、総額で9億2,898万4,000円の決算額となり、前年度と比較しますと、2,739万7,000円、3.0パーセントの増となりました。

税別の内訳ですが、21ページ、第4表を御覧ください。

中ほどにあります、収入済額の合計欄、gの欄ですが、上から3行目、(1)の市町村民税は4億2,424万4,000円対前年8.9パーセントの増となり、主な内容といたしまして、の個人所得割が2,594万9,000円、8.5パーセントの増、の法人税割が、農業関連法人の法人税割収益の影響等により781万3,000円、20.0パーセントの増になったことによるものであります。

次に、(2)固定資産税ですが、下の行にあります純固定資産税は4億1,500万7,000円で、対前年799万7,000円、1.9パーセントの減であり、内容といたしましては、土地が2.9パーセントの減、家屋が1.4パーセントの増、償却資産が4.7パーセントの減となりました。

その他では、町たばこ税が268万5,000円、対前年4.1パーセントの減となっております。町民税と純固定資産税の2税で町税総額の90.3パーセントを占めております。

す。

それでは14ページの第2表にお戻りください。

町税以外で前年と比較し増減率の大きいものですが、増の主なものは、右端の平成28年度欄の下から6行目寄付金740.5パーセント、その2つ上、道支出金63.5パーセント、その下3行目繰入金23.6パーセントが増となりました。

減の主なものは、上から5行目、株式等譲渡所得割交付金57.4パーセント、その上、配当割交付金41.2パーセント、その上、利子割交付金36.7パーセントの減となりました。

次に、地方交付税は31億4,370万8,000円で、前年度と比較しますと7,572万5,000円、2.4パーセントの減となりました。

交付税の内訳は、普通交付税が28億1,043万円で、対前年6,851万4,000円、2.4パーセントの減、特別交付税は3億3,327万8,000円で、対前年721万1,000円、2.1パーセントの減となりました。

普通交付税につきましては、基準財政需要額では、トップランナー方式導入による単位数の減、歳出特別枠削減による地域経済・雇用対策費の大幅な減少などにより、対前年9,865万1,000円、2.5パーセントの減、基準財政収入額は、町民税法人税割の減、固定資産税、償却資産減等の影響により3,324万4,000円、3.3パーセントの減となったことが大きな要因です。なお、交付税総額ではピークの平成12年度、43億6,473万9,000円でした、これと比較しますと12億2,103万1,000円、28.0パーセントの削減に達しております。

次に、1行飛びまして、分担金及び負担金が6,498万1,000円で、対前年685万9,000円、11.8パーセントの増であります。これは道営畑地帯総合整備事業分担金の増が主なものであります。

1行飛びまして、国庫支出金は6億4,665万1,000円で、対前年1億80万4,000円、20.1パーセントの増となりましたが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、公的賃貸住宅長寿命化モデル事業補助金等が減少したものの、地方創生加速化交付金、社会資本整備総合交付金事業、年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金などが増加したことによるものであります。

その下の道支出金は5億1,703万4,000円で、対前年2億75万7,000円、63.5パーセントの増となりましたが、これは強い農業づくり事業補助金などが減少したものの、認定こども園施設整備事業補助金、食料供給基盤強化特別対策事業補助金などの増加が主なものであります。

その下の財産収入は4,312万4,000円で、対前年872万1,000円、16.8パーセントの減となりましたが、これは立木売払収入、分収林歩合金の減が主なものであります。

その下の寄付金は4,921万7,000円で、対前年4,336万1,000円、740.

5パーセントの増となりましたが、これは、主に農業振興基金、個性あるふるさとづくり基金への寄付が増によるものです。

その下の繰入金であります。一般会計における繰入金の決算額は2億5,658万円で、対前年4,907万円、23.6パーセントの増となっております。

繰入金の主なものは、財政調整基金1億9,000万円、減債基金1千万円ですが、財政調整基金は歳入確保の見通しがつかなかったことにより取り崩しましたが、最終的には1億5,517万7,000円の積戻しをしましたが、3,482万3,000円の減額となっております。

2行飛びまして町債であります。決算額は7億6,099万3,000円で、対前年1億3,778万2,000円、22.1パーセントの増となりました。

これは、過疎対策事業債では医療機械器具整備事業が減となったものの、道営美蘭別地区営農用水事業、認定こども園施設整備が増となり、辺地対策事業債では公営住宅建設事業は減となったものの、橋りょう長寿命化事業、災害復旧事業が増となり、普通交付税の減額分を補填してきました臨時財政対策債が減額になったことが主な要因であります。

町債の構成比は10.6パーセントで、昨年度より1.4ポイント増となっております。

次に、歳出の決算状況であります。22ページ、第5表を御覧ください。

目的別に見た歳出決算状況であります。右側の平成28年度の欄を御覧ください。

各費目別の構成比は、大きい順に見ますと、民生費22.0パーセント、総務費16.5パーセント、土木費14.5パーセント、衛生費14.3パーセント、公債費8.7パーセント、教育費8.1パーセント、農林水産業費6.4パーセントの順となっております。

増減率で見ますと、まず、増加したのは災害復旧費が台風被害の復旧事業により大幅に増加、農林水産業費は道営畑地帯総合整備事業及び道営美蘭別地区営農用水事業負担金の増、民生費が認定こども園施設整備に伴う補助金の増、消防費が十勝圏高機能指令センター整備事業や消防救急無線デジタル化整備事業などの減が主なものとなっております。

次に、23ページ、第6表を御覧ください。

性質別に見た歳出の決算状況であります。右側の平成28年度欄を御覧ください。

義務的経費、これは人件費、扶助費、公債費ですが、この義務的経費は、上の行から人件費13億7,395万2,000円、5行目扶助費4億4,972万1,000円、3行下、公債費6億1,828万9,000円の合計は、24億4,196万2,000円で前年度に比較し3,084万7,000円、1.2パーセントの減となっており、構成比では34.4パーセント、2.7ポイントの減となっております。

うち、人件費は、対前年66万9,000円の減となり、大きな変動はございませんでした。この人件費の構成比では19.4パーセント、前年度より1.2ポイント減少しております。

5行目にあります扶助費、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の増により、対前年5,112万9,000円、12.8パーセントの増で、構成比でも6.3パーセントと、

前年度より0.3ポイント増加しております。

3行下の、公債費の対前年8,130万6,000円、11.6パーセントの減については、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債の元金償還が増となったものの、辺地対策事業債、一般単独事業債、過疎対策事業債等の元金償還が減となったことが主な要因であります。

次に、上から13行目、中ほどにあります投資的経費の決算額は11億9,584万円で、対前年5億2,987万6,000円、79.6パーセントの増となり、構成比でも6.9ポイントの増となっております。これは、先ほどから申し上げております認定こども園施設整備補助、情報セキュリティ強化対策事業などの新規事業、既存事業の道営美蘭別地区営農用水事業負担金、橋りょう長寿命化事業、道営畑地帯総合整備事業、災害復旧に係る事業の増が主な要因であります。

投資的経費の内訳は、30ページから35ページ第14表に、町道改良舗装の状況は36ページ第15表に添付してございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、今後の財政運営の指標となります経常収支比率、地方債、債務負担行為、積立金の状況について説明をさせていただきます。

24ページ、第7表です。

経常収支決算額の推移であります。歳入では、町税以下、経常収入である一般財源の額を、歳出では、人件費以下、経常的経費に充当された一般財源の額の推移を表したものであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性があるかどうかの指標となりますが、右側の平成28年度の下から2行目の歳出合計34億7,604万8,000円を、中ほどにあります歳入合計42億3,341万7,000円で除した率は、一番下の欄、82.1パーセントとなり、前年度と同率となりました。依然として財政構造は硬直化した状況が続いております。

次に、飛びまして44ページ、第20表です。

町債現在高の状況であります。平成28年度末における地方債の現在高は、右から4列目、差引現在高Eの欄の一番下、合計欄になりますが、67億4,946万円となります。

左側の27年度末現在高と比較しますと2億275万3,000円、3.1パーセントの増となります。これは、3の公営住宅建設事業等債、14の臨時財政対策債などが減少したものの、5の辺地対策事業債及び9の過疎対策事業債の借入額が増加したことによるものであります。

次に、46ページ、第22表をお願いいたします。

この表は、平成28年度までに借入した町債の、平成29年度以降の年度別償還見込額を推計したものであります。

一番下の合計欄であります。元利合計の償還額の推移は、平成16年度をピークに減少してまいりましたが、平成28年度までは減少していきます。平成29年度に学校給食共同調理場改築事業の償還が始まるため増加します。なお、この表は29年度以降の借入を加味していませんので、あくまでも目安として作成したものであります。

次のページ、47ページ、第23表を御覧ください。

町債繰上償還額及び公債費比率の状況であります。中ほどの表の右端、財政構造の弾力性を判断する指標であります。平成28年度では公債費比率は2.9パーセントで、前年度を1.0ポイント下回っております。

1番左、公債費が財政に及ぼす負担を表す指標であります。起債制限比率は、1.3パーセントで、前年度を0.7ポイント下回りました。

次に、48ページをお願いいたします。第24表です。

平成28年度の債務負担行為比率、標準財政規模に占める割合であります。平成28年度欄の下から2行目1.6パーセントで、朝陽地区簡易水道事業の減などにより、一般財源の額が減少したことによるものであります。

なお、年度別の内訳は次のページ以降に載せておりますので、御覧になっていただきたいと思っております。

51ページ、第26表を御覧ください。積立金の状況であります。

平成28年度末基金積立金の現在高、右端の下から2行目、18の基金を合計した額は37億1,849万6,000円で、前年度末現在高と比較しますと2,103万1,000円、0.6パーセントの減となっております。これは、平成28年度において基金から2億4,505万円取り崩しましたが、財政調整基金を中心に2億2,401万9,000円新規に積み立てしており、財政調整基金に1億5,503万2,000円、減債基金に1,015万5,000円、農業振興基金に2千万円、町有林振興基金に1千万1,000円、個性あるふるさとづくり基金に3,731万円を積み立てたものであります。しかし、全額積み戻すことができなかった状況であります。

また、資料にございませんが、将来にわたる財政運営の指標として、後年度負担の総額を計算いたしますと、赤字要因の平成28年度末町債現在高に債務負担行為の平成29年度以降支出予定額を加えた額は、74億4,387万2,000円となり、これに黒字要因となる積立基金の総額35億8,132万2,000円を差し引きますと39億3,574万円となり、前年度と比較しますと6億8,960万6,000円、21.2パーセント後年度負担の増となっております。これは、地方債現在高の増、認定こども園建設費補助金にかかる債務負担行為支出予定額が新たに増加したことが要因であります。

次の52ページは第27表、健全化判断比率の状況であります。

次の53ページ、第28表は連結実質赤字比率等の算出表、次の54ページ、第29表は実質公債費比率の算出表、次の55ページ、第30表は将来負担比率の算出表であります。数値については、先ほどの報告第21号で報告しておりますので、省略させていただきます。

以上、説明を申し上げてまいりましたが、普通会計の平成28年度決算は、対前年6.4パーセント増の決算となりました。

平成28年度の普通会計決算の特徴は、歳入では、町税が対前年3.0パーセントの増、

地方譲与税が0.8パーセントの減、地方消費税交付金が13.1パーセントの減となり、地方交付税についても、普通交付税は対前年2.4パーセントの減、特別交付税は対前年2.1パーセントの減となったことから臨時財政対策債を合わせた総額も、対前年3.7パーセントの減となりました。

地方交付税は、先ほども申し上げましたけども、平成12年度のピーク時に比べますと12億2,100万円ほど、28パーセントの減少となっており、これは歳入決算額に対し16.9パーセントに相当する額であります。本町の財政は依然厳しいものとなっております。したがって、歳出では施策の厳しい選択など、財源の計画的、重点的配分に努め、引き続き黒字決算で終わることが出来ましたが、依然、財政の硬直化は続いております。

今後の経済情勢も、人口の減少、高齢化の進展、雇用問題などにより依然として厳しい状況が続き、町税の増額が見込めない中、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の施策や、特に地方交付税の動向などを注視すると共に、経常的な収入の確保や更なる経常経費の削減を図り、財政の健全化に努めながらの財政運営が重要と考えております。

町民生活の安定を図るためには、本町財政の実情を職員のみでなく町民の皆さんともしっかり共有し合い、長期的な健全財政の確立を図るとともに、機動的、弾力的な行財政運営にあたらなければならないと考えております。

今後とも、議員各位の御助言と御協力をお願い申し上げ、平成28年度本別町一般会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） ここで暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（方川一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 認定第2号

議長（方川一郎君） 日程第10 認定第2号平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、日程第11 認定第3号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件について提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 認定第2号平成28年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、概要について説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民の生活を支える重要な役割を担っておりますが、高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等に伴い医療費は増嵩しております。

国においては、国民健康保険税が市町村間において大きな格差が生じていることから、この格差解消等を図るため、平成27年5月27日に成立した国民健康保険法改正案により平成30年度から運営主体を市町村から都道府県に移行する広域化が決定されております。

す。

広域化施行まであと半年を切りましたが、本年8月に第3回目の北海道の試算が発表され、北海道から示された本町の納付金を保険税に反映させますと、1人当たり保険税は現行と比較しますと4万円超の負担増となります。11月に仮係数による納付金、標準保険料率が示されますが、早急に示された納付金に対応しうる税率を決定し、町広報や地域説明会を開くなどして、新国保制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

それでははじめに、決算資料に基づき本会計の運営の概要について説明させていただきます。決算資料の59ページをお開きください。

59ページの表の一番右側の列ですが、平成28年度における年間平均の加入者の状況ではありますが、世帯数は1,287世帯、前年比53世帯の減となっております。

被保険者数は2,394人で、加入割合につきましては世帯数で町全体の35.3パーセント、被保険者数は33.0パーセントとなっており、前年比では世帯数で1.5ポイント、被保険者数で1.0ポイントの減となっております。

次に、医療費の状況について御説明申し上げます。

資料の73ページをお開きください。

一般分につきましては、上の表の下段、医療諸費計が8億7,564万3,249円、前年比1.7パーセントの増、下の表の下段、右から2列目にあります1人当たりの医療給付総額は36万8,636円、前年比5.3パーセントの増となっております。

74ページをお開きください。

下の表の下段、右から2列目の退職者分の医療費等の合計額は2,319万8,900円で、前年比11.4パーセントの減となっております。

次に、75ページをお開きください。

退職者分ですが、右から2列目の1人当たり医療給付総額は64万2,271円、前年比57.7パーセントの増となっております。これは高額医療費該当者の方がいたためのものです。

次に、76ページをお開きください。

表の下段、右から4列目の全体の医療費、費用額の総額は8億9,884万2,000円、前年比1.3パーセント増、その2列右の1人当たりの医療費、費用額は37万5,456円で、前年比6.0パーセントの増となっております。

次に、決算の概要につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により主なものについて歳入から説明させていただきます。

決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入は予算額の14億4,620万7,000円に対して収入済額は14億4,493万6,231円で、99パーセントの執行率となっております。前年度と比較しますと1.6パーセントの増となっております。

次に、4ページ、5ページをお願いします。

歳出は支出済額の合計額が13億8,960万8,321円で、予算額に対し96.1パーセントの執行率となっており、前年比3.0パーセントの増となっております。

次に、事項別明細書の10ページ、11ページをお願いします。

歳入の内訳であります、主な項目について説明させていただきます。

1款国民健康保険税の収入済額は、2億9,321万2,923円、収納率につきましては現年度分が97.8パーセント、前年度比0.3パーセントの増、滞納繰越分が18.0パーセントで前年度比4.4パーセントの減となりました。

不納欠損額350万5,800円は生活困窮などによるものなどで合計27人分、28件となっております。

次に、同じページの下の方になりますが、3款国庫支出金の収入済額は2億4,165万5,776円で、主な内訳は1項国庫負担金1目療養給付費等負担金2億1,535万6,829円と、12ページ、13ページの2項国庫補助金1目財政調整交付金1,639万2,000円となっております。

4款療養給付費等交付金は、退職者加入に係る療養給付費分で、2,353万円となっております。

続きまして、5款前期高齢者交付金は2億5,514万28円、6款道支出金は6,924万3,947円で、内訳は1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金が858万8,947円、2目特定健康診査等負担金104万8,000円、2項道補助金1目財政調整交付金が5,960万7,000円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。

8款共同事業交付金は高額医療に対する交付金で3億1,033万935円となっております。

10款繰入金は1億7,430万2,188円で、内訳につきましては1項他会計繰入金1億2,761万2,188円、次ページの2項1目基金繰入金4,669万円となっております。

11款繰越金は前年度繰越金で7,387万1,199円となっております。

続きまして歳出を説明させていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、事業運営に係る事務的経費であります、支出済額は3,242万1,843円となっております。

2款保険給付費の支出済額は7億5,434万2,207円、前年度比3.0パーセントの増で、主な内訳は1項療養諸費が6億5,562万8,176円、前年度比0.8パーセントの増となっております。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

2項高額療養費は1,497件分で9,312万3,821円となっております。

4項出産育児諸費1目出産育児一時金は13件で544万7,480円、5項葬祭費につ

きましては14件、14万円となっております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

6款介護納付金は948人で5,189万1,391円、7款共同事業拠出金は財政平準化のための高額医療に対する共同拠出金で2億8,962万9,594円となっております。

8款保健事業費は4,900万5,087円で、その内訳は生活習慣病の発症や重症化を予防するための1項特定健康診査等事業費758万8,074円と、2項保健事業費54万78円、3項健康管理センター事業費4,087万6,935円となっております。

26ページ、27ページをお願いします。

9款基金積立金は6,468万3,984円、10款諸支出金は2,146万7,577円となっております。

戻りまして、6ページをお開きください。

実質収支に関する調書によります歳入歳出差引額は5,532万8,000円となっております。

次に、基金の状況について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

財産に関する調書の一番下の表の3、基金につきましては、前年度末残高が3,653万2,000円、決算年度中の増減高が1,799万4,000円の増で、決算年度末残高は5,452万6,000円となったところであります。

以上で、認定第2号平成28年度本別町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明させていただきます。

はじめに、本会計は75歳以上の方と65歳から74歳までの一定の障がいを持たれた方の医療費について、他の会計からは独立した形で、都道府県単位の広域連合によって運営されております。運営方法につきましては、広域連合は保険料の賦課、医療の給付などの財政運営、市町村は保険料の徴収、資格の異動の受付などを行っております。

決算書並びに決算資料に基づきまして御説明させていただきます。はじめに決算資料の77ページをお開きください。

ページの中頃の後段になりますが、平成28年度の加入状況は、年間平均で75歳以上の方が1,515人で前年度に対して1.5パーセントの増、65歳から74歳までの一定の障がいのある方が63人で、前年度に対して10.0パーセントの減、合わせて1,578人で前年度の1,562人に対し1.0パーセントの減となっております。

次に、78ページの表の左から3列目の一番下の欄、収納額計は保険料の納入額7,802万9,300円で、前年度に対して4.3パーセントの増、現年度分で4.4パーセントの増となっており、収納率では現年度分が100パーセントとなっております。

次に、決算の概要につきまして歳入歳出決算書の歳入から御説明させていただきます。

決算書の31ページ、32ページをお願いします。

歳入は、予算額合計で1億1,943万2,000円に対して、収入済額は1億1,863万4,433円で99.3パーセントの執行率となっており、前年度に対し1.9パーセントの増となっております。

次に、33ページ、34ページをお願いします。

支出済額の合計は1億1,831万196円で、予算に対しまして99.1パーセントの執行率となっており、前年度に対して1.6パーセントの増となっております。

次に、決算事項別明細書の37ページ、38ページをお開きください。

歳入の内訳ですが、主な項目について説明させていただきます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、決算資料でも申し上げましたが、収入済額が7,802万9,300円、2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は4,053万8,997円で、前年度比2.3パーセントの減となっております。

次に、歳出であります、39ページ、40ページをお願いします。

中頃にあります、2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億1,633万4,697円で、前年度に対して2.0パーセントの増となっております。

次に、35ページをお願いします。

歳入歳出差引ですが、実質収支に関する調書によります歳入歳出差引残高は32万4,000円となっております。

以上で、認定第3号平成28年度本別町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、日程第12 認定第4号平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本保健福祉課長。

保健福祉課長（村本信幸君） 認定第4号平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を説明申し上げます。

はじめに各会計決算資料により、決算と介護保険事業の概要につきまして説明させていただきます。

各会計決算資料の79ページをお開きください。

本別町介護保険事業特別会計は、平成12年4月に創設された介護保険制度に基づき、本別町が保険者として実施する介護保険事業に関する収入、支出を会計区分するもので、本年度は第6期介護保険事業計画の中間年度になります。

中段から決算の概要を記載しておりますが、歳出は支出済額9億4,205万6,000円で、予算現額9億7,901万4,000円に対しまして96.2パーセントの執行率となり、歳入は収入済額9億8,210万9,000円で、予算現額9億7,901万4,000円に対しまして100.3パーセントの執行率となっております。

平成28年度の運営状況であります、次の80ページから説明させていただきます。

一般状況ですが、(1)の介護保険対象人口は前年度末より111人減の7,263人で、(2)の第1号被保険者数は前年度末より18人増の2,917人となっております。

年齢区分ごとの状況は、65歳から74歳の前期高齢者は前年より6人減少しており、75歳以上の後期高齢者につきましては24人増となっております。

(6)の要介護認定者数は477人で、前年度と比較して2人の減となっております。次に1ページ飛びまして、82ページをお開きください。

(2)の介護保険料の収納状況につきましては、収納率は98.6パーセントで、未収額は82件263万9,964円となっております。

次に83ページをお開きください。

保険給付状況につきましては、給付費合計、標準給付費が8億3,474万8,093円で前年度と比べて2.4パーセント減少しております。

主な内容ですが、在宅サービスのうち居宅サービスの訪問介護は17.1パーセントの減、訪問看護が32.6パーセントの減、通所介護が20.9パーセントの減、短期入所生活介護は13.7パーセントの増となっております。

地域密着型サービスは、認知症対応型共同生活介護が13.7パーセントの減となりましたが、在宅サービス給付費全体の49.8パーセントを占めております。

在宅サービス全体では5.5パーセントの減となりましたが、施設サービスは介護療養型医療施設の増加もあり、ほぼ横ばいとなっております。

下段の5、計画と実績ですが、第6期介護保険事業計画の平成28年度における給付見込額8億7,023万667円に対し、実績額は8億3,474万8,093円となり達成度は95.9パーセントとなっております。

以上が平成28年度における介護保険事業の概要であります。

次に、決算の内容につきまして特別会計歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の42ページ、43ページをお開きください。

歳入決算の状況です。一番下段の歳入合計ですが、予算現額9億7,901万4,000円、収入済額9億8,210万8,831円前年度対比2.3パーセントの増となっております。不納欠損額5万6,604円、収入未済額258万3,360円となっております。

44ページ、45ページをお開きください。

歳出決算の状況です。一番下段の歳出合計ですが、予算現額9億7,901万4,000円、支出済額9億4,205万5,715円、前年度対比0.4パーセントの増となっております。不用額3,695万8,285円、歳入歳出差引残額は、4,005万3,116円となりました。

続きまして、46ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額は9億8,210万9,000円、歳出総額が9億4,205万6,000円で、歳入歳出差引額が4,005万3,000円、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は4,005万3,000円となります。

次に、48ページをお開きください。

基金の状況です。

介護保険基金につきましては、前年度末現在高が553万5,000円、決算年度中増減高が824万5,000円の増、決算年度末現在高は1,378万円となりました。

続きまして、50ページ、51ページをお開きください。

歳入です。1款1項介護保険料は、前年度対比2.2パーセント増の1億8,674万1,040円で、歳入総額に占める割合は19.0パーセントとなっております。

2款分担金及び負担金は、地域支援事業に伴う利用者負担金で、通所型介護予防事業、認知症高齢者見守り事業など合わせて40万9,400円となっております。

3款国庫支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と、調整交付金、地域支援事業交付金、事業費補助金の合計で、前年度と比べて1.1パーセント減の2億2,543万6,078円となっております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金で、2号被保険者の保険料から交付されるものです。前年度と比べ0.7パーセント減の2億4,109万9,503円となっております。

次の5款道支出金は、保険給付額に対する法定負担割合による負担金と財政安定化基金交付金及び地域支援事業交付金で、1項道負担金から3項道補助金までの合計で、前年度と比べ0.4パーセント減の1億4,263万808円となっております。

52ページ、53ページをお開きください。

7款繰入金1項他会計繰入金は、前年度対比7.7パーセント増の1億6,348万円で、歳入総額に占める割合は16.6パーセントとなっております。

次に、56ページ、57ページをお開きください。

歳出ですが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業の一般管理経費と、総合的な介護人材確保対策に係る経費であります。

2項賦課徴収費は保険料の賦課徴収に係る経費で、3項介護認定審査会費は十勝東北部介護認定審査会の負担金及び認定調査等に伴う経費であります。

2款保険給付費1項介護サービス諸費は、合計で前年度比2.4パーセント減の8億3,474万8,093円となり、歳出総額の88.6パーセントを占めており、居宅・施設サービス給付費等に係る経費であります。

58ページ、59ページをお願いします。

3款1項財政安定化基金拠出金1目財政安定化基金償還金は、平成27年度から平成29年度までの3カ年で財政安定化基金へ償還するものです。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費は、通所型介護予防事業、介護予防、生活支援サービス事業などに係る経費となっております。

2項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営及び介護相談員に係る経費、生活支援体制整備事業費などとなっております。

60ページ、61ページをお開きください。

5款1項1目基金積立金につきましては、介護保険基金の利子と平成27年度決算などによる積み戻し分を積み立てたところであります。

6款諸支出金は、第1号被保険者への介護保険料還付、国庫・支払基金及び一般会計への前年度精算償還金となっております。

以上で、認定第4号平成28年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君）次に、日程第13 認定第5号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君）認定第5号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算の概要を御説明申し上げます。

はじめに、決算資料により介護サービス事業運営の概要と決算の概要につきまして、説明させていただきます。

本別町介護サービス事業特別会計につきましては、施設介護サービスであります特別養護老人ホームと、居宅介護サービスであります居宅介護支援、介護予防支援事業の合わせた会計でございます。

決算資料の84ページをお開き願います。

中段にあります決算の概要であります。歳出は、支出済額2億7,340万4,000円で予算現額2億7,591万8,000円に対しまして99.1パーセントの執行率であります。

歳入は、収入済額2億7,809万4,000円で、予算現額2億7,591万8,000円に対しまして100.8パーセントの執行率となっております。

それでは、平成28年度のサービス事業内容であります。次の85ページをお開き願います。

特別養護老人ホームの状況につきましては、施設入所者の年度末の利用者数は定員50人に対しまして50人で、内訳につきましては男性12人、女性38人でございます。

なお、平成28年度の入退所者の内訳は、入所者が14人、退所者14人となっております。また、利用年数につきましては平均4年3カ月となっております。

介護度別の入所者数につきましては、介護度の重たい要介護4と5の方を合わせまして39人で、全体の78パーセントを占めており、全体要介護度の平均は4.16となっております。

ございます。なお、前年度は4.22でございます。

下段の特養ショートステイ利用の状況につきましてでございますが、ショートステイのサービスにつきましては、これまで3つございまして、ここに記載しております居宅サービス、いわゆる介護度の認定を受けた方、介護予防サービス、いわゆる要支援の方、障がいサービス、障がいを持っている方のサービスということで、ここ10年位障がいサービス、ショートステイもございましたけども、誠に申し訳ございません、平成27年度から障がいの方の受け入れがございましたので、この表を改正させていただいていることを御承諾いただきたいなというふうに思っております。

ショートステイの状況でございますけども、5床の定員で、年間1日当たり平均利用人数は3.47人の利用となっております。

次に、86ページをお開き願います。

居宅介護・介護予防サービス計画実績状況につきましては、居宅介護支援1,207件で対前年度比15件の増、介護予防支援では602件で対前年度比56件の減となっております。

続きまして、決算内容につきまして、歳入歳出決算書の事項別明細書により御説明させていただきます。決算書の71ページ、72ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款サービス収入1項1目介護給付費収入は、対前年度比1.1パーセント増の1億9,143万6,957円で、歳入総額の68.8パーセントを占めてございます。そのうち、1節施設介護サービス費収入、並びに2節短期入所生活介護費収入、合わせて1億6,824万7,637円、2目自己負担金収入は3,203万0,615円で、収納率につきましては100パーセントとなっております。

3節居宅介護サービス計画費収入は、対前年度比6.7パーセント増の2,054万3,720円、4節居宅予防支援サービス計画費収入は、対前年度比9.1パーセント減の264万5,600円となっております。

3款寄付金収入30万円は、個人4名からの御寄付をいただいております。

4款繰入金につきましては、他会計繰入金ということで4,822万8,673円であります。

5款繰越金は、581万9,328円でございます。

次に、73ページ、74ページをお開き願います。

6款諸収入1項1目1節雑入は25万7,745円であります。

次に、75ページ、76ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款介護サービス事業費1項施設介護サービス事業費は、対前年度比0.3パーセント増の2億3,789万625円で、歳出総額の87.0パーセントを占めています。そのうち人件費が、賃金を含めまして1億8,950万2,573円で支出総額の79.7パーセントとなっております。

18節の備品購入費の内訳につきましては、介護用ベッドが2台、特殊浴槽が、専用ス

トレッチャーを含めまして1機、検尺棒1本を購入したものでございます。

次に、2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費及び77ページ、78ページの2目介護予防支援事業費はサービス計画作成に伴う経費で、人件費、居宅介護支援職員4名分を含めまして、対前年度比16.1パーセント増の3,551万3,684円となっております。

歳出総額は、2億7,340万4,309円となりまして、歳入歳出差し引き額は468万9,300円となっております。

次に、67ページにお戻り願います。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額2億7,809万4,000円、歳出総額2億7,340万4,000円となり、実質収支額469万円となっております。

以上で、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（方川一郎君） お諮りします。

認定第1号、平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第5号、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日13日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けたのち設置する平成28年度各会計決算審査特別委員会に付託して閉会中の継続審査とすることを予定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてないし認定第5号、平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、明日13日議事予定の認定第6号から認定第9号の説明を受けたのち設置する平成28年度各会計決算審査特別委員会に付託して閉会中の継続審査とすることを予定いたします。

散会宣告

議長（方川一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労様でした。

散会宣告（午後 2時12分）

平成29年本別町議会第3回定例会会議録(第4号)

平成29年10月13日(金曜日) 午前10時00分開議

議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 認定第 6号 | 平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 7号 | 平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 8号 | 平成28年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 9号 | 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 5 | 同意第18号 | 副町長選任について同意を求める件 |
| 日程第 6 | 同意第19号 | 教育委員会委員任命について同意を求める件 |
| 日程第 7 | 意見書案第5号 | 教職員の長時間労働是正を求める意見書 |
| 日程第 8 | 意見書案第6号 | 適正な地方財政計画の策定を求める意見書 |
| 日程第 9 | 意見書案第7号 | 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第8号 | 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第11 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
(総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
広報広聴常任委員会) |
| 日程第12 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
(閉会中の継続調査申出書) |
| 日程第13 | | 議員派遣の件 |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 6号 | 平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 7号 | 平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 8号 | 平成28年度本別町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 9号 | 平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について |
| 日程第 5 | 同意第18号 | 副町長選任について同意を求める件 |

- 日程第 6 同意第 19 号 教育委員会委員任命について同意を求める件
 日程第 7 意見書案第 5 号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
 日程第 8 意見書案第 6 号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書
 日程第 9 意見書案第 7 号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
 日程第 10 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
 日程第 11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、
 広報広聴常任委員会)
 日程第 12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
 (閉会中の継続調査申出書)
 日程第 13 議員派遣の件

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	副議長	11番	高橋利勝君
	1番	矢部隆之君		2番	藤田直美君
	3番	篠原義彦君		4番	大住啓一君
	5番	山西二三夫君		6番	黒山久男君
	7番	小笠原良美君		8番	方川英一君
	10番	阿保静夫君			

欠席議員(1名)

9番 林 武 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	高橋正夫君	副町長	砂原 勝君
会計管理者	毛利俊夫君	総務課長	大和田 収君
農林課長	菊地 敦君	保健福祉課長	村本 信幸君
地域包括支援センター所長	飯山 明美君	住民課長	千葉 輝男君
子ども未来課長	大橋 堅次君	建設水道課長	大槻 康有君
企画振興課長	高橋 哲也君	老人ホーム所長	井戸川 一美君
国保病院事務長	藤野 和幸君	総務課主幹	小坂 祐司君
総務課長補佐	三品 正哉君	建設水道課長補佐	小出 勝栄君
教育 長	中野 博文君	教育次長	佐々木 基裕君
社会教育課長	阿部 秀幸君	学校給食共同調理場所長	久保 良一君

農委事務局長 郡 弘 幸 君 代表監査委員 畑 山 一 洋 君
選管事務局長 大和田 収 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷲 巢 正 樹 君 総務担当副主査 塚 谷 直 人 君
総務担当主事 弓 削 仁 美 君

開議宣告（午前10時00分）

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。
昨日に引き続き決算提案とします。

日程第1 認定第6号

議長（方川一郎君） 日程第1 認定第6号平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、日程第3 認定第8号平成28年度本別町水道事業会計決算認定について、以上3件について、提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 認定第6号 平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に本別町全体の給水状況について説明をさせていただきます。

決算資料の87ページをお願いいたします。

本別市街地の上水道を中心に、4カ所の簡易水道、2カ所の専用水道、勇足西宮農用水道により給水が行われております。

本別町が管理運営している簡易水道は勇足、仙美里、美里別の3カ所で、農業用防除施設は美里別、勇足簡易水道区域内で192基に給水をしております。

平成28年度における総配水量は23万3,130立米、総有収水量は20万8,464立米、また年度末の給水人口は前年度比1.13パーセント増の1,258人で、普及率は前年度より1.93ポイント増の77.51パーセントとなっております。

なお、有収率につきましては、前年度より1.38ポイント減の89.42パーセントとなったところでございます。

次に、平成28年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により主な内容について、歳出から説明をさせていただきます。決算書の95、96ページをお願いいたします。

1款1項簡易水道費、中ほどの2目維持修繕費15節工事請負費の主な内容は、老朽化による機器更新2機種と配水管の移設工事及び橋梁添架工事、計量法による342基の量水器の更新工事を実施しております。

3目基金費は基金の利子を積み立てるもので、年度末の簡易水道基金は152万5,711円となっております。

3款1項公債費は起債償還の1目元金97、98ページをお願いいたします。2目利子で、年度末における起債の未償還元金は6億778万5,140円となっております。

下段の歳出の合計は、予算額1億3,016万4,000円に対し支出済額は1億2,842万9,287円で、執行率は98.67パーセントとなっております。

次に、歳入であります、91、92ページをお願いいたします。

2款1項使用料及び手数料1目水道使用料、収入済額は前年度比3.52パーセント増の3,986万9,407円で、収納率は現年度分で99.87パーセント、過年度分で13.47パーセントとなっております。

次のページ、93、94ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計ですが、予算額1億3,016万4,000円に対しまして、収入済額は1億3,086万9,734円となっております。

次に、84ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であります、歳入歳出差し引き額244万1,000円が実質収支額となり翌年度へ繰り越すこととなっております。

以上で、平成28年度本別町簡易水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第7号平成28年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

最初に、本別町全体の下水道の普及状況について説明をさせていただきます。決算資料の96ページをお願いいたします。

中段になりますが、本町の平成28年度末における下水道の普及状況につきましては処理区域面積が286.6ヘクタール、管路延長が5万1,469メートル、世帯数が2,935戸、人口が4,938人となっております。

また、下水道普及率は66.84パーセントで、水洗化率は90.75パーセントとなっております。

なお、浄化槽を含めた生活排水施設処理人口は6,018人となり、生活排水施設総合普及率は81.46パーセントとなったところでございます。

次に、平成28年度の主な事業と決算の概況につきましては、決算書の事項別明細書により、主な内容について歳出から説明をさせていただきます。決算書の112、113ページをお願いいたします。

1款総務費2項施設管理費2目処理場管理費13節委託料の内、業務委託料の3,736万9,800円の内訳は、処理場の維持整備業務委託料3,175万2,000円、汚泥処理業者による運搬処理委託料が436万8,456円、汚泥利用組合への運搬委託料が81万7,344円とコンポスト運搬委託料が43万2,000円でございます。

次のページ、114、115ページをお願いいたします。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費15節工事請負費1億1,282万7,600円の内訳は、マンホール改修工事及び汚水管渠新設工事1,797万1,200円、終末処理場の機器、汚泥脱水機等の更新工事を9,485万6,400円を実施しております。

2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費は、合併処理浄化槽5基分の新設工事費でございます。

3款1項公債費は起債償還元金・利子で、年度末における起債の未償還元金は27億6,

775万5,474円となっております。

下段の歳出の合計でございますが、予算額5億4,952万5,000円に対し支出済額が5億4,699万3,261円で、執行率は99.54パーセントとなっております。

次に歳入でございます。108、109ページをお願いします。

2款使用料及び手数料1項使用料1目公共下水道使用料の収入済額は6,784万4,718円で、収納率は現年度分で99.64パーセント、過年度分は24.49パーセントとなっております。2目の個別排水処理施設使用料は調定額1,135万9,540円で完納されています。

次のページ、110、111ページをお願いいたします。

下段の歳入の合計ですが、予算額5億4,952万5,000円、収入済額5億4,985万6,275円となったところであります。

次に、104ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差し引き額は286万3,000円となっており、翌年度に繰り越すこととしております。

以上で、平成28年度本別町公共下水道特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号平成28年度本別町水道事業会計決算認定について、決算の概要を説明申し上げます。

別冊になっております水道事業決算書の11ページをお願いいたします。

平成28年度における水道事業の概況ですが、給水戸数は2,696戸、給水人口は5,052人、総配水量は56万799立米、総有収水量は前年度比2.57パーセント減の44万6,864立米でございます。有収率は79.68パーセントとなっております。

次に、14ページをお願いいたします。

平成28年度の主な工事でございますが、本別町浄水場現場操作盤更新工事、向陽町ポンプ室のテレメーター新設工事、山手町ポンプ場の送水ポンプ機器更新工事により機器の新設、更新を行っております。

また、平成28年8月17日の台風7号の豪雨災害によりまして、第1取水施設、また第2取水施設の一部が被災をしまして、復旧工事を施工しております。

水道管工事につきましては、新設工事2件の工事を行っており、配水管延長は629.66メートルの増となったところでございます。

15ページになります。計量法によります量水器更新工事による、592個のメーター器の取替えを行っております。

次に、決算の概況について説明をさせていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。

(1)の収益的収入及び支出は、消費税込みの数字となっております。

収入の総額では、前年度比4.52パーセント増の1億6,559万5,641円となっており、内訳は水道使用料が主な1項営業収益では、前年度比2.73パーセント減の1億2,

303万9,407円、2項営業外収益では、前年度比33.24パーセント増の4,255万6,234円となっておりますが、増額の主なものは一般会計からの補助金が対前年1,088万4,000円の増によるものでございます。

次に、支出の総額ですが、前年度比4.99パーセント増の1億6,263万9,315円となり、1項営業費用は、平成28年8月17日の台風7号の災害により、修繕費、薬品費、固定資産除却費等の増によるもので、前年度比5.87パーセント増の1億4,798万9,085円となり、2項営業外費用は、企業債利息の減により前年度比3.12パーセント減の1,464万6,576円、3項の特別損失は3,654円となっております。

なお、税抜き額の明細は20ページから27ページに記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出につきましても、消費税込みの数字となっております。

収入総額は、災害復旧事業による企業債、国庫支出金の増により、前年度比16.29パーセント増の1億94万4,000円となっております。

支出の総額では、前年度比23.15パーセント増の1億7,707万4,335円で、内訳は、1項建設改良費では災害復旧事業により前年度比27.95パーセント増の1億4,289万9,817円、2項企業債償還金では前年度比6.47パーセント増の3,417万4,518円となっております。

資本的収支では、7,613万335円の不足額が生じましたが、当年度・過年度分損益勘定留保資金6,579万9,081円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,033万1,254円で補填をいたしております。

なお、税抜き額の明細は28、29ページに記載されておりますが、説明は省略をさせていただきます。

次に、5ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。

1の営業収益は給水収益が主で、合計では前年度比2.73パーセント減の1億1,395万1,019円となっております。

2の営業費用は、合計で前年度比5.74パーセント増の1億4,573万5,418円、3の営業外収益は、前年度比29.20パーセント増の4,078万7,519円となっております。

4の営業外費用は企業債利息が主でありまして、前年度比6.64パーセント増の1,683万7,924円で、5の特別損失は3,384円となっております。

なお、平成28年度末におけます未償還元金は9億5,925万8,523円となっております。この全ての項目を差し引きますと、当年度は783万8,188円の純損失となったところであります。

なお、6ページから10ページまでの剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、

注記表につきましては説明を省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

下段に記載されています、供給単価と給水原価であります、1立米当たりの供給単価は対前年35銭増の253円78銭、給水原価は経常費用の増及び有収水量の減により対前年32円50銭増の334円17銭となっております。

以上で、平成28年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） 次に、日程第4 認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、決算の概要を御説明いたします。

決算書の11ページをお願いいたします。

平成28年度の病院事業報告書から説明させていただきます。

1、概況の(1)総括事項であります、平成28年度における病院事業会計の決算は、損益勘定において、消費税抜きで収入11億5,771万5,446円、消費税込みでは11億6,141万9,390円、このうち一般会計からの繰入金は昨年度比3,854万3,000円増の3億5,854万3,000円であります。

支出は12億595万1,593円、消費税込みでは11億9,190万1,239円となり、差し引き4,823万6,147円の損失をもって終了したところであります。

また、資本勘定につきましては、消費税込みで収入8,528万8,801円、支出1億1,229万873円で、差し引き2,700万2,072円の不足額を生じたところであります。

次に、13ページをお願いいたします。

2、工事(1)建設工事の概況、 器械及び備品購入費は、画像管理システムなど12品目15台、消費税込みで3,233万5,308円の器械、備品を購入いたしました。

次に、14ページの3、業務(1)業務量であります、イの入院は、延べ患者数合計で1万4,997人、1日平均41.1人で、前年度比、延べ患者数で1,615人、1日平均では4.3人の減となり、口の外来では、延べ患者数合計で4万7,114人、1日平均193.9人で、前年度比、延べ患者数で3,934人、1日平均で16.2人の減少となったところであります。

次の15ページ、16ページをお願いします。

上段の表(2)事業収入に関する事項であります、消費税抜きの数値となっております。医業収益は9億3,618万3,981円、前年度比3.6パーセントの減少で、うち入院収益は3億8,789万5,884円、前年度比3.9パーセントの減、外来収益は3億3,004万3,091円、前年度比5.7パーセントの減となっております。

入院収益の減少は、1日平均患者数が45.4人から41.1人に減少したことなどによるもの、また、外来収益の減少は、1日平均患者数が210.1人から193.9人に減少したことが主な要因で、入院は外科患者数の減少、外来は内科、外科共に患者数の減少が影響しているものと考えております。

その他医業収益は、2億1,824万5,006円で、前年度比0.1パーセントの増となりました。

医業外収益は2億2,153万1,465円で、前年度に比べ3,479万8,507円、18.6パーセントの増加となりましたが、一般会計負担金3,659万3,000円の増が主な要因であります。

下の事業収入合計は11億5,771万5,446円で、前年度比47万3,110円、0.1パーセント減の決算となったところでございます。

下段の表、(3)事業費に関する事項であります。医業費用は11億5,388万3,026円で、前年度比3.8パーセントの減となりました。内訳は給与費が7億3,135万3,948円で、前年度に比べ1,102万4,598円、1.5パーセントの増であります。うち手当が1億6,378万466円で前年度比483万6,269円、3.0パーセントの増、期末勤勉手当引当金繰入額が4,006万5,252円、前年度比443万3,651円、12.4パーセントの増となったためです。

材料費は1億4,645万7,780円で、前年度比3.9パーセントの増であります。うち、診療材料費が6,543万1,962円、前年度比514万1,668円、8.5パーセントの増となったためです。

経費は1億9,765万4,123円で、前年度比261万7,460円、1.3パーセントの増であります。給水ポンプの交換など修繕費の増が主なものです。

減価償却費は、建物付帯設備の償却終了により7,280万5,250円となり、前年度比5,921万3,895円、44.9パーセントの減です。

資産減耗費は216万4,708円で、前年度比619万8,213円、74.1パーセントの減であります。固定資産除却費が616万2,414円減となったのが主なものです。

医業外費用は、5,206万8,567円で前年度比356万8,083円、6.4パーセント減。

下から4段目、特別損失は支出がありません。

以上、事業費合計は12億595万1,593円、前年度比4,949万8,109円、3.9パーセント減の決算となったところでございます。

戻りまして、5ページをお開きください。

財務諸表の平成28年度の損益計算書であります。消費税抜きの数字となっております。1の医業収益の合計9億3,618万3,981円から、2の医業費用合計11億5,388万3,026円を差し引いた医業収支は2億1,769万9,045円の医業損失となり、3の医業外収益合計2億2,153万1,465円から4の医業外費用合計5,206万

8,567円を差し引いた医業外収支は1億6,946万2,898円の黒字となり、事業収支合計では4,823万6,147円の当年度純損失となりますが、医業費用の中には現金の動きのない減価償却費や会計制度改正に伴う翌年度に係る期末勤勉手当引当金などが含まれておりますので、それらを差し引きしますと5,600万円ほどの単年度黒字という結果となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度繰越欠損金17億3,968万1,910円を加えた17億8,791万8,057円となります。

次に8ページの貸借対照表を御覧いただきたいと思いますが、資産の部の下段の方になりますが、2の流動資産の下から2段目、流動資産合計は2億881万1,821円、次の9ページ、負債の部、流動負債合計は1億9,335万8,531円で、差し引き1,545万3,290円流動資産が流動負債を上回っており、資金不足という状況とはなっておりません。

次に、戻りまして3ページ、4ページをお願いいたします。

資本的収支であります。消費税込みの数値となっております。収入の、1款資本的収入決算額は8,528万8,801円で、1項企業債、2項出資金など、器械・備品購入費及び企業債元金償還等にかかる財源として受け入れたものであります。

7項寄付金25万円は、個人3名からの寄付金でございます。

支出では、1款資本的支出決算額1億1,229万873円で、内訳は、1項建設改良費は3,233万5,308円で、先ほど事業報告で申し上げました器械備品購入費であり、2項企業債償還金7,970万5,524円は企業債償還金の元金分、3項投資25万41円は寄付金及び基金利子を医療施設等整備基金に積み立てたものであります。

差し引きいたしますと、資本的収入が資本的支出に不足する額は2,700万2,072円となりますが、過年度分損益勘定留保資金2,496万9,956円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額203万2,116円で補てんしたところであります。

以上、平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（方川一郎君） これで、提案説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案ありました、認定第6号平成28年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、及び昨日12日、議事とした、認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第5号平成28年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く、10名の委員をもって構成する、平成28年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、昨日から本日にかけて提案のありました、認定第1号平成28年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第9号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件については、議長及び議会選出監査委員を除く、10名の委員をもって構成する、平成28年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時40分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、平成28年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について申し上げます。

委員長に大住啓一君、副委員長に小笠原良美君と決定いたしました。

以上、報告といたします。

日程第5 同意第18号

議長(方川一郎君) 日程第5 同意第18号副町長選任について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

町長(高橋正夫君)(登壇) 同意18号副町長選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明の前にですね、公表したわけではありませんけれども、議会に提案前にですね、新聞紙上に氏名の公表などなされました。大変、これから同意を求めるお願いする議員の皆さまには、この件につきましては大変不快な思いを抱かせる結果となりましたことについて、改めて深くお詫びを申し上げます。

今後の議案の取り扱いにつきましては、また慎重に取り計らってまいりますことを申し上げます。

平成29年10月29日をもって任期満了となります副町長の選任について、中川郡本別町にお住まいの大和田収さんを、人格、識見とも適任と判断し新任い

たしたく、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきます。

御同意をいただきますように、よろしく願い申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 同意事項での質問でございますけれども、この件については一昨日の一般質問で、昨年来から町民の皆さん方に大きな不信を抱いております、税に関する不祥事が出ております。その中で、私どもの何人かの複数の議員、一昨日に一般質問ございましたけれども、その中の中樞の課長にいた人物というように、今の提案理由の中での人物でございました。その方が、これから町民の皆さんと、町長がおっしゃっている、膝を交えて丁寧に説明をしていくという中で、その中で起こった、6年、5年の間に起こった大きな事件の、まあ、当事者だったということを見ますと、私はこの同意の部分について、これから町民の皆さんに信頼を回復していく最先頭を担っていく部分において、なかなか難しいのかなと思うものですから、その辺のお考えを伺いたい。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 御質問の件につきましては、私どもも厳粛にもちろん受け止めていますし、また、何度も話させていただきますが、内部ですね、しっかりと、またこの再発防止含めて取り組んで、また、1日も早い信頼回復をさせていただくというのもありますけれども、今御質問のとおりであります。住民課長時代にですね、それぞれ2年弱の期間ですね、一緒に仕事をしたという経過があります。ただ、このことを踏まえてですね、この事件が発覚して以来、この事後処理含めてですね、大変苦勞をしながら、現在の住民課長とともにですね、この処理にあたってきていると思っています。最大の苦勞をしながらですね、全容解明に向けて努力をいたしまして、あくまでも本人が、この当事者ではありませんが、そういうことも含めてですね、不幸にしてそういう管理責任という立場にはありませんけれども、この一連の事件を通じて、相当の事務量を含めてですね、また検察、また警察当局のやりとり含めて、この全容解明に最大限の努力をさせていただいて、本当に、ほかでは考えられないほどの苦勞を重ねていっています。またこれからもですね、それぞれ住民の皆さん含めて、また説明はもちろんですけれども、全容解明のこれからの処理も含めて、一番中心として努力をしながら、この事後処理、全容解明に向けて努力しているこの姿こそですね、これからも職員として必要な人材でありますので、今もう1人の住民課長もですね、来年春は退職ということになります。残されたあとのですね、これからのそれぞれの対策含めても、それぞれ大きな責任の中で、しっかりと継続して、これらの解決にあたっていくという意味では、大変な苦勞を重ねた大和田課長が適任だというように判断させていただきながら、この役場組織全体としてしっかりと取り組んでいく、その意思も含めてですね、提案をさせていただきました。

また、それぞれ大きな仕事の中身をですね、総務課や企画含めてですね、それぞれの大きな事業を含めながら、その業務手腕というのを、しっかりと職員の中で発揮をしながらですね、まちづくりに大きな貢献をしていただいている大事な人材でありますから、その不祥事の中で上司という期間はありましたけども、そのあとの事後処理など含めても、やっぱりこの人材以外にですね、これからの事業を進める大事な役職を担う人物は、彼が最適任だということで提案させていただきましたので、その辺を含めてですね、御理解いただきたいと思います。以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 選任を提案するのは町長でございますから、それなりのお考えがあるのは理解いたしますけれども、能力があるから副町長にするというのは、それは、その分では理解します。ただ、事件の当事者だった人間がですね、町民の皆さまの前に行って説明する、行政の、事務方のトップです、副町長というのは、それは政治のほうではございません。事務方のトップというのは、それなりの重みがあります。町長がおっしゃる、成績が優秀で人望も厚いということであれば、今再任用制度もございますし、嘱託職員で窓口も開くということの御答弁も一昨日いただいておりますから、事件に関する処理の関係ですね。その辺もございまして、対応の仕方はいくらでもあると思います。私は、これだけ大きなことが、一つも大きな処分もなく、裁判が始まってしまったということもございまして、書類がまだ捜査当局から返って来ていないということもございまして、一概に処分うんぬんということは申し上げられませんが、御答弁の中では、これからそういうことに向かって行って、町民の皆さま方に丁寧に説明をするのだということになれば、ちょっとお話が矛盾しているのではないかと思います。

私は何も成績が悪いとか、職員の中でどうしたこうしたということは申し上げておりません。この大きな事件、本別町史はじまって以来の事件の中にいた人間が、事務方のトップとしていいのか悪いのかということをお願いしているのであって、これは、副町長という形でなくても再任用という形で、その能力をいかに発揮できる場面もつくれるはずでございます。その辺を考えていただいたときに、私はこの人事提案については異を唱えるという立場でございますので、再度意見を求めるものでございます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 事務方においてですね、課長という職でその部下がですね、不祥事を起こしたということで、決して本人が当事者ではありませんから、この辺はぜひ御理解をいただきたいなと思いますし、またその中で、一緒にいて管理責任という意味ではですね、間違いなくその責任は問われるわけでありまして、それらも含めて、そのあとの事後処理も含めてですね、本当に一番この中でその対応含めてですね、事後処理含めて、一番中枢で熟知しているのはこの本人でありますから、それらを含めてですね、それと、やっぱりこの副町長という重責を担える人材として、そのことも逆に大きなばねにしてですね、しっかりと、これからの住民説明含めても、中枢に関わりながら、一番苦労しながら熟知

している、こういう人材がこれからも必要だということでもありますから、そういう意味で、私どもも総合的に判断しながら、また職員も手伝い、いろんな立場で御意見をいただきながら、この選任に至ったということでもありますから、それは私どもの判断でしっかりと選任させていただきました。このことについては、ぜひ御理解をいただきたいと思います。以上であります。

議長（方川一郎君） 大住啓一君。

4番（大住啓一君） 町長おっしゃるように、これから頑張っていたきたいというのは、いろいろな分野で頑張れると思います。町長おっしゃるようにですね、これからうんぬんという話でなくて、今起きていることで町民の皆さんが不信感を抱いているのです、行政に対して。それはもう職員の皆さんも一番わかっていると思います。その中で、平成23年から24年の2カ年にわたって担当課長を務めた人間がですね、その後始末をするだとか、そういう部分に立っていくこと自体が私はいかがなものかと。先ほど来から申し上げているように、行政の中で先を見ていくのではなくて、町民の皆さんの目線、考え方に沿った人事配置ができないものかということをお願いしているのをごさいます。提案事項でございいますから、議会でこれから審議させていただくことになると思いますけれども、それを町長がどのようにお考えになって、プレス発表も早かったようでごさいますけれども、その辺も含めてですね、どのようにお考えになっているのか、再度。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 私どもが提案に判断したというのはですね、確かに何度も繰り返しになりますけども、上司として同席をしていましたけども、犯罪をとというのはですね、今裁判になってるようなことの当事者ではありませんので、そのことについてはですね、ぜひ御理解いただきたいなと思いますしね。あくまでも、それらの経験含めて、また反省も含めて、一番これからの処理も含めてですね、中枢にいて、逆にこのことで大きな大きなリスクを背負いながら、そして大変な苦労をしながらこの処理にあたってきた、そしてまた、これを通じて職員全体の意識の把握だとか、また人心を把握するとかですね、またこれからの組織としてのあり方など含めて、一番この事件を通じて大きく苦労しながらたくさんの方の事を学んできた。それと含めて、今までのそれぞれ実績を含めてですね、今後に期待する、それら一番のやっぱり人材だというふうに私どもが判断して提案させていただいたことでもありますから、そのことについては、今事件が起きている当事者ということでは決してありませんので、そのことも含めて、逆にそのことを、いい教訓にしながら、これから再発防止など含めてですね、一層職員の指導、また町民の皆さんの信頼回復など含めて、一番のやっぱり中枢として中身を熟知した大事な人材であるというふうに思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 私もお伺いをしたいと思います。

今回提案をされておられます方はですね、10月3日に議会が開会されました折にですね、町長のほうから行政報告がございまして、その中でですね、元職員の不祥事に関係して、1回目の公判以降の経過ということで、私どもに説明をしていただいたというふうに思っております。

それでいきますとですね、平成22年の10月から26年の3月頃までの間にその不祥事が起きたと。金額は申し上げませんが、度重なった回数。それから、そこで明らかになったことの1つにですね、この不祥事が発覚するきっかけとなりました、一番最初の12万5,400円の部分がですね、本人がですね、着服、業務上横領をしたというようなところを認めながらですね、9月の26日は追起訴がされたということも報告をされたというふうに思っております。

これでいきますとですね、町長ただいま前者の質問に対して答弁をされておりますが、本人が関わったことではない、それはもちろん承知をしております。しかしですね、これを紐解いていきますと、一番長い間上司として、元職員が起こした不祥事が発覚したときを振り返ってみるとですね、一番長く関わりを持った上司だったというふうに思われます。

それですね、私はなぜこういうことにどんどん発展したかということですね、最初の基本が忠実に行われていればこういうことにはならなかった。このことによって多くの町民が苦しい思い、それから恥ずかしい思いもしてきているのですよね。そこを考えますとですね、この段階で、この不祥事を起こしたことが決着を見たわけでもないにも関わらずですね、この段階で提案されてこられるということが、理解が非常にできませんので、その辺のところを説明をいただきたいと思っております。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 一番長くいたということでは決してありませんが、間違いなくその2年間はですね、一緒にいました。そのときに、事後に発覚したのは、そのときからの、犯罪に手を染めたと。また、これはまた組織的にですね、本当に何かそういう不祥事をやったというのでしたらまた、もっともっと話が別だと思うのですが、やっぱりあくまでもこれは故意犯でありますから、裁判でも明らかになっているように、これは例えばどなたがその職にあってもですね、これだけ巧妙に、またこの犯罪を起こすということがあれば、それはなかなか防ぎようのないことだと私ども思っていますが、ただ、その中で課長の管理者としての責任は十分に感じながらですね、そのあとの事後処理含めてですね、また信頼回復含めて、最大限のやっぱり全力でこの任にあたっているということでもありますから、そのことがあるからこそ、まだこれからもそれがしっかりと必要な、私どものこの住民に対して、またそれぞれの、これからの公判に対しても必要な人材であるということ含めてですね、逆にそこにいたからこそ、またより必要な人材であろうというふうなことの判断も、大きな判断の1つであります。

それと、今までそれぞれ長い間、この職員として培ってきた技量、また経験含めてですね、また職員の信頼など含めてもですね、それは対外的にもこれからも大事な人材をしっ

かりとまた登用して、一層また信頼回復含めてですね、この事件の処理をですね、ぜひしていくと。このようなことを総合的に判断した中での提案でありますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 私が伺っていることには答えていただけてないような気もいたしますが、先ほど申し上げましたようにですね、行政報告のあった日にですね、議員協議会に向けても、これらについて説明があったところであります。そのときにですね、議員のほうから質疑があったときに、理事者側からですね、このことをチェックし切れなかった責任はあると、こういうふうに述べられたというふうに私は思っています。そうしますとですね、議会として収納業務不適切処理に関する調査特別委員会を設置してですね、調査をしてきたときにはですね、先ほど申し上げました12万5,400円の件につきましては、不祥事を起こした本人がですね、記憶がないというふうにして処理をされてきたというふうに思っております。それ以降ですね、警察のほうに書類等が持ち込まれましたので、そこからは何の進展もなくですね、その時点では当時の上司だった2人の方には訓告の処分がされてきたと思います。しかしこれからですね、裁判が進んでですよ、いろんなことが明らかになってくるのだらうと思います。それは不納欠損処理も含めてですね、現時点ではどの段階で不納欠損の処理をしたかということとはわかりませんが、裁判が進むにつれてそれは明らかになってくるのではないかと思うのです。その辺を踏まえたときにですね、どうもその、このままでいいですかね、今提案されている方を、こちら側がね、よろしいですよということには私はならない、そういう状況の中で求められていることが理解できないので、もう一度お願いいたします。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 責任がないということではありませんので、もちろん何回も今までも申し上げてきましたけども、この管理責任というものについては、それはもう当然あるということではあります。ただ、当事者でもありませんので、そのあとについてはですね、まだこの部分については、今小笠原議員の質問の部分についてはまだ本人は認否を明らかにしておりませんから、またこれからの公判の進み具合によっては全容が明らかになりますから、そのときは改めてですね、それぞれ上司としての、また管理責任等々含めてですね、明らかにしなければならない部分が出てくるというふうに思っていますから、それらも含めてですね、言うなれば大変なこの犯罪性の高い事件の中で、大変な苦勞をしながらですね、しっかりとこの事後処理含めて対応してきているということと、これだけそれぞれの、我々でも本当に想像を絶することの、いろいろな関係機関とのやりとりなど含めて、しっかりと職員と一丸となって、努力してきていることも含めて、大変な、この事件にあたっての事後処理の経験でありますから、それを含めて、これからの再発防止はもちろんですけども、これからもまちづくりの中で、そういうことも含めてしっかりと町民の皆さんに二度とこのような事件のないようにですね、中心としてこれからも頑張

っていただきながら、そしてまちづくりもさらにですね、その中で今までの経験を生かしながら、そしてそれぞれ職員と気持ちを1つにして頑張るといふ、そういう人材として、私どもは適任であろうと、こういうことで選出させていただきました。

チェックの責任はあるのではないかと、もちろんそれもチェックの責任含めてですね、それはもちろんありますから、それはしっかりと、今後の対応としてしっかり対応させていただきたいと思ひます。

あくまでも、これは私どもはそういう大変な事態の中にいる、本当に責任者の一人でありますけども、それを越えて、しっかりとこれから前向きにですね、全力を尽くしていただける、そういう大事な人材であるということも含めてですね、提案させていただきますので、そこは総合的に大きな判断をさせていただきました。ぜひそこは御理解いただきたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 小笠原良美君。

7番（小笠原良美君） 私は町長のお考えを伺っているつもりで、伺っております。3回目ですが、お伺いしたいと思ひますことはですね、町長はこの不祥事が発覚して以来、職員と一丸となってですね、町民の信頼回復に努めたいということをお述べられてきておると思ひます。実際に、どうもじっくり納得がいかない中で、このことを進めることによってですね、職員との信頼関係が保てるのかですね。それとですね、このことによって、町民の皆さんが良しとしてですね、町長がおっしゃっておられるような信頼回復に努めるといふところに立てるのかどうかということをお述べ、最後にお尋ねをしたいと思ひます。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） もちろん一番大事なところですから、それは御質問のとおりだといふふうに思ひますから、それらも含めて、今までの対応ですね、それからこれからの、私どもも一緒になってですね、そのものについては克服していかなければなりませんし、そういう今御質問の職員やまた町民との信頼関係も最大限に、これはもう全力を尽くしてですね、信頼を回復できるように、また職員の皆さんとも気持ちを一つにして努力させていただけるように、これは一体となってやらなければならないことありますから、その辺については私ども責任持ってしっかり対応させていただきたいと思ひますし、本人のそれぞれの貴重なこれだけの苦勞もですね、必ずここに結果として表れると、こう思ひながら提案をさせていただいたところあります。以上であります。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 私のほうからは、町長御自身の考えということをお主に、大きく言うと二つの点で伺いたいと思ひます。

今質疑があったとおりで、この場に提案されるということは本人も当然覚悟を持って提案されるということだと思ひては思ひますけども、今のような質疑の状況があるといふのも現

実で、本人からいうと、私の表現でいうと、認められた場合ですね、かなりいばらの道を歩むということは、私自身はちょっと予想しています。

その点で、本当に町長と副町長ということですから、その対応を本当に支え合うという表現がいいのかどうかわかりませんが、ある意味ぶつかることも含めてですね、やらなければならないというふうに感じて聞いておりました。そして、その点に対する町長の基本的な考え方というのを伺いたいと思います。

二つ目ですが、町長自身が副町長の位置付けをどう考えて提案されているかということ伺いたいと思います。副町長の仕事や何かは例規集なにかに出ているので、そういうのは一定、もちろんわかっていますけども、例えば副町長と今後進んでいくという点では、副町長は少なくとも町長の部下ではないというふうには思っておりますし、町長は選挙で町民から直接選ばれると、今回はまあ無投票でしたけども。副町長はこういう形で議会、いわゆる私たちも町民から選ばれた議員ですから、間接的に町民から選ばれる副町長だというふうには思うのですが、そういう面ではある意味同格だというふうに感じているのですが、町長の考え方を伺いたいと思っています。平たく言えば、今後ですね、いろんなことがある中で、副町長からのいろんな指摘とか、ある意味それはまずいのではないかというような批判も含めてですね。しかも、この前の一般質問で、町長の周りはもうほとんどというか全部年下という状況の中ですね、町長御自身が年下の言うことをきちんと聞いてもらわないと困るなという気持ちがあるし、突っ走るということは一面大事なことですけども、きちんと聞く耳を持つということがすごく重要になってくるということを、少なくとも私はものすごく心配しております、その辺に対する町長の基本的な考えを伺いたいと思います。

議長（方川一郎君） 高橋町長。

町長（高橋正夫君） 阿保議員の、副町長を選任する上での副町長についての見識というのですかね、それがということですから誰がどうこうということではありませんから。申し上げますけども、阿保議員が心配していただいているように、前後になるかもしれませんが、私が上になればどんどん突っ走って、職員の言うことも聞かないのではないかなという心配ですけども、性格上、私は決してそういうことはありませんので。どちらかという、職員だとかですね、周りの意見が気になるほうでありますから、そこは慎重を期してやります。逆に、その背中を押してもらったりというほうが非常に多いと思うので、副町長はもちろんですけども、それぞれ役場の職員全体ですね、特に管理職を含めては十分にそういう話を聞きながら、そして無理のない、そしてまた頑張らなければならないこと含めてですね、今もちゃんとコミュニケーションを取りながらしっかり対応させていただいていますから、これからもそこについてはもっと、そのときには意を体してやらなければならないというふうに思っていますから、副町長の立場というのは、常に阿保議員の御質問のとおり、私の人生の先輩の皆さん方が助役、副町長を務めてくれましたから、それはもっともっと、一言一言にももちろん私どもの経験したことない重みのある

ものたくさんありますから、大変な御指導をいただいて本当にありがたく思っていますが、今年度年下というようなことでありますけど、年下であろうともやっぱり副町長は副町長ですから、それは私どもも選任させていただいた以上ですね、もちろん共に、格がどうだとかでなくてですね、スクラム組んで、まちの皆に向かってですね、しっかりと行政を担っていくということは一番大事なことでありますから、その辺については御心配のないようにしっかりと対応させていただきたいと思っておりますし、もしそのような気配が感じたときはまた御指導いただければなというふうに思っております。

また、いばらの道を歩むのではないかということですが、今本人はやっぱり大変な決断をしてくれたなというふうに思っています。本当に一番大変な苦勞をしながらやってきて、今の瞬間もものすごいプレッシャーで本当に押しつぶされそうに、きつとなっているのではないかなというふうに思うのです。でも本当に今のこの瞬間も、本当に自分でいいのかと、そういう自問自答をして、きついているのではないかと思いますし、私どもはその状況もわかりながら、逆にピンチをチャンスにできるのは、あなたが一番適任ですし、そういう歴史の中にしっかりと身を置いて、これからまちづくりをしっかりと支えながらですね、また職員と一体となって、町民の皆さんの期待に応える、そういうまちづくりの一角を担ってほしいと、こういって提案させていただきました。大変、御質問にありますように、私どもも本当にこの本人の同意をいただくまで、また同意をいただいてからも、一番大変な思いをさせて本当に本当に申しわけないなと思っておりますが、その分まちづくりでしっかりと恩返しをさせていただきたいなと思っておりますし、特に今提案させていただいている彼は、しっかりと物事の判断をして、良い悪いの意見はきちっと言える人ですから、逆にきちっと言ってちょっと冷たいのではないか何て言われるようなことも中にはあるかもしれませんが、決して中途半端に妥協して物事を曖昧にする何ていうことのできない、言うなれば本当にすかつとした、そういう意見を持ちながら、頑張ってきている人材でありますので、そのこと含めて御提案させていただいたことでありますので、ぜひ、この本当にこれまで頑張ってきて大変な苦勞の中でですね、立ち上がって、この決断をしてくれた大事な人材、ぜひとも皆さんの御同意をいただきながら、また、まちづくりに参加をさせていただきながら、ぜひ育てていただきたいなと、こう思いながら提案させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（方川一郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで、質疑を終わります。

これから、同意第18号副町長選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行ないます。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

議長（方川一郎君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、黒山久男君、及び方川英一君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配付)

議長(方川一郎君) 念のため申し上げます。本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、否とみなします。

繰り返して申し上げますが、本件を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議長(方川一郎君) 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行ないます。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

議会事務局長(鷲巣正樹君) それでは、読み上げます。

1番、矢部隆之議員、2番、藤田直美議員、3番、篠原義彦議員、4番、大住啓一議員、5番、山西二三夫議員、6番、黒山久男議員、7番、小笠原良美議員、8番、方川英一議員、10番、阿保静夫議員、11番、高橋利勝議員。

以上、終わります。

(投票)

議長(方川一郎君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行ないます。

方川英一君及び黒山久男君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(方川一郎君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成5票、反対5票。

投票の結果、賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して採決します。

同意第18号副町長選任について同意を求める件は、議長は同意と採決します。

したがって、同意第18号副町長選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(方川一郎君) 暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時27分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本日、副町長に選任されました大和田収君から発言を求められておりますので、これを許します。

大和田収君、御登壇ください。

総務課長(大和田収君)[登壇] 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副町長選任の同意をいただき、まことにありがとうございます。

今、地方自治体が抱えている課題は非常に多様、多難であり、深さ、重さなど、難しい改革の時代に入っております。待ったなしにやらなければならない課題もたくさんあります。この厳しい時代にあって、我がまちの将来像をどう描いていくか、地方自治を担う者に課される責務と使命はますます大きくなっていると考えております。地方分権改革、行政改革、地方創生事業などと、地方のことは地方での理念のもと、地方への権限や財源をどうするのか、これからの地方は本当の意味での正念場を迎えていると考えております。

また、この状況は本町においても同じであり、行政ばかりでなく、議会、町民の皆さんがスクラムを組み、お互いがまちづくりに自己責任を果たしながら、自主、自立のまちづくりを目指していくことが今問われていると考えております。

このような難しい時代ですけれども、高橋町長政策目標であります、安心と活力と夢あふれるまちづくりの推進に向け、町民との接着剂的な役割と、この度の元職員による不祥事、刑事事件に対する町民の皆さまの信頼回復に務め、職員とは厳しい時代を乗り切るため共通の意識を深め、職員としての誇りを持ち、法令遵守を徹底し、諸情勢に対し、効率的な行政推進を職員一丸となって取り組むことが私の役割であります。

私はもとより微力で浅学非才の身でございます。砂原副町長のように常にバイタリティにあふれ頭脳明晰、多くの実績を残された副町長には及びませんが、高橋町長の補佐役として誠心誠意務めてまいりますので、町民の皆さん、議員の皆さんの一層の御支援と御指導を賜りますことを心からお願いし、同意にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長(方川一郎君) 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

議長(方川一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 同意第19号

議長(方川一郎君) 日程第6 同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長御登壇ください。

町長(高橋正夫君)[登壇] 同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年10月19日をもって任期満了となります教育委員会委員について、中川郡本別町にお住まいの遠山倫子さんを、人格、識見とも適任と判断し、新任をいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますように、よろしく願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(方川一郎君) 起立者10人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第19号教育委員会委員任命について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定いたしました。

日程第7 意見書案第5号

議長(方川一郎君) 日程第7 意見書案第5号教職員の長時間労働是正を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男君、御登壇ください。

6番（黒山久男君）〔登壇〕 意見書案第5号教職員の長時間労働是正を求める意見書。
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、案文を朗読し提案にかえさせていただきます。

教職員の長時間労働是正を求める意見書案。

文科省の2016年度公立小中学校教員の勤務実態調査結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5パーセント、中学校57.6パーセントに達することが明らかになりました。また、同年の連合総研の調査においても、小学校72.9パーセント、中学校86.9パーセントの教員が過労死レベルとなる超勤を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。これでは、教職員がゆとりをもって子どもたちに向き合い、子どもに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、教育職員は給特法により労基法一部適用除外となっているなど法制度の問題や35人以下学級など少人数学級・定数改善が行われていないこと、学習指導要領に規定される授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動、加えて全国学力・学習状況調査の実施とそれに向けた学力向上策などが求められ教員一人ひとりの業務負担が著しく増加していること、など様々な要因があります。

こうした状況を受け文科省は、学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界があるとして、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。一方、政府の働き方改革においては、教職員は給特法により労基法の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされています。

給特法制定時の文部省教員勤務状況調査では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4パーセント、月8時間程度に相当するとして教職調整額が積算されましたが、現在は給特法制定当時と大きく異なり、超勤が無制限・無定量となっています。

現在、長時間労働が社会問題化し働き方改革が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっています。

以上のことから、次の事項について意見します。

記。

1、教職員の長時間労働是正に向け、給特法の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。

2、当面、現行給特法・条例下においては、道教委修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。

3、部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

なお、提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上でございます。議員各位の御同意を、よろしくお願いいいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号教職員の長時間労働是正を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号教職員の長時間労働是正を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第6号

議長（方川一郎君） 日程第8 意見書案第6号適正な地方財政計画の策定を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

11番（高橋利勝君）〔登壇〕 意見書案第6号適正な地方財政計画の策定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

なお、提案理由の説明については文案を読み上げ、かえさせていただきます。

適正な地方財政計画の策定を求める意見書案。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は5月29日、経済・財政再生計画の着実な実施に向けた建議を取りまとめ、地方自治体における基金残高が2015年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めました。こうした地方の基金残高をめぐっては、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議でも同様の議論がされ、6月9日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017では、地方公共団体の基金について、

総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析するとされました。

地方自治体では、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施するなかで、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきています。加えて、今後は地方版創生総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要がありますし、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められています。

地方財政法第4条の2は健全な財政運営のため年度間調整を要請していますが、財源調達に限りがある地方自治体において各種の基金を活用するのは必然ですし、基金は将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきです。地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められません。

つきましては、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突如な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。議員各位の賛同を、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号適正な地方財政計画の策定を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号適正な地方財政計画の策定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第9 意見書案第7号

議長(方川一郎君) 日程第9 意見書案第7号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

高橋利勝君、御登壇ください。

11番(高橋利勝君)[登壇] 意見書案第7号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

なお、提案理由につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきます。

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書案。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でございます。議員各位の賛同を、よろしく願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第7号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第10 意見書案第8号

議長(方川一郎君) 日程第10 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

山西二三夫君、御登壇ください。

5番(山西二三夫君)[登壇] 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

案文を朗読して、提案の説明とさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、伐って使って、また植えるといった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として森林環境税(仮称)の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、森林環境税（仮称）を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

議員各位の皆さんの賛同を、よろしく願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（方川一郎君） 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とし

ます。

総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規程によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴各常任委員長から申し出のあった所管事務について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(方川一郎君) 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第13 議員派遣の件

議長(方川一郎君) 日程第13 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第129条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

閉会宣告

議長(方川一郎君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第3回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

散会宣告(午後 0時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年10月13日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 高 橋 利 勝

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 藤 田 直 美